

第Ⅲ節 設計調査業務等積算基準

第1章	測量業務積算基準	Ⅲ－1－1
第2章	地質調査積算基準	Ⅲ－2－1
第3章	設計業務積算基準	Ⅲ－3－1
第4章	調査、実験業務の積算について	Ⅲ－4－1
第5章	施工管理業務委託積算基準	Ⅲ－5－1
第6章	交通量調査等積算基準	Ⅲ－6－1
第7章	建設資材等価格調査業務積算基準	Ⅲ－7－1
第8章	環境調査業務積算基準	Ⅲ－8－1
第9章	環境常時観測業務積算基準	Ⅲ－9－1

第1章 測量業務積算基準

1. 測量業務積算基準	Ⅲ－1－1
1－1 適用範囲	Ⅲ－1－1
1－2 実施計画	Ⅲ－1－1
1－3 測量業務費	Ⅲ－1－1
1－4 測量業務費の積算方式	Ⅲ－1－3
1－5 近接して発注したい場合の積算	Ⅲ－1－13
1－6 旅費交通費	Ⅲ－1－14
1－7 安全費の積算	Ⅲ－1－14
1－8 電子成果品作成費	Ⅲ－1－14
2. 測量業務標準歩掛	Ⅲ－1－15
2－1 共通	Ⅲ－1－15
2－2 基準点測量	Ⅲ－1－15
2－2－1 1級基準点測量	Ⅲ－1－15
2－2－2 2級基準点測量	Ⅲ－1－16
2－2－3 3級基準点測量	Ⅲ－1－16
2－2－4 4級基準点測量	Ⅲ－1－17
2－2－5 基準点設置	Ⅲ－1－17
2－2－6 基準点測量変化率	Ⅲ－1－19
2－2－7 その他	Ⅲ－1－19
2－3 水準測量	Ⅲ－1－20
2－3－1 水準測量	Ⅲ－1－20
2－3－2 水準点設置	Ⅲ－1－24
2－3－3 水準測量変化率	Ⅲ－1－26
2－3－4 その他	Ⅲ－1－26
2－4 路線測量	Ⅲ－1－27
2－4－1 路線測量	Ⅲ－1－27
2－4－2 路線測量変化率	Ⅲ－1－33
2－4－3 その他	Ⅲ－1－36
3. 空中写真測量	Ⅲ－1－37
3－1 撮影の積算方式	Ⅲ－1－37
3－2 撮影	Ⅲ－1－47
3－3 標定点及び同時調整	Ⅲ－1－48
3－4 数値図化	Ⅲ－1－51
4. 機械経費率	Ⅲ－1－54
4－1 機械経費、通信運搬費等、材料費	Ⅲ－1－54

第1章 測量業務積算基準

1. 測量業務積算基準

1-1 適用範囲

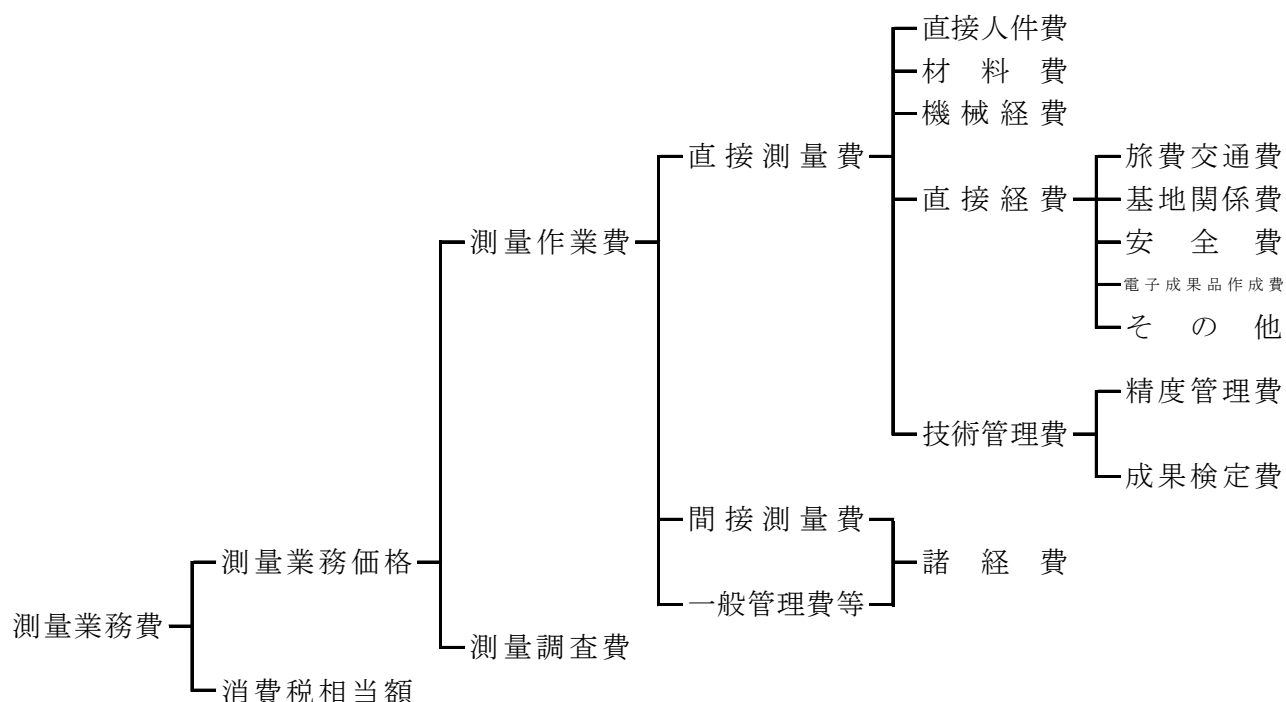
この積算基準は、測量業務に適用する。

1-2 実施計画

測量業務の実施計画を策定する場合、当該作業地域における基本測量及び公共測量の実施状況について調査し、利用できる測量成果等の活用を図ることにより、測量の重複を避けるよう努めるものとする。これらについての掌握及び助言は国土地理院が行っている。

1-3 測量業務費

1-3-1 測量業務費の構成



1-3-2 測量業務費構成費目の内容

1. 測量作業費

測量作業費は、一般的な測量作業に要する費用である。

(1) 直接測量費

直接測量費は、次の各項目について計上する。

① 直接人件費

当該測量作業に従事する技術者の人件費である。なお、名称及びその基準日額等は、別途定める。

② 材料費

材料費は、当該測量作業を実施するのに要する材料の費用である。

③ 機械経費

機械経費は、当該測量作業に使用する機械に要する費用である。その算定は、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものを除き、別途定める測量機械損料等算定表等による。

④ 直接経費

(a) 旅費交通費

当該測量作業に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。

(b) 基地関係費

基地関係費は、測量作業を実施するための基地設置又は使用に関する費用である。

(c) 安全費

安全費は、測量作業における安全対策に要する費用である。

(d) 電子成果品作成費

電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用である。

(e) その他

器財運搬、伐木補償、車借上料等に要する費用を計上する。

⑤ 技術管理費

(a) 精度管理費

精度管理費は、当該測量作業の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定等の費用である。

(b) 成果検定費

成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用である。

また、成果検定費は諸経费率算定の対象額としない。

(2) 間接測量費

間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記簿調査、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用である。

なお、間接測量費は、一般管理費を合わせて、諸経費として計上する。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。

① 一般管理費

一般管理費は、当該測量作業を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

② 付加利益

付加利益は、当該測量作業を実施する企業を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

2. 測量調査費

測量調査費は、宇宙技術を用いた測量等の難度の高い測量業務について行う調査・計画及び測量データを用いた解析等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。

3. 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

1－4 測量業務費の積算方式

1－4－1 測量業務費

測量業務費は、次の積算方式によって積算するものとする。

$$\begin{aligned}\text{測量業務費} &= (\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{(\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費})\} \times \{1 + (\text{消費税率})\}\end{aligned}$$

1. 測量作業費

$$\begin{aligned}\text{測量作業費} &= (\text{直接測量費}) + (\text{間接測量費}) + (\text{一般管理費等}) \\ &= (\text{直接測量費}) + (\text{諸経費}) \\ &= \{(\text{直接測量費}) - (\text{成果検定費})\} \times \{1 + (\text{諸経费率})\} + (\text{成果検定費})\end{aligned}$$

2. 諸経費

測量作業費に係る諸経費は、別表第1又は別表第2により直接測量費（成果検定費を除く）毎に求められた諸経费率を、当該直接測量費（成果検定費を除く）に乗じて得たとする。

3. 測量調査費

測量調査費については、「設計業務等積算基準」による。

なお、技術経费率の適用表の測量調査についての運用は、別表第3による。

別表第1

(1) 諸経费率標準値

直 接 測 量 費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
適 用 区 分 等	下記の率とする	(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率 又 は 変 数 値	91.2%	371.23	－0.107	51.7%

(2) 算出式

$$z = A \times X^b$$

ただし、z：諸経费率（単位：％）

X：直接測量費（単位：円）〔成果検定費を除く。〕

A，b：変数値

(注) 諸経费率の値は、小数点以下第2を四捨五入して小数点以下第1位止めとする。

別表第2

測 量 作 業 諸 経 費 率 早 見 表

A =	b =
371.23	-0.107

5枚中1枚

直 接 測 量 費 (千円)より (千円)まで	諸経費率 (%)
0 — 501	91.2
502 — 506	91.1
507 — 511	91.0
512 — 516	90.9
517 — 522	90.8
523 — 527	90.7
528 — 532	90.6
533 — 538	90.5
539 — 544	90.4
545 — 549	90.3
550 — 555	90.2
556 — 561	90.1
562 — 567	90.0
568 — 573	89.9
574 — 579	89.8
580 — 585	89.7
586 — 591	89.6
592 — 597	89.5
598 — 603	89.4
604 — 610	89.3
611 — 616	89.2
617 — 622	89.1
623 — 629	89.0
630 — 636	88.9
637 — 642	88.8
643 — 649	88.7
650 — 656	88.6
657 — 663	88.5
664 — 670	88.4
671 — 677	88.3
678 — 685	88.2
686 — 692	88.1
693 — 699	88.0
700 — 707	87.9
708 — 714	87.8
715 — 722	87.7
723 — 730	87.6
731 — 738	87.5
739 — 745	87.4
746 — 753	87.3

直 接 測 量 費 (千円)より (千円)まで	諸経費率 (%)
754 — 762	87.2
763 — 770	87.1
771 — 778	87.0
779 — 787	86.9
788 — 795	86.8
796 — 804	86.7
805 — 812	86.6
813 — 821	86.5
822 — 830	86.4
831 — 839	86.3
840 — 848	86.2
849 — 858	86.1
859 — 867	86.0
868 — 877	85.9
878 — 886	85.8
887 — 896	85.7
897 — 906	85.6
907 — 916	85.5
917 — 926	85.4
927 — 936	85.3
937 — 946	85.2
947 — 957	85.1
958 — 967	85.0
968 — 978	84.9
979 — 989	84.8
990 — 1,000	84.7
1,001 — 1,011	84.6
1,012 — 1,022	84.5
1,023 — 1,034	84.4
1,035 — 1,045	84.3
1,046 — 1,057	84.2
1,058 — 1,069	84.1
1,070 — 1,081	84.0
1,082 — 1,093	83.9
1,094 — 1,105	83.8
1,106 — 1,117	83.7
1,118 — 1,130	83.6
1,131 — 1,143	83.5
1,144 — 1,156	83.4
1,157 — 1,169	83.3

(注) この表における直接測量費は成果検定費を除いたものである。

別表第2

測 量 作 業 諸 経 費 率 早 見 表

A =	b =
371.23	-0.107

5枚中2枚

直 接 測 量 費 (千円)より (千円)まで	諸経費率 (%)
1,170 — 1,182	83.2
1,183 — 1,195	83.1
1,196 — 1,209	83.0
1,210 — 1,222	82.9
1,223 — 1,236	82.8
1,237 — 1,250	82.7
1,251 — 1,265	82.6
1,266 — 1,279	82.5
1,280 — 1,294	82.4
1,295 — 1,308	82.3
1,309 — 1,323	82.2
1,324 — 1,338	82.1
1,339 — 1,354	82.0
1,355 — 1,369	81.9
1,370 — 1,385	81.8
1,386 — 1,401	81.7
1,402 — 1,417	81.6
1,418 — 1,434	81.5
1,435 — 1,450	81.4
1,451 — 1,467	81.3
1,468 — 1,484	81.2
1,485 — 1,501	81.1
1,502 — 1,518	81.0
1,519 — 1,536	80.9
1,537 — 1,554	80.8
1,555 — 1,572	80.7
1,573 — 1,590	80.6
1,591 — 1,609	80.5
1,610 — 1,628	80.4
1,629 — 1,647	80.3
1,648 — 1,666	80.2
1,667 — 1,686	80.1
1,687 — 1,706	80.0
1,707 — 1,726	79.9
1,727 — 1,746	79.8
1,747 — 1,767	79.7
1,768 — 1,787	79.6
1,788 — 1,809	79.5
1,810 — 1,830	79.4
1,831 — 1,852	79.3

直 接 測 量 費 (千円)より (千円)まで	諸経費率 (%)
1,853 — 1,874	79.2
1,875 — 1,896	79.1
1,897 — 1,919	79.0
1,920 — 1,941	78.9
1,942 — 1,965	78.8
1,966 — 1,988	78.7
1,989 — 2,012	78.6
2,013 — 2,036	78.5
2,037 — 2,060	78.4
2,061 — 2,085	78.3
2,086 — 2,110	78.2
2,111 — 2,136	78.1
2,137 — 2,161	78.0
2,162 — 2,187	77.9
2,188 — 2,214	77.8
2,215 — 2,241	77.7
2,242 — 2,268	77.6
2,269 — 2,295	77.5
2,296 — 2,323	77.4
2,324 — 2,352	77.3
2,353 — 2,380	77.2
2,381 — 2,409	77.1
2,410 — 2,439	77.0
2,440 — 2,468	76.9
2,469 — 2,499	76.8
2,500 — 2,529	76.7
2,530 — 2,560	76.6
2,561 — 2,592	76.5
2,593 — 2,624	76.4
2,625 — 2,656	76.3
2,657 — 2,689	76.2
2,690 — 2,722	76.1
2,723 — 2,756	76.0
2,757 — 2,790	75.9
2,791 — 2,825	75.8
2,826 — 2,860	75.7
2,861 — 2,895	75.6
2,896 — 2,931	75.5
2,932 — 2,968	75.4
2,969 — 3,005	75.3

(注) この表における直接測量費は成果検定費を除いたものである。

別表第2

測 量 作 業 諸 経 費 率 早 見 表

A =	b =
371.23	-0.107

5枚中3枚

直 接 測 量 費 (千円)より (千円)まで	諸経費率 (%)
3,006 — 3,043	75.2
3,044 — 3,081	75.1
3,082 — 3,119	75.0
3,120 — 3,158	74.9
3,159 — 3,198	74.8
3,199 — 3,238	74.7
3,239 — 3,279	74.6
3,280 — 3,321	74.5
3,322 — 3,363	74.4
3,364 — 3,405	74.3
3,406 — 3,448	74.2
3,449 — 3,492	74.1
3,493 — 3,537	74.0
3,538 — 3,582	73.9
3,583 — 3,627	73.8
3,628 — 3,674	73.7
3,675 — 3,720	73.6
3,721 — 3,768	73.5
3,769 — 3,816	73.4
3,817 — 3,865	73.3
3,866 — 3,915	73.2
3,916 — 3,965	73.1
3,966 — 4,017	73.0
4,018 — 4,068	72.9
4,069 — 4,121	72.8
4,122 — 4,174	72.7
4,175 — 4,228	72.6
4,229 — 4,283	72.5
4,284 — 4,339	72.4
4,340 — 4,395	72.3
4,396 — 4,453	72.2
4,454 — 4,511	72.1
4,512 — 4,570	72.0
4,571 — 4,629	71.9
4,630 — 4,690	71.8
4,691 — 4,752	71.7
4,753 — 4,814	71.6
4,815 — 4,877	71.5
4,878 — 4,942	71.4
4,943 — 5,007	71.3

直 接 測 量 費 (千円)より (千円)まで	諸経費率 (%)
5,008 — 5,073	71.2
5,074 — 5,140	71.1
5,141 — 5,208	71.0
5,209 — 5,277	70.9
5,278 — 5,348	70.8
5,349 — 5,419	70.7
5,420 — 5,491	70.6
5,492 — 5,564	70.5
5,565 — 5,639	70.4
5,640 — 5,714	70.3
5,715 — 5,791	70.2
5,792 — 5,868	70.1
5,869 — 5,947	70.0
5,948 — 6,027	69.9
6,028 — 6,109	69.8
6,110 — 6,191	69.7
6,192 — 6,275	69.6
6,276 — 6,360	69.5
6,361 — 6,446	69.4
6,447 — 6,533	69.3
6,534 — 6,622	69.2
6,623 — 6,712	69.1
6,713 — 6,804	69.0
6,805 — 6,897	68.9
6,898 — 6,991	68.8
6,992 — 7,087	68.7
7,088 — 7,184	68.6
7,185 — 7,283	68.5
7,284 — 7,383	68.4
7,384 — 7,485	68.3
7,486 — 7,588	68.2
7,589 — 7,693	68.1
7,694 — 7,799	68.0
7,800 — 7,908	67.9
7,909 — 8,017	67.8
8,018 — 8,129	67.7
8,130 — 8,242	67.6
8,243 — 8,357	67.5
8,358 — 8,474	67.4
8,475 — 8,592	67.3

(注) この表における直接測量費は成果検定費を除いたものである。

別表第2

測 量 作 業 諸 経 費 率 早 見 表

A =	b =
371.23	-0.107

5枚中4枚

直 接 測 量 費 (千円)より	(千円)まで	諸経費率 (%)
8,593	— 8,712	67.2
8,713	— 8,835	67.1
8,836	— 8,959	67.0
8,960	— 9,085	66.9
9,086	— 9,213	66.8
9,214	— 9,343	66.7
9,344	— 9,475	66.6
9,476	— 9,609	66.5
9,610	— 9,745	66.4
9,746	— 9,883	66.3
9,884	— 10,024	66.2
10,025	— 10,167	66.1
10,168	— 10,312	66.0
10,313	— 10,459	65.9
10,460	— 10,609	65.8
10,610	— 10,761	65.7
10,762	— 10,915	65.6
10,916	— 11,072	65.5
11,073	— 11,231	65.4
11,232	— 11,393	65.3
11,394	— 11,558	65.2
11,559	— 11,725	65.1
11,726	— 11,894	65.0
11,895	— 12,067	64.9
12,068	— 12,242	64.8
12,243	— 12,420	64.7
12,421	— 12,601	64.6
12,602	— 12,785	64.5
12,786	— 12,972	64.4
12,973	— 13,162	64.3
13,163	— 13,355	64.2
13,356	— 13,551	64.1
13,552	— 13,751	64.0
13,752	— 13,953	63.9
13,954	— 14,159	63.8
14,160	— 14,369	63.7
14,370	— 14,581	63.6
14,582	— 14,797	63.5
14,798	— 15,017	63.4
15,018	— 15,241	63.3

直 接 測 量 費 (千円)より	(千円)まで	諸経費率 (%)
15,242	— 15,468	63.2
15,469	— 15,698	63.1
15,699	— 15,933	63.0
15,934	— 16,172	62.9
16,173	— 16,414	62.8
16,415	— 16,660	62.7
16,661	— 16,911	62.6
16,912	— 17,166	62.5
17,167	— 17,425	62.4
17,426	— 17,688	62.3
17,689	— 17,956	62.2
17,957	— 18,228	62.1
18,229	— 18,505	62.0
18,506	— 18,787	61.9
18,788	— 19,073	61.8
19,074	— 19,364	61.7
19,365	— 19,660	61.6
19,661	— 19,961	61.5
19,962	— 20,267	61.4
20,268	— 20,579	61.3
20,580	— 20,895	61.2
20,896	— 21,218	61.1
21,219	— 21,545	61.0
21,546	— 21,878	60.9
21,879	— 22,217	60.8
22,218	— 22,562	60.7
22,563	— 22,913	60.6
22,914	— 23,269	60.5
23,270	— 23,632	60.4
23,633	— 24,001	60.3
24,002	— 24,377	60.2
24,378	— 24,759	60.1
24,760	— 25,148	60.0
25,149	— 25,543	59.9
25,544	— 25,945	59.8
25,946	— 26,355	59.7
26,356	— 26,771	59.6
26,772	— 27,195	59.5
27,196	— 27,626	59.4
27,627	— 28,065	59.3

(注) この表における直接測量費は成果検定費を除いたものである。

別表第2

測 量 作 業 諸 経 費 率 早 見 表

A =	b =
371.23	-0.107

5枚中5枚

直 接 測 量 費 (千円)より (千円)まで	諸経費率 (%)
28,066 — 28,512	59.2
28,513 — 28,966	59.1
28,967 — 29,429	59.0
29,430 — 29,899	58.9
29,900 — 30,378	58.8
30,379 — 30,866	58.7
30,867 — 31,362	58.6
31,363 — 31,867	58.5
31,868 — 32,381	58.4
32,382 — 32,905	58.3
32,906 — 33,437	58.2
33,438 — 33,979	58.1
33,980 — 34,531	58.0
34,532 — 35,093	57.9
35,094 — 35,665	57.8
35,666 — 36,248	57.7
36,249 — 36,841	57.6
36,842 — 37,444	57.5
37,445 — 38,059	57.4
38,060 — 38,685	57.3
38,686 — 39,322	57.2
39,323 — 39,971	57.1
39,972 — 40,632	57.0
40,633 — 41,305	56.9
41,306 — 41,990	56.8
41,991 — 42,688	56.7
42,689 — 43,399	56.6
43,400 — 44,122	56.5
44,123 — 44,860	56.4
44,861 — 45,611	56.3
45,612 — 46,375	56.2
46,376 — 47,154	56.1
47,155 — 47,948	56.0
47,949 — 48,756	55.9
48,757 — 49,580	55.8
49,581 — 50,419	55.7
50,420 — 51,274	55.6
51,275 — 52,144	55.5
52,145 — 53,031	55.4
53,032 — 53,935	55.3

直 接 測 量 費 (千円)より (千円)まで	諸経費率 (%)
53,936 — 54,856	55.2
54,857 — 55,795	55.1
55,796 — 56,751	55.0
56,752 — 57,725	54.9
57,726 — 58,718	54.8
58,719 — 59,730	54.7
59,731 — 60,761	54.6
60,762 — 61,812	54.5
61,813 — 62,883	54.4
62,884 — 63,975	54.3
63,976 — 65,088	54.2
65,089 — 66,222	54.1
66,223 — 67,378	54.0
67,379 — 68,556	53.9
68,557 — 69,758	53.8
69,759 — 70,982	53.7
70,983 — 72,231	53.6
72,232 — 73,504	53.5
73,505 — 74,801	53.4
74,802 — 76,125	53.3
76,126 — 77,474	53.2
77,475 — 78,849	53.1
78,850 — 80,252	53.0
80,253 — 81,682	52.9
81,683 — 83,141	52.8
83,142 — 84,629	52.7
84,630 — 86,146	52.6
86,147 — 87,693	52.5
87,694 — 89,271	52.4
89,272 — 90,881	52.3
90,882 — 92,523	52.2
92,524 — 94,197	52.1
94,198 — 95,906	52.0
95,907 — 97,648	51.9
97,649 — 99,426	51.8
99,427 —	51.7
1億円以上	51.7

(注) この表における直接測量費は成果検定費を除いたものである。

別表第 3

測量調査についての運用			2 枚中 1 枚
	項 目	業 務 名	備 考
測 量 調 査	測量計画に関する 測量調査	基準点測量等の測量計画 宇宙技術等を用いた測量計画 地上写真等による調査の計画 リモートセンシングによる調査計画 新測量技術の総合評価	
	地図作成に関する 測量調査	地図情報の自動解析 画像情報の自動解析 各種地図データ利用のための G I S の構築 衛星画像の解析 地図投影法の設計 主題図の設計	
	地域開発関連の 測量調査	広域開発計画における画像情報による調査解析 広域開発計画における地図情報による調査解析 地図情報による用地管理の調査解析 地図情報による地下空間開発のための調査解析 海底地形・地質の面的調査解析	
	施設管理関連の 測量調査	画像情報による水資源等の調査解析 G I S による施工管理システムの構築 ダム周辺地盤の変動量の調査解析 構造物等の変位調査解析 画像情報による河川流量・交通量の自動解析システムの設計 画像情報による構造物の空洞・亀裂等調査解析 G I S による道路管理のための解析 G I S による河川管理のための解析 G I S による砂防管理のための解析 G I S による上下水道管理のための解析	
	防災関連の測量調査	写真による災害状況の調査 リモートセンシングによる災害調査 写真測量による火山噴出量の解析 G I S による災害予測の解析（水害、火災、震災、津波等） 地盤沈下地域の解析 地殻変動の調査解析 地図・画像情報による地滑り・崩壊地の調査解析	

別表第 3

測量調査についての運用			2 枚中 2 枚
測 量 調 査	項 目	業 務 名	備 考
	環境解析に関する 測量調査	沿岸海域の調査解析 大規模構造物の景観シミュレーション 大規模構造物に関する環境シミュレーション リモートセンシングによる環境調査解析 マクロ環境解析（広域・総合）	
	工事施工に関する 測量調査	CAD による工事完成モデルの解析 工事施工に伴う連続モニタリング 工事施工に伴う高精度計測 土木・建築構造物の形状調査解析 位置誘導システムの設計	
	基礎測量調査	地殻構造の調査解析 ジオイドの調査解析 海面変動の調査解析	

1-4-2 変化率の積算

1. 変化率

変化率は、相互に独立であると仮定し、代数和の形で種々の条件を取り入れる。すなわち直接作業費単価は各条件に対応する変化率の代数和に1を加えた値を標準単価に乗じて決める。

変化率は、それぞれの条件における標準値を示すもので、自ずから若干の幅がある。従って実際の適用にあたっては、測量作業諸条件を十分加味して、実際の積算を行われたい。条件が二つ以上にまたがる測量作業の場合は、延長、面積、作業量等のうち適當のものを「重み」とした加重平均値（小数点以下2位）を用いる。

縮尺は通常用いられるものについて作成してあるので、その中間のものが必要なときは、その前後の縮尺を参考に、また、本歩掛表より大きな縮尺、小さな縮尺のものについては、別途に検討のうえ積算する。

なお、縮尺別の変化率を与えていない測量は、縮尺による変化率の増減はないものとしている。

〔変化率の計算の1例（距離を重量とした場合）〕

延長20kmの路線測量において地域が下図のように分かれている場合は、変化率表を参照して、次のとおりとなる。

大市街地 (平地)	市街地乙 (平地)	耕 地 (平地)	都市近郊 (丘陵地)
3 km	9 km	6 km	2 km

$$\text{変化率} = \frac{1.0 \times 3 + 0.3 \times 9 + 0.0 \times 6 + 0.3 \times 2}{3 + 9 + 6 + 2} = \frac{6.3}{20} = 0.32$$

$$1 + \text{変化率} = 1.32$$

2. 地域・地形区分

地域・地形区分の標準は次のように定める。

(1) 地域による分類

- ①大市街地 人口約100万人以上の大都市の中心部。(家屋密度90%程度)
- ②市街地(甲) 人口約50万人以上の大都市の中心部。(家屋密度80%程度)
- ③市街地(乙) 上記以外の都市部。(家屋密度60%程度)
- ④都市近郊 都市に接続する家屋の散在している地域。(家屋密度40%程度)
- ⑤耕 地 耕地及びこれに類似した所で農地でなくともこの中に含む。
(家屋密度20%程度以下)
- ⑥原 野 木が少なく視通の良い所。
- ⑦森 林 木が多く視通の悪い所。

(2) 地形による分類

- ①平 地 平坦な地域。
- ②丘 陵 地 ゆるやかな起伏のある地形。
- ③低 山 地 相当勾配のある地形。あるいは、標高1,000m未満の山地。
- ④高 山 地 急峻な地形。あるいは、標高1,000m以上の山地。

1－4－3 技術管理費の積算

技術管理費は、精度管理費に成果検定費を加えたものとする。

$$(\text{技術管理費}) = (\text{精度管理費}) + (\text{成果検定費})$$

1. 精度管理費

精度管理費は、精度管理、機械器具の検定に必要な経費であり、直接測量費のうち直接人件費及び機械経費の合計額に精度管理費係数を乗じて得た額とする。

$$(\text{精度管理費}) = \{(\text{直接人件費}) + (\text{機械経費})\} \times (\text{精度管理費係数})$$

なお、精度管理費係数は、表－1によるものとするが、その内容が技術的に極めて高度であるか、または極めて複雑困難であるときは、5％を超えない範囲で増すことができる。

2. 成果検定費

成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用であり、次式により算定して得た額とする。なお、成果検定費は、諸経費の対象とはしない。

$$(\text{成果検定費}) = (\text{測量成果検定料}) \times (\text{作業量})$$

表－１ 精度管理費係数

測量作業種別			精度管理費係数
基準点測量	1 級基準点測量		0 . 1 0
	2 級基準点測量		0 . 0 9
	3 級基準点測量		0 . 0 9
	4 級基準点測量		0 . 0 9
	1 級水準測量（レベル等による）		0 . 0 9
	2 級水準測量（レベル等による）		0 . 0 9
	3 級水準測量（レベル等による）		0 . 0 9
	4 級水準測量（レベル等による）		0 . 0 9
応用測量	路線測量（用地幅杭設置測量は除く）		0 . 1 0
	河川測量		0 . 1 0
	深浅測量		0 . 0 9
	用地測量（境界測量、境界点間測量は除く）		0 . 0 7
地形測量	空中写真測量	撮影（デジタル）	0 . 0 5
		対空座標の設置	0 . 0 3
		標定点測量	0 . 0 2
		簡易水準測量	0 . 0 5
		同時調整	0 . 0 5
		数値図化（地図情報レベル 1000）	0 . 0 7
		数値図化（地図情報レベル 2500）	0 . 0 3
	現地測量		0 . 0 5
	航空レーザ測量（地図情報レベル 1000）		0 . 0 3

（注）１．基準点測量及び水準測量に伴う基準点設置及び水準点設置も精度管理費係数の対象に含む。

２．路線測量の作業計画、現地踏査、伐採は精度管理費係数の対象としない。

３．河川測量の作業計画、現地踏査は精度管理費係数の対象としない。

４．浅深測量の作業計画は精度管理費係数の対象としない。

５．（１）用地測量（公共用地境界確定協議を除く）の作業計画、現地踏査、公図等の転写、地積測量図転写、土地の登記簿調査、建物の登記記録調査、権利者確認調査（当初）、権利者確認調査（追跡）、公図等転写連続図作成、境界確認、土地境界立会確認書作成、境界測量、用地境界仮杭設置、用地境界杭設置、土地調書作成は精度管理費係数の対象としない。

（２）用地測量（公共用地境界確定協議）の公共用地管理者との打合せ、依頼書作成、協議書作成は精度管理費係数の対象としない。

１－５ 近接して発注したい場合の積算

原則として調整計算はしないものとする。

１－６ 旅費交通費

旅費交通費の積算にあたっては、表－２を原則適用する。ただし、現地条件等により、これによりがたい場合は、別途積算するものとする。

表－２ 旅費交通費

	①旅費交通費の率 ②旅費の率	①旅費交通費②旅費 の上限（千円）	日当・宿泊料 （千円）
①宿泊、滞在を伴わない業務	直接人件費の０．５６％	２３０	－
②宿泊、滞在を伴う業務	直接人件費の０．８３％	３１３	７．３X

注）１．旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議の費用とする。現地作業での連絡車（ライトバン）運転に係る機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経费率等に含まれているため、別途計上しない。

注）２．宿泊、滞在を伴う業務の場合、X（延べ宿泊日数および滞在日数）を乗じた額を、日当・宿泊料として積算する。

注）３．往復旅行時間にかかる直接人件費について、表－２の①の場合は積算上含まれている。また、②の場合は含まれていないため、別途計上するとともに、その旨特記仕様書等に明示するものとする。

１－７ 安全費の積算

安全費とは、当該測量業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の１）又は２）により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に交通誘導員、熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わるものをいう。

１）交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。

（安全費）＝｛（直接測量費）－（往復経費）－（成果検定費）｝×（安全費率）

注）１．上式の直接測量費は、安全費を含まない費用である。

２．上式の往復経費とは、宿泊を伴う場合で積算上の基地から滞在地までの旅行等による旅費交通費及び旅行時間に係る直接人件費の費用である。

安全費率は表－３を標準とする。

表－３ 安全費率

地域 場所	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他
主として現道上	４．０％	３．５％	３．０％	２．５％

注）１．地域が複数となる場合は、主たる地域の率を適用する。

２）１）によりがたい場合及び熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わる安全費を算出する業務は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。

１－８ 電子成果品作成費

電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。

ただし、これによりがたい場合は別途計上する。

電子成果品作成費（千円）＝２．３× $x^{0.44}$

ただし、x：直接人件費（千円）

注）１．上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位（小数点以下切り捨て）で代入する。

２．算出された電子成果品作成費（千円）は、千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。

３．電子成果品作成費の上下限については、上限１７０千円、下限：１０千円とする。

２．測量業務標準歩掛

２－１ 共通

１）打合せ等

(１業務当たり)

区分		主任技師	技師（Ａ）	技師（Ｂ）	技師（Ｃ）	備考
打合せ	業務着手時	０．５	０．５			(対面)
	中間打合せ	０．５		０．５		１回当たり（対面）
	成果品納入時	０．５	０．５			(対面)
関係機関協議資料作成				０．２５	０．２５	１機関当たり
関係機関打合せ協議			０．５	０．５		１機関当たり（対面）

- (注) １． 打合せ、関係機関打合せ協議には、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所用時間１時間程度以内）を含むものとする。
- ２． 打合せ、関係機関打合せ協議には、電話及び電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。
- ３． 中間打合せの回数は、測量の種別によるものとし、記載が無い場合は必要回数（３回を標準）を計上する。打合せ回数を増減する場合は、１回当たり、中間打合せ１回の人員を増減する。
- なお、複数分野の業務を同時に発注する場合は、主たる業務の打合せ回数を適用し、それ以外の業務については、必要に応じて中間打合せ回数を計上する。
- ４． 関係機関打合せ協議の回数は、１機関当たり１回程度とする。なお、発注者のみが直接関係機関と協議する場合は、関係機関打合せ協議を計上しない。

２－２ 基準点測量

２－２－１ １級基準点測量

(１) 新点５点

本歩掛の適用範囲は、新点50点以下とする。

2-1-1

標準作業量	作業工程	所要日数						内外業の別	編成						延人日数					
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員			測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
新点 5点	作業計画	1.0	2.0	1.5				内	1	1	1			3	1.0	2.0	1.5			4.5
	選点		3.0	3.5				外		1	1			2		3.0	3.5			6.5
	観測		1.5	1.5	1.5			外		2	3	1		6		3.0	4.5	1.5		9.0
	計算整理	1.0	3.5	3.0				内	1	1	1			3	1.0	3.5	3.0			7.5
	内訳	外業計	4.5	5.0	1.5											6.0	8.0	1.5		15.5
		内業計	2.0	5.5	4.5										2.0	5.5	4.5			12.0
	合計	2.0	10.0	9.5	1.5										2.0	11.5	12.5	1.5		27.5

- (注) １． 本歩掛は、２－２－５ 基準点設置の地上埋設（普通）、地上埋設（上面舗装）、地下埋設、屋上埋設と併せて使用する。
- ２． 伐採のある場合は、別途計上する。
- ３． 機械経費、通信運搬費用等、材料費について、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

2-2-2 2級基準点測量

(1) 新点10点

本歩掛の適用範囲は、新点35点以下とする。

2-2-1

標準作業量	作業工程	所要日数					内外業の別	編成					計	延人日数					計
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	
新点 10点	作業計画	1.5	2.5	2.0			内	1	1	1			3	1.5	2.5	2.0			6.0
	選点		8.5	8.5			外		1	1			2		8.5	8.5			17.0
	伐採		2.0	2.0		2.0	外		1	1		1	3		2.0	2.0		2.0	6.0
	観測		5.0	4.0		3.5	外		1	3		3	7		5.0	12.0		10.5	27.5
	計算整理	2.0	3.5	5.0			内	1	1	1			3	2.0	3.5	5.0			10.5
	内訳	外業計		15.5	14.5	5.5									15.5	22.5		12.5	(44.5) 50.5
		内業計	3.5	6.0	7.0									3.5	6.0	7.0			(16.5) 16.5
	合計	(3.5) 3.5	(19.5) 21.5	(19.5) 21.5		(3.5) 5.5								(3.5) 3.5	(19.5) 21.5	(27.5) 29.5		(10.5) 12.5	(61.0) 67.0

- (注) 1. 本歩掛は、2-2-5 基準点設置の地上埋設（普通）、地上埋設（上面舗装）、地下埋設、屋上埋設と併せて使用する。
2. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
3. 伐採を必要としない場合は、伐採工程の人日数を減ずるものとする。また、直接人件費に対する割合は「伐採なし」の数値を適用するものとする。
4. () 書の数値は、伐採を含まない数値である。
5. 機械経費、通信運搬費用等、材料費について、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

2-2-3 3級基準点測量

(1) 新点20点

本歩掛の適用範囲は、新点80点以下とする。

2-3-1

標準作業量	作業工程	所要日数					内外業の別	編成					計	延人日数					計
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	
新点 20点	作業計画	2.0	2.0	2.0			内	1	1	1			3	2.0	2.0	2.0			6.0
	選点		6.0	6.0	5.0		外		1	1	1		3		6.0	6.0	5.0		17.0
	伐採		1.5	1.5		1.5	外		1	1		1	3		1.5	1.5		1.5	4.5
	観測		5.5	5.5	4.0		外		1	1	2		4		5.5	5.5	8.0		19.0
	計算整理	1.0	3.0	4.0	2.5		内	1	1	1	1		4	1.0	3.0	4.0	2.5		10.5
	内訳	外業計		13.0	13.0	9.0	1.5								13.0	13.0	13.0	1.5	(36.0) 40.5
		内業計	3.0	5.0	6.0	2.5								3.0	5.0	6.0	2.5		(16.5) 16.5
	合計	(3.0) 3.0	(16.5) 18.0	(17.5) 19.0	(11.5) 11.5	1.5								(3.0) 3.0	(16.5) 18.0	(17.5) 19.0	(15.5) 15.5	1.5	(52.5) 57.0

- (注) 1. 本歩掛は、2-2-5 基準点設置の地上埋設（上面舗装）、地下埋設、屋上埋設、コンクリート杭設置と併せて使用する。ただし、永久標識設置を設置しない場合は、永久標識設置なしの直接人件費に対する割合を適用する。
2. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
3. 伐採を必要としない場合は、伐採工程の人日数を減ずるものとする。また、直接人件費に対する割合は「伐採なし」の数値を適用するものとする。

４．（ ）書の数値は、伐採を含まない数値である。

５．機械経費、通信運搬費用等、材料費について、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

２－２－４ ４級基準点測量

（１）新点３５点 永久標識設置なし

本歩掛の適用範囲は、新点170点以下とする。

2-4-1

標準作業量	作業工程	所要日数						内外業の別	編成						延人日数					
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員			測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
新点 35点 永久標識 設置なし	作業計画	0.5	1.0	0.5				内	1	1	1			3	0.5	1.0	0.5			2.0
	選点		2.5	2.5	2.0			外		1	1	1		3		2.5	2.5	2.0		7.0
	伐採		0.5	0.5		0.5		外		1	1		1	3		0.5	0.5		0.5	1.5
	観測		3.0	3.0	2.5			外		1	1	2		4		3.0	3.0	5.0		11.0
	計算整理	0.5	1.5	2.0	1.0			内	1	1	1	1		4	0.5	1.5	2.0	1.0		5.0
	内訳	外業計		6.0	6.0	4.5	0.5									6.0	6.0	7.0	0.5	(18.0) 19.5
		内業計	1.0	2.5	2.5	1.0									1.0	2.5	2.5	1.0		(7.0) 7.0
	合計	(1.0) 1.0	(8.0) 8.5	(8.0) 8.5	(5.5) 5.5		0.5								(1.0) 1.0	(8.0) 8.5	(8.0) 8.5	(8.0) 8.0	0.5	(25.0) 26.5

（注）１．伐採を必要としない場合は、伐採工程の人日数を減ずるものとする。また、直接人件費に対する割合は「伐採なし」の数値を適用するものとする。

２．本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

３．（ ）書の数値は、伐採を含まない数値である。

４．機械経費、通信運搬費用等、材料費について、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

２－２－５ 基準点設置

（１）新点１０点 地上埋設（普通）

本歩掛の適用範囲は、新点35点以下とする。

2-5-1

標準作業量	作業工程	所要日数						内外業の別	編成						延人日数					
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員			測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
新点 10点 地上埋設 (普通)	設置		1.0	6.0		6.0		外		1	1		2	4		1.0	6.0		12.0	19.0
	合計		1.0	6.0		6.0										1.0	6.0		12.0	19.0

（注）１．本歩掛は、２－２－１ １級基準点測量、２－２－２ ２級基準点測量と併せて使用する。

２．本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

３．機械経費、通信運搬費用等、材料費について、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

(2) 新点10点 地上埋設(上面舗装)

本歩掛の適用範囲は、新点80点以下とする。

2-5-2

標準作業量	作業工程	所 要 日 数					内 外 業 の 別	編 成					延 人 日 数						
		測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	普 通 作 業 員		測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	普 通 作 業 員	計	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	普 通 作 業 員	計
新 点 10点 地上埋設 (上面舗装)	設 置		1.0	6.0		6.0	外		1	1		2	4		1.0	6.0		12.0	19.0
	合 計		1.0	6.0		6.0									1.0	6.0		12.0	19.0

- (注) 1. 本歩掛は、2-2-1 1級基準点測量、2-2-2 2級基準点測量、2-2-3 3級基準点測量と併せて使用する。
2. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
3. 機械経費、通信運搬費用等、材料費について、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

(3) 新点10点 地下埋設

本歩掛の適用範囲は、新点80点以下とする。

2-5-3

標準作業量	作業工程	所 要 日 数					内 外 業 の 別	編 成					延 人 日 数						
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
新 点 10点 地下埋設	設 置		1.0	6.0		6.0	外		1	1		2	4		1.0	6.0		12.0	19.0
	合 計		1.0	6.0		6.0									1.0	6.0		12.0	19.0

- (注) 1. 本歩掛は、2-2-1 1級基準点測量、2-2-2 2級基準点測量、2-2-3 3級基準点測量と併せて使用する。
2. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
3. 機械経費、通信運搬費用等、材料費について、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

(4) 新点10点 屋上埋設

本歩掛の適用範囲は、新点80点以下とする。

2-5-4

標準作業量		作業工程	所 要 日 数					内 外 業 の 別	編 成					延 人 日 数					
			測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員
新 点 1 0 点 屋上埋設	設 置		1.0	4.5		4.5	外		1	1		1	3		1.0	4.5		4.5	10.0
	合 計		1.0	4.5		4.5									1.0	4.5		4.5	10.0

- (注) 1. 本歩掛は、2-2-1 1級基準点測量、2-2-2 2級基準点測量、2-2-3 3級基準点測量と併せて使用する。
2. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
3. 機械経費、通信運搬費用等、材料費について、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

(5) 新点10点 コンクリート杭設置

本歩掛の適用範囲は、新点80点以下とする。

2-5-5

標準作業量	作業工程	所 要 日 数					内 外 業 の 別	編 成					延 人 日 数						
		測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	普 通 作 業 員		測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	普 通 作 業 員	計	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	普 通 作 業 員	計
新 点 10点 コンクリート杭 設置	設 置		1.0	5.0		5.0	外		1	1		1	3		1.0	5.0		5.0	11.0
	合 計		1.0	5.0		5.0									1.0	5.0		5.0	11.0

- (注) 1. 本歩掛は、2-2-3 3級基準点測量と併せて使用する。
 2. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
 3. 機械経費、通信運搬費用等、材料費について、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

2-2-6 基準点測量変化率

(1) 地域差による変化率

地域 \ 地形	平地	丘陵地	低山地	高山地
大市街地	+0.1			
市街地甲	+0.1			
市街地乙	0.0	0.0		
都市近郊	0.0	0.0		
耕地	0.0	-0.1	+0.1	
原野	0.0	-0.1	0.0	+0.1
森林	+0.1	0.0	+0.2	+0.3

2-2-7 その他

(1) 打合せ

中間打合せの回数は3回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、1回あたり、中間打合せ1回の人員を増減する。

2-3 水準測量

2-3-1 水準測量

(1) 1級水準測量観測（レベル等による）

本歩掛の適用範囲は、1級水準測量観測700km以下とする。

3-1-1

標準作業量	作業工程	所要日数						編成						延人日数					
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	内外業の別	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
1級水準 測量観測 100km	作業計画	1.0	1.5	2.0	0.5		内	1	1	1	1		4	1.0	1.5	2.0	0.5		5.0
	選点		4.0	4.0	4.0		外		1	1	2		4		4.0	4.0	8.0		16.0
	観測		18.0	36.0	36.0		外		1	1	3		5		18.0	36.0	108.0		162.0
	計算整理	1.0	6.0	12.0	4.0		内	1	1	1	1		4	1.0	6.0	12.0	4.0		23.0
	内訳	外業計	22.0	40.0	40.0		外								22.0	40.0	116.0		178.0
		内業計	2.0	7.5	14.0	4.5	内							2.0	7.5	14.0	4.5		28.0
	合計	2.0	29.5	54.0	44.5									2.0	29.5	54.0	120.5		206.0

(注) 1. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

2. 機械経費、通信運搬費用等、材料費について、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

(2) 2級水準測量観測（レベル等による）

本歩掛の適用範囲は、2級水準測量観測100km以下とする。

3-1-2

標準作業量	作業工程	所 要 日 数					内 外 業 の 別	編 成					延 人 日 数							
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	
2級水準 測量観測 30km	作業計画		0.5	1.0	1.0	0.5		内	1	1	1	1		4	0.5	1.0	1.0	0.5		3.0
	選 点			1.0	1.0	1.0		外		1	1	2		4		1.0	1.0	2.0		4.0
	観 測			4.5	9.0	9.0		外		1	1	3		5		4.5	9.0	27.0		40.5
	計算整理		1.0	2.0	4.0	2.0		内	1	1	1	1		4	1.0	2.0	4.0	2.0		9.0
	内訳	外業計		5.5	10.0	10.0		外								5.5	10.0	29.0		44.5
		内業計	1.5	3.0	5.0	2.5		内							1.5	3.0	5.0	2.5		12.0
	合 計		1.5	8.5	15.0	12.5									1.5	8.5	15.0	31.5		56.5

(注) 1. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

2. 機械経費、通信運搬費用等、材料費について、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

(3) 3級水準測量観測 (レベル等による)

本歩掛の適用範囲は、3級水準測量観測50km以下とする。

3-1-3

標準作業量	作業工程	所要日数					内外業の別	編成					延入日数						
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
3級水準 測量観測 5 km	作業計画	0.2	0.2	0.2			内	1	1	1			3	0.2	0.2	0.2			0.6
	選 点		0.4	0.4	0.4		外		1	1	1		3		0.4	0.4	0.4		1.2
	観 測		1.0	1.0	1.0		外		1	1	2		4		1.0	1.0	2.0		4.0
	計算整理		0.5	0.5			内		1	1			2		0.5	0.5			1.0
	内訳	外業計		1.4	1.4	1.4		外							1.4	1.4	2.4		5.2
		内業計	0.2	0.7	0.7			内						0.2	0.7	0.7			1.6
	合 計		0.2	2.1	2.1	1.4								0.2	2.1	2.1	2.4		6.8

(注) 1. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

2. 機械経費、通信運搬費用等、材料費について、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

(4) 4級水準測量観測（レベル等による）

本歩掛の適用範囲は、4級水準測量観測20km以下とする。

3-1-4

標準作業量	作業工程	所要日数					内外業の別	編成					延入日数					計	
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手		普通作業員
4級水準 測量観測 2 km	作業計画	0.1	0.1	0.1			内	1	1	1			3	0.1	0.1	0.1			0.3
	選点		0.1	0.1	0.1		外		1	1	1		3		0.1	0.1	0.1		0.3
	観測		0.3	0.3	0.3		外		1	1	2		4		0.3	0.3	0.6		1.2
	計算整理		0.3	0.3			内		1	1			2		0.3	0.3			0.6
	内訳	外業計		0.4	0.4	0.4		外							0.4	0.4	0.7		1.5
		内業計	0.1	0.4	0.4			内							0.1	0.4	0.4		
	合計		0.1	0.8	0.8	0.4									0.1	0.8	0.8	0.7	

(注) 1. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

2. 機械経費、通信運搬費用等、材料費について、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

2-3-2 水準点設置

(1) 水準点設置 (永久標識)

本歩掛の適用範囲は、新点6.5点以下とする。

3-2-1

標準作業量	作業工程	所要日数						編成						延人日数					
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	内外業の別	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
新点 8点	選 点		1.5	2.0	1.5		外		1	1	1		3		1.5	2.0	1.5		5.0
	設 置			2.5		2.5	外			1		2	3			2.5		5.0	7.5
	整 理			1.5	1.0		内			1	1		2			1.5	1.0		2.5
	内 訳	外業計	1.5	4.5	1.5	2.5	外								1.5	4.5	1.5	5.0	12.5
		内業計			1.5	1.0	内									1.5	1.0		2.5
	合 計		1.5	6.0	2.5	2.5									1.5	6.0	2.5	5.0	15.0

(注) 1. 本歩掛は、地上・地下埋設及び1級～4級の各水準測量に適用するものとし、2-3-1 水準測量と併せて使用する。

2. 機械経費、通信運搬費用等、材料費について、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

(2) 水準点設置（永久標識以外）

本歩掛の適用範囲は、新点20点以下とする。

3-2-2

標準作業量	作業工程	所要日数						編成						延人日数					
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	内外業の別	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
新点 6点	選 点		0.3	0.6	0.3		外		1	1	1		3		0.3	0.6	0.3		1.2
	設 置			0.6		0.6	外			1		1	2			0.6		0.6	1.2
	整 理			1.0	0.8		内			1	1		2			1.0	0.8		1.8
	内 訳	外業計	0.3	1.2	0.3	0.6	外								0.3	1.2	0.3	0.6	2.4
		内業計		1.0	0.8		内									1.0	0.8		1.8
	合 計		0.3	2.2	1.1	0.6									0.3	2.2	1.1	0.6	4.2

- (注) 1. 本歩掛は、固定点を除く一時標識の設置に適用する。2-3-1 水準測量と併せて使用する。
2. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
3. 機械経費、通信運搬費用等、材料費について、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

2-3-3 水準測量変化率

(1) 地域差による変化率

地 形 地 域	道 路 上				道 路 外			
	平 地	丘 陵 地	低 山 地	高 山 地	平 地	丘 陵 地	低 山 地	高 山 地
大 市 街 地	0.0							
市 街 地 甲	0.0							
市 街 地 乙	0.0	+0.1	+0.2					
都 市 近 郊	-0.1	0.0	+0.1		+0.2			
耕 地	-0.1	0.0	+0.1		+0.1	+0.2		
原 野	+0.3	+0.4	+0.5			+0.6	+0.7	
森 林			+0.6	+0.7			+0.8	+0.9

(注) 1. (道路上)は1～4級水準測量観測、(道路外)は3, 4級水準測量観測に適用するものとする。

2. (道路上)及び(道路外)の区分は主として水準路線が既設の道路沿いにあるか、そうでないかによって決定する。

2-3-4 その他

(1) 打合せ

中間打合せの回数は1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、1回あたり、中間打合せ1回の人員を増減する。

2-4 路線測量

2-4-1 路線測量

本標準歩掛は、平地の標準作業歩掛であり、作業量（延長等）の増減に対しては、比例計算で計上し、地域の異なる場合等は2-4-2路線測量変化率により補正する。

(1) 作業計画

標準作業量	作業工程	所要日数						内外業の別	編成						延人日数					
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員			測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
1業務当り	作業計画	0.6	0.8	0.4				内	1	1	1			3	0.6	0.8	0.4			1.8
	合計	0.6	0.8	0.4											0.6	0.8	0.4			1.8

- (注) 1. 作業計画は精度管理費係数の対象としない。
 2. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
 3. 機械経費、通信運搬費用等、材料費について、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

(2) 現地踏査

標準作業量	作業工程	所要日数						内外業の別	編成						延人日数					
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員			測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
1 km当り	現地踏査		0.8	0.8				外		1	1			2		0.8	0.8			1.6
	合計		0.8	0.8												0.8	0.8			1.6

- (注) 1. 作業計画は精度管理費係数の対象としない。
 2. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
 3. 機械経費、通信運搬費用等、材料費について、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

(3) 伐採

標準作業量	作業工程	所要日数						内外業の別	編成						延人日数					
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員			測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
1 km当り	伐採			1.9	1.9	1.9		外			1	1	1	3			1.9	1.9	1.9	5.7
	合計			1.9	1.9	1.9											1.9	1.9	1.9	5.7

- (注) 1. 伐採は精度管理費係数の対象としない。
 2. 伐採は必要に応じて計上する。
 3. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
 4. 機械経費、通信運搬費用等、材料費について、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

(4) 線形決定 (条件点の観測)

4-1-4

標準作業量	作業工程		所要日数					内外業の別	編成						延人日数					
			測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
10点当り	観測			0.7	0.7	0.7		外		1	1	1		3		0.7	0.7	0.7		2.1
	点検整理			0.3	0.5			内		1	1			2		0.3	0.5			0.8
	内訳	外業計		0.7	0.7	0.7		外								0.7	0.7	0.7		2.1
		内業計		0.3	0.5			内									0.3	0.5		
	合計			1.0	1.2	0.7											1.0	1.2	0.7	

- (注) 1. 線形決定において設計条件となる点(線形決定する上で避けるべきポイント)があり、その位置(座標)が必要な場合に限り計上する。
2. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
3. 機械経費、通信運搬費用等、材料費について、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

(5) 線形決定

4-1-5

標準作業量	作業工程	所要日数						内外業の別	編成						延人日数					
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師		測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	
1 km当り	IP図上決定	0.2	0.4	0.3			内	1	1	1			3	0.2	0.4	0.3			0.9	
	計 算		0.3	0.3			内		1	1			2		0.3	0.3			0.6	
	線形図作成		0.2	0.4			内		1	1			2		0.2	0.4			0.6	
	点検整理		0.5	0.4			内		1	1			2		0.5	0.4			0.9	
	合 計	0.2	1.4	1.4										0.2	1.4	1.4			3.0	

- (注) 1. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
2. 機械経費、通信運搬費用等、材料費について、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

(6) I P 設置

4-1-6

標準作業量	作業工程	所要日数						編成						延人日数					
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	内外業の別	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
1 km 当り クロイト 曲線 1ヶ所を含む	I P 設置計算		0.2	0.2			内		1	1			2		0.2	0.2			0.4
	I P 設置		0.8	0.8	0.8		外		1	1	1		3		0.8	0.8	0.8		2.4
	I P 点検整理		0.4	0.3			内		1	1			2		0.4	0.3			0.7
	内訳																		
	外業計		0.8	0.8	0.8		外								0.8	0.8	0.8		2.4
	内業計		0.6	0.5			内								0.6	0.5			1.1
合 計			1.4	1.3	0.8										1.4	1.3	0.8		3.5

- (注) 1. I P の位置を現地に設置する必要がある場合に計上する。
 2. I P 設置計算は、座標値を持たない場合にのみ計上する。
 3. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
 4. 機械経費、通信運搬費用等、材料費について、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

(7) 中心線測量

4-1-7

標準作業量	作業工程	所要日数						編成						延人日数					
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	内外業の別	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
1 km 当り クロイト 曲線 1ヶ所を含む	中心点 座標計算		0.3	0.3			内		1	1			2		0.3	0.3			0.6
	測定設置		2.2	2.4	2.1		外		1	1	1		3		2.2	2.4	2.1		6.7
	線形地形 図の作成		0.1	0.3			内		1	1			2		0.1	0.3			0.4
	点検整理		0.2	0.3			内		1	1			2		0.2	0.3			0.5
	内訳																		
	外業計		2.2	2.4	2.1		外								2.2	2.4	2.1		6.7
	内業計		0.6	0.9	0.0		内								0.6	0.9			1.5
合 計			2.8	3.3	2.1										2.8	3.3	2.1		8.2

- (注) 1. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
 2. 機械経費、通信運搬費用等、材料費について、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

(8) 仮BM設置測量

4-1-8

標準作業量	作業工程	所要日数						編成						延人日数					
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	内外業の別	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
1 km当り	測定設置		0.8	0.8	0.8		外		1	1	1		3		0.8	0.8	0.8		2.4
	計 算			0.2	0.1		内			1	1		2			0.2	0.1		0.3
	点検整理		0.2	0.2			内		1	1			2		0.2	0.2			0.4
	内訳 外業計		0.8	0.8	0.8		外								0.8	0.8	0.8		2.4
	内業計		0.2	0.4	0.1		内								0.2	0.4	0.1		0.7
	合 計		1.0	1.2	0.9										1.0	1.2	0.9		3.1

- (注) 1. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
2. 機械経費、通信運搬費用等、材料費について、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

(9) 縦断測量

4-1-9

標準作業量	作業工程	所要日数						編成						延人日数					
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	内外業の別	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
1 km当り 往復	観測		1.4	1.5	1.5		外		1	1	1		3		1.4	1.5	1.5		4.4
	縦断面図作成		0.4	0.5	0.4		内		1	1	1		3		0.4	0.5	0.4		1.3
	点検整理		0.3	0.2			内		1	1			2		0.3	0.2			0.5
	内訳 外業計		1.4	1.5	1.5		外								1.4	1.5	1.5		4.4
	内業計		0.7	0.7	0.4		内								0.7	0.7	0.4		1.8
	合 計		2.1	2.2	1.9										2.1	2.2	1.9		6.2

- (注) 1. 縦断測量は直接水準、間接水準の両方に適用し、機械経費には、間接水準におけるトータルステーションも含む。
2. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
3. 機械経費、通信運搬費用等、材料費について、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

(1 0) 横断測量

4-1-10

標準作業量	作業工程	所 要 日 数					内 外 業 の 別	編 成					延 人 日 数						
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
1 km当り 幅 60m 知ツト [△] 曲 線 1ヶ所を含む	観 測		5.6	6.3	6		外		1	1	1		3		5.6	6.3	6		17.9
	横断面図作成		0.8	2.2	1.7		内		1	1	1		3		0.8	2.2	1.7		4.7
	点検整理		1.4	0.9			内		1	1			2		1.4	0.9			2.3
	内 訳	外業計		5.6	6.3	6		外							5.6	6.3	6		17.9
		内業計		2.2	3.1	1.7		内							2.2	3.1	1.7		7
	合 計			7.8	9.4	7.7									7.8	9.4	7.7		24.9

- (注) 1. 縦断測量は直接水準、間接水準の両方に適用し、機械経費には、間接水準におけるトータルステーションも含む。
2. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
3. 機械経費、通信運搬費用等、材料費について、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

(1 1) 詳細測量 (縦断測量)

4-1-11

標準作業量	作業工程		所要日数					内外業の別	編成					延人日数						
			測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
0.5km当り 1/100	縦断面図作成			0.1	0.4			内		1	1			2		0.1	0.4			0.5
	縦断測量			1.0	1.0	1.0		外		1	1	1		3		1.0	1.0	1.0		3.0
0.5km当り	点検整理			0.3	0.1			内		1	1			2		0.3	0.1			0.4
	内訳	外業計		1.0	1.0	1.0		外								1.0	1.0	1.0		3.0
		内業計		0.4	0.5			内								0.4	0.5			0.9
		合計		1.4	1.5	1.0										1.4	1.5	1.0		3.9

- (注) 1. 詳細測量は、(9) 縦断測量で行う測量のほかに、さらに詳細な測量を必要とする場合に計上する。
2. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
3. 機械経費、通信運搬費用等、材料費について、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

(1 2) 詳細測量 (横断測量)

4-1-12

標準作業量	作業工程		所要日数					内外業の別	編成						延人日数					
			測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
0.5km当り 1/100	横断面図作成			0.3	0.8	0.5		内		1	1	1		3		0.3	0.8	0.5		1.6
	横断測量			2.1	2.1	2.1		外		1	1	1		3		2.1	2.1	2.1		6.3
0.5km当り	点検整理			0.5				内		1				1		0.5				0.5
	内訳	外業計		2.1	2.1	2.1		外								2.1	2.1	2.1		6.3
		内業計		0.8	0.8	0.5		内								0.8	0.8	0.5		2.1
		合計		2.9	2.9	2.6										2.9	2.9	2.6		8.4

- (注) 1. 詳細測量は、(10) 横断測量で行う測量のほかに、さらに詳細な測量を必要とする場合に計上する。
2. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
3. 機械経費、通信運搬費用等、材料費について、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

(1 3) 用地幅杭設置測量

4-1-13

標準作業量	作業工程	所要日数					内外業の別	編成					延人日数								
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計		
1 km当り	座標計算			0.7	1.1			内		1	1			2			0.7	1.1			1.8
	測定設置			1.9	1.9	1.9		外		1	1	1		3			1.9	1.9	1.9		5.7
	杭打図作成				1.0			内			1			1				1.0			1.0
	用地幅杭点間測量（辺長測定）			1.5	1.5	1.5		外		1	1	1		3			1.5	1.5	1.5		4.5
	点検整理			1.0	1.0			内		1	1			2			1.0	1.0			2.0
	内訳	外業計		3.4	3.4	3.4		外									3.4	3.4	3.4		10.2
		内業計		1.7	3.1			内									1.7	3.1			4.8
	合 計			5.1	6.5	3.4											5.1	6.5	3.4		15.0

- (注) 1. 用地幅杭で、コンクリート杭を使用する場合は、別途計上する。
2. 用地幅杭を片側のみ設置する場合においても同一歩掛とする。
3. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
4. 機械経費、通信運搬費用等、材料費について、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

2-4-2 路線測量変化率

(1) 変化率適用表

工程区分／種類		地 域	交 通 量	曲 線 数	測 量 幅	測 点 間 隔
作 業 計 画						
現 地 踏 査		○	○			
伐 採		○	○			
条 件 点 の 観 測		○				
線 形 決 定		○				
I P 設 定		○	○	○		
中 心 線 測 量		○	○	○		○
仮 B M 設 置 測 量		○	○			
縦 断 測 量		○	○			
横 断 測 量		○	○	○	○	○
詳細 測量	縦断測量	○	○			
	横断測量	○	○			
用地幅杭設置測量 用地幅杭点間測量		○	○			

(2) 地形による変化率

地 域 ／ 地 形	平 地	丘 陵 地	低 山 地	高 山 地
大 市 街 地	+1.0			
市 街 地 甲	+0.4			
市 街 地 乙	+0.3	+0.5		
都 市 近 郊	+0.2	+0.3		
耕 地	0.0	+0.1	+0.2	
原 野	+0.2	+0.3	+0.4	+0.5
森 林	+0.3	+0.4	+0.6	+0.7

(3) 交通量による変化率

現地条件		変化率	備考
交 通 量	3,000台以上／12時間	+0.2	かなり影響を受ける
	1,000～3,000台未満／12時間	+0.1	ある程度影響を受ける
	0～1,000台未満／12時間	0.0	影響を受けやすい

(4) 曲線数による変化率

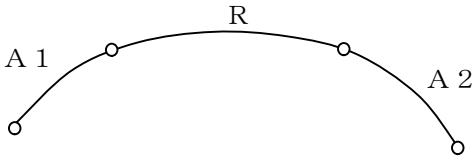
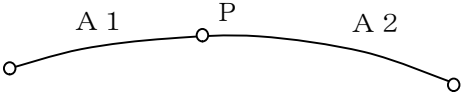
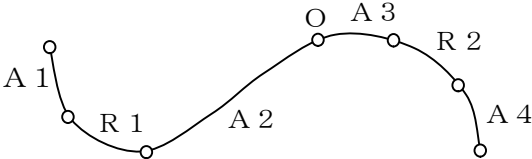
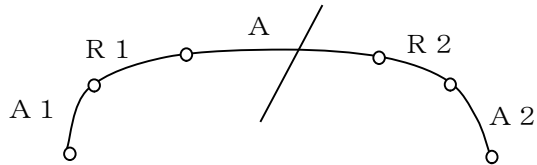
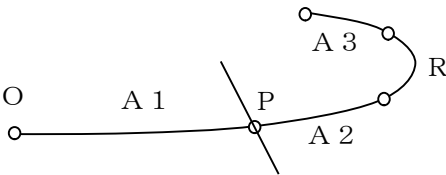
本標準歩掛は、クロソイド曲線 ($A_1 + R + A_2$) 1ヶ所を標準としており、曲線数による変化率は下表のとおりとする。

曲線数による変化率の適用にあたってクロソイド曲線は変化率参考図の換算単曲線数により、単曲線数に換算し (クロソイド曲線1ヶ所をもって単曲線2ヶ所とする)、単独単曲線数と合算したうえ、1km当りに換算し四捨五入するものとする。

表4. 1 曲線数による変化率表

単曲線換算 曲 線 数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	以上 10
変 化 率	-0.1	-0.1	0.0	0.0	+0.1	+0.1	+0.2	+0.2	+0.3	+0.3	+0.4

曲線数による変化率参考図

クロソイド		参 考 図	備 考	換 算 単曲線 曲線数
型 式	曲 線 数			
基 本 型	1			2
凸 型	1		点PにL=Oの円曲線があると考える。	2
S 型	2		変曲点Oで2つに分けて考える。	4
卵 型	2		卵型のクロソイドAの途中で2つに分けて考える。	4
複 合 型	2		点PにL=Oの円曲線がある卵型線として考える。	4

(5) 測量幅、測量間隔による変化率

① 中心線測量の測点間隔による変化率

中心線測量は、中心杭の間隔は 20m を基準として、これにプラス杭、役杭を加えたものとする。
基準点に取り付ける場合は、基準点測量の歩掛により別途積算する。

表 4. 2 中心線測量の測点間隔による変化率

測 点 間 隔	1 0 m	2 0 m	2 5 m	5 0 m
変 化 率	+0.3	0.0	-0.1	-0.3

② 横断測量の測量幅及び測点間隔による変化率

横断測量の測量幅は、中心線より左右各 30m で測点間隔 20m を標準としており、それと異なる場合は次表の変化率による。

表 4. 3 横断測量の測量幅及び測点間隔による変化率

幅 間隔	45m 未満	45m以上 ～ 75m未満	75m ～ 95m	95m ～ 105m	105m ～ 115m	115m ～ 125m	125m ～ 135m	135m ～ 145m
1 0 m	0.6	0.8	1.0	1.1	1.2	1.2	1.3	1.4
2 0 m	-0.1	0.0	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4
2 5 m	-0.1	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3
5 0 m	-0.4	-0.3	-0.2	-0.2	-0.1	-0.1	-0.1	0.0
1 0 0 m	-0.5	-0.4	-0.3	-0.3	-0.2	-0.2	-0.2	-0.2

幅 間隔	145m以上 ～ 155m未満	155m ～ 165m	165m ～ 175m	175m ～ 185m	185m ～ 195m	195m ～ 205m	205m ～ 250m	250m ～ 300m
1 0 m	1.5	1.6	1.7	1.8	1.8	1.9	2.1	2.4
2 0 m	0.4	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7	0.8	1.0
2 5 m	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.6	0.7	0.9
5 0 m	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.4
1 0 0 m	-0.2	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	0.0	0.1

2－4－3 その他

(1) 打合せ

中間打合せの回数は4回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、1回あたり、中間打合せ1回の人員を増減する。

3. 空中写真測量

3-1 撮影の積算方式

3-1-1 撮影計画

撮影作業に先だち、撮影器材の選定（航空機の性能又は機種、デジタルカメラの性能等）、数値写真レベルの決定（撮影高度又は数値写真レベル、撮影基準面、撮影重複度等）、1/25,000 地形図等を利用して行う撮影航法の選定（撮影コース及び各コースの撮影開始ならびに終了地点等）ならびに撮影飛行場、撮影時間等の撮影作業全般にわたる計画又は準備作業である。

なお、航空機は単発とする。ただし、双発機を利用する場合は、別途計上とする。

3-1-2 運航

1. 運航時間

(1) 空輸時間

飛行機を常駐し管理している飛行場（以下、「本拠飛行場」という。）が撮影地にできるだけ近く選定した撮影基地飛行場、（以下「撮影飛行場」という。表-2 参照*¹）でない場合に、本拠飛行場から撮影飛行場まで航空機を空輸する時間（往復）であって、次式により算定する。また、この空輸した先の撮影飛行場を前進飛行場という。

$$\text{空輸時間} = \frac{[\text{撮影基地迄の往復直線距離 (km)}]^{*1}}{\text{空輸運航速度}^{*2}} + [\text{離着陸時間 (h)}^{*3}] \times 2 \cdots \text{①}$$

*1. 撮影飛行場までの往復直線距離は、表-2 を参照。ただし、表に記載されていない区間については、【設計業務等標準積算基準書（参考資料）5-3 撮影の計画図 2-5-1 3】の経緯度を用いて直線距離を計算する。なお、数値は1の位を四捨五入（10km 単位）とする。

*2. 250km/h とする。

*3. 片道の離着陸時間を 0.5 時間とする。

(2) 撮影運航時間

当該撮影作業の実施に必要な時間で、撮影飛行場・撮影地間往復時間、撮影回数、本撮影時間、GNSS/IMU 装置初期化時間、コース進入時間、補備撮影時間及び予備飛行時間に分け、A～G の②-1～⑦式により算定する。

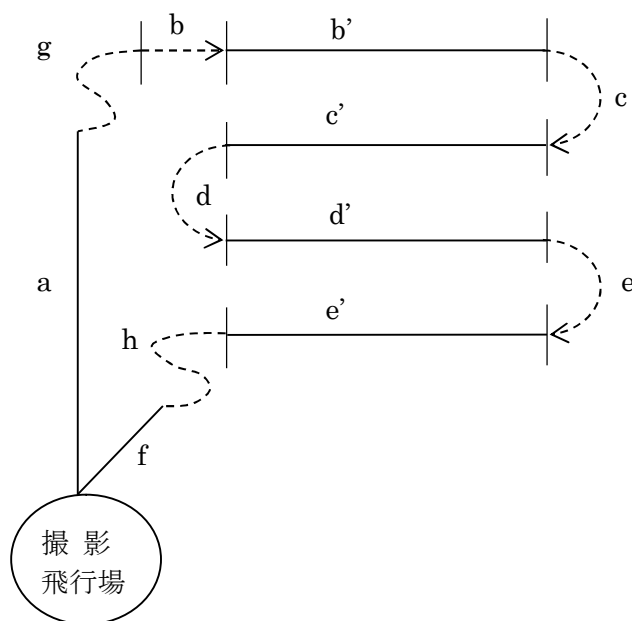
（表-1）撮影作業種別一覧表

①	空輸時間	⑦	予備飛行時間
②	撮影飛行場・撮影地間往復時間	⑧	総運航時間
②'	1 回当たり撮影飛行場・撮影地間往復時間	⑨	撮影日数
③	本撮影時間	⑩	滞留日数
③'	撮影コース延長	⑪	滞留費
④	GNSS/IMU 装置初期化時間	⑫	撮影費
④'	1 回当たり GNSS/IMU 装置初期化時間	⑬	写真枚数
⑤	コース進入時間	⑭	撮影基線長
⑥	補備撮影時間		

(表－２)

空 輸 往 復 距 離

地方名	飛行場の名称	札幌飛行場からの往復距離(km)	青森飛行場からの往復距離(km)	仙台飛行場からの往復距離(km)	新潟飛行場からの往復距離(km)	調布飛行場からの往復距離(km)	名古屋飛行場からの往復距離(km)	八尾飛行場からの往復距離(km)	高松飛行場からの往復距離(km)	福岡飛行場からの往復距離(km)	那覇飛行場からの往復距離(km)
北海道	稚内	510	1,050	1,620	1,710	2,200	2,400	2,620			
	紋別	420	910	1,430	1,580	2,030	2,290	2,540			
	女満別	480	910	1,390	1,570	1,990	2,280	2,530			
	釧路	460	780	1,220	1,420	1,820	2,140	2,390			
	帯広	310	610	1,090	1,270	1,690	1,990	2,240			
	旭川	210	710	1,260	1,390	1,850	2,100	2,330			
	札幌	—	540	1,110	1,210	1,680	1,910	2,140			
	函館	310	230	810	900	1,370	1,600	1,830			
東北	青森	540	—	580	670	1,140	1,390	1,630			
	大館	670	130	470	540	1,020	1,260	1,500			
	秋田	800	260	350	420	890	1,130	1,380			
	花巻	820	300	290	480	880	1,190	1,460			
	庄内	990	450	250	220	700	940	1,200			
	山形	1,060	520	110	240	630	930	1,200			
	仙台	1,110	580	—	320	600	960	1,230			
	福島	1,320	780	220	280	380	770	1,050			
関東	水戸	1,620	1,070	540	440	70	500	780			
	調布	1,680	1,140	600	510	—	480	760			
	大島	1,880	1,340	790	700	200	460	690			
	八丈島	2,240	1,700	1,130	1,080	570	710	840			
中部	新潟	1,210	670	320	—	510	720	980	1,240	1,840	3,380
	松本	1,650	1,120	690	450	310	270	550	830	1,480	2,950
	富山	1,610	1,090	740	450	480	310	540	790	1,400	2,940
	福井	1,780	1,280	940	650	610	240	360	590	1,200	2,740
	静岡	1,890	1,340	800	700	200	430	660	960	1,630	2,920
	名古屋	1,910	1,390	960	720	480	—	280	580	1,240	2,680
近畿	八尾	2,140	1,630	1,230	980	750	280	—	300	980	2,410
	但馬	2,030	1,550	1,240	940	860	390	250	320	900	2,470
	南紀白浜	2,350	1,830	1,410	1,170	880	450	210	280	910	2,230
中国	鳥取					970	500	330	290	810	2,410
	岡山					1,050	560	310	80	680	2,220
	出雲					1,210	730	530	340	600	2,270
	石見					1,430	950	700	420	350	2,040
	山口宇部					1,560	1,070	810	510	170	1,850
四国	高松					1,060	580	300	—	670	2,160
	高知					1,170	710	430	160	600	2,000
	松山					1,320	840	560	260	420	1,950
九州	北九州					1,610	1,120	860	560	120	1,820
	福岡					1,730	1,240	980	670	—	1,720
	大分					1,510	1,030	760	450	240	1,800
	佐賀					1,790	1,310	1,030	730	100	1,620
	長崎					1,870	1,390	1,120	810	180	1,550
	福岡					2,080	1,600	1,330	1,020	360	1,450
	熊本					1,720	1,240	960	660	180	1,600
	宮崎					1,720	1,260	980	710	420	1,460
	鹿児島					1,840	1,380	1,100	820	400	1,380
	種子島					1,950	1,510	1,240	980	670	1,160
	奄美					2,450	2,030	1,770	1,520	1,150	640
	徳之島					2,660	2,240	1,970	1,720	1,310	440
沖縄	那覇					3,090	2,680	2,410	2,160	1,720	—
	南大東					2,690	2,350	2,110	1,930	1,720	730
	宮古					3,640	3,220	2,950	2,690	2,190	570
	新石垣					3,860	3,430	3,150	2,880	2,370	790



③ 本撮影時間 (b' + c' + d' + e')

⑤ コース進入時間 (b+c+d+e)

②' 1 回当り撮影飛行場・撮影地間往復時間
(a+f)

④' 1 回当り GNSS/IMU 装置初期化時間
(g+h)

A. 撮影飛行場・撮影地間往復時間

撮影飛行場・撮影地間往復時間の算定にあたっては、判定式②－1 式により近距離又は遠距離の判定を行う。

$$\left[\begin{array}{l} \text{撮影飛行場・撮影地間} \\ \text{往復直線距離 (a km)} \end{array} \right] = \text{機種別係数}^{*1} (C) \times \text{撮影高度}^{*2} (H\text{km}) \dots\dots\dots \text{②－1}$$

a (km) $\leq$ C・H (km) を近距離、a (km) $>$ C・H (km) を遠距離とする。

* 1. C = 3.5 とする。

* 2. 撮影高度は、撮影基準面（撮影地の最高地点と最低地点の平均標高値）に撮影地の対地高度を加えた値とする。

次に近距離、遠距離の判定に基づき②－2 式または②－2' 式により撮影飛行場・撮影地間往復時間を算定する。

・近距離の場合

$$(1,000\text{m 当りの上昇下降時間}^{*1} (h) \times \text{撮影高度 (km)} + \text{離着陸時間}^{*3} (h)) \dots\dots\dots \text{②'－1}$$

$$\times \text{撮影回数}^{*4} \dots\dots\dots \text{②－2}$$

・遠距離の場合

$$\left(\frac{\text{撮影飛行場・撮影地間往復直線距離 (km)}}{\text{往復運航速度}^{*2}} + \text{離着陸時間}^{*3} (h) \right) \dots\dots\dots \text{②'－1'}$$

$$\times \text{撮影回数}^{*4} \dots\dots\dots \text{②－2'}$$

* 1. 0.14h とする。

* 2. 250km/h とする。

* 3. 0.5h とする。

* 4. 撮影階数 (i) を参照。

離着陸及び撮影地往復時間算定の早見表は、表－3 を参照。

(表－３) 離着陸および撮影・計測地往復時間算定表（近距離の場合）

計 画 高 度	近 距 離						備 考
	離 陸	上 昇	下 降	着 陸	往 復 時間計	適 用 距 離 道 片	
m	h	h	h	h	h	km	
1,000		0.070	0.070		0.640	17.50	運航速度 250km/h 上昇時間 0.07h (1,000mにつき) 下降時間 0.7 (1,000mにつき)
100		0.077	0.077		0.654	19.25	
200		0.084	0.084		0.668	21.00	
300		0.091	0.091		0.682	22.75	
400		0.098	0.098		0.696	24.50	
500		0.105	0.105		0.710	26.25	
600		0.112	0.112		0.724	28.00	
700		0.119	0.119		0.738	29.75	
800		0.126	0.126		0.752	31.50	
900		0.133	0.133		0.766	33.25	
2,000		0.140	0.140		0.780	35.00	離陸時間 0.3h 着陸時間 0.2h
100		0.147	0.147		0.794	36.75	
200		0.154	0.154		0.808	38.50	
300		0.161	0.161		0.822	40.25	
400		0.168	0.168		0.836	42.00	
500		0.175	0.175		0.850	43.75	
600		0.182	0.182		0.864	45.50	
700		0.189	0.189		0.878	47.25	
800	0.300	0.196	0.196	0.200	0.892	49.00	
900		0.203	0.203		0.906	50.75	
3,000		0.210	0.210		0.920	52.50	
100		0.217	0.217		0.934	54.25	
200		0.224	0.224		0.948	56.00	
300		0.231	0.231		0.962	57.75	
400		0.238	0.238		0.976	59.50	
500		0.245	0.245		0.990	61.25	
600		0.252	0.252		1.004	63.00	
700		0.259	0.259		1.018	64.75	
800		0.266	0.266		1.032	66.50	
900		0.273	0.273		1.046	68.25	
4,000		0.280	0.280		1.060	70.00	
100		0.287	0.287		1.074	71.75	
200		0.294	0.294		1.088	73.50	
300		0.301	0.301		1.102	75.25	
400		0.308	0.308		1.116	77.00	
500		0.315	0.315		1.130	78.75	
600		0.322	0.322		1.144	80.50	

(表－３) のつづき 離着陸および撮影・計測地往復時間算定表（遠距離の場合）

計 画 高 度	遠 距 離					備 考
	距 離 片 道	離 陸	着 陸	運 航	往 復 時間計	
m	km	h	h	h	h	
1,000	20			0.160	0.660	
100	25			0.200	0.700	
200	30			0.240	0.740	
300	35			0.280	0.780	運航速度
400	40			0.320	0.820	250km/h
500	45			0.360	0.860	上昇時間 0.07h
600	50			0.400	0.900	(1,000m につき)
700	55			0.440	0.940	下降時間 0.7
800	60			0.480	0.980	(1,000m につき)
900	65			0.520	1.020	
2,000	70			0.560	1.060	離陸時間 0.3h
100	75			0.600	1.100	着陸時間 0.2h
200	80			0.640	1.140	
300	85			0.680	1.180	
400	90			0.720	1.200	
500	95			0.760	1.260	
600	100			0.800	1.300	
700	105			0.840	1.340	
800	110	0.300	0.200	0.880	1.380	
900	115			0.920	1.420	
3,000	120			0.960	1.460	
100	125			1.000	1.500	
200	130			1.040	1.540	
300	135			1.080	1.580	
400	140			1.120	1.620	
500	145			1.160	1.660	
600	150			1.200	1.700	
700	155			1.240	1.740	
800	160			1.280	1.780	
900	165			1.320	1.820	
4,000	170			1.360	1.860	
100	175			1.400	1.900	
200	180			1.440	1.940	
300	185			1.480	1.980	
400	190			1.520	2.020	
500	195			1.560	2.060	
600	200			1.600	2.100	

(表－３) の使い方

1. 先ず地図上で撮影・計測飛行場と撮影・計測地の略々中心との距離を求める。
2. 撮影・計測高度に対する適用距離（片道）の値が、第１項のより求めた距離より大きい場合には、近距離側の往復時間をその撮影・計測高度に対して決定し、第１項により求めた距離より小さい場合には遠距離側の往復時間を第１項により求めた距離に対して決定する。

B. 撮影回数（i）

撮影日数計算式⑨で算出した値の整数値（端数切上げ）を用いる。

C. 本撮影時間

$$\text{本撮影時間（h）} = \frac{\text{撮影コース延長}^{*1}(\text{km})}{\text{撮影運航速度}^{*2}(\text{km/h})} \dots\dots\dots \text{③}$$

*1 撮影コース延長は、地形図上に撮影コースを計画し、その延長を計測する。…………… ③'

撮影コースの位置は、後続作業を考慮し基準点の配置等に十分配慮して決定する。なお、数値は小数第２位を四捨五入（0.1km 単位）する。

*2 表－４を参照。

(表－４) 撮影運航速度

写 真 縮 尺	1/3,000 ～ 1/7,000	1/8,000 ～ 1/17,000	1/18,000 ～ 1/29,000	1/30,000 ～ 1/40,000
撮影運航速度 (km/h)	1 6 0	1 8 0	2 0 0	2 5 0

D. GNSS/IMU 装置初期化時間

GNSS/IMU 装置初期化時間 (h) = (1 回当たり GNSS/IMU 装置初期化時間^{*1} (h)) × (撮影回数)^{*2}……④

*1. 0.5h とする。……………④'

*2. 撮影回数 (i) を参照。

(注) GNSS/IMU 装置の初期化は、撮影開始前と終了後に行う。撮影前後に合わせて 1 回と数え、S 字飛行を含む初期化時間は 1 回当たり 0.5h とする。なお、撮影コース方向が著しく異なるものがある場合や撮影コースが著しく離れている場合には、初期化回数 (+α) を上式に追加するものとする。

E. コース進入時間

コース進入時間 (h) = (1 コース当たり 0.18h) × (コース数) …………… ⑤

F. 補備撮影時間

綿密な気象・地形調査を実施して撮影を開始しても、予測不可能な気象変化や気流状態の不良によって、測量用写真として不適当の場合は再撮影を必要とする。このために補備撮影時間を見込むものとする。

補備撮影時間 (h) = [(撮影飛行場・撮影地間往復時間 (h))] + [本撮影時間 (h)]
+ [GNSS/IMU 装置初期化時間 (h)] + [コース進入時間 (h)] × 30 %
= [②+③+④+⑤] × 30 %…………… ⑥

G. 予備飛行時間

撮影作業は、撮影地の局所的な天候、地形及び撮影時刻等により極度の制約を受けて撮影好適日が非常に少ない。このため、快晴日であっても撮影地上空に雲等の撮影障害があれば止むを得ず引返しとなる。このため時間を予備飛行時間として見込むものとする。

予備飛行時間 (h) = [(撮影飛行場・撮影地間往復時間 (h))] × 100 %
= ② × 100 %…………… ⑦

3-1-3 総運航時間

当該撮影作業の実施に必要なすべての運航時間で、次式により算定する。

総運航時間 (h) = ① + 2.3 × ② + 1.3 × [(③+④+⑤)] …………… ⑧

1. 総運航費の算定

総運航費は次式により算定する。

総運航費 = [総運航時間] × 1 時間当たり [航空機損料 + 航空ガソリン^{*1} + 航空オイル^{*2}]

*1. 60.0 円/h とする。

*2. 2.5 円/h とする。

3-1-4 滞留

滞留とは、撮影実施および天候待ちのため撮影要員が撮影飛行場にとどまることである。

1. 滞留日数の算定

(1) 撮影日数

(撮影日数*(M)) = $\frac{③+⑤}{4.5-②'-④'}$ ……………⑨

* 小数第 1 位 (小数第 3 位を四捨五入し、小数第 2 位を端数切上げ) までとする。

(2) 滞留日数

A. 撮影日数が2日以内の場合

$$〔滞留日数〕 = 〔撮影1日当り滞留日数〕^{*1} \times 〔撮影日数〕^{*2} \dots\dots\dots ⑩ - 1$$

* 1. 5日を標準とする。

* 2. 小数点以下は切り上げて整数にする。

B. 撮影日数が2日を越える場合

滞留日数は、整数値（小数第3位を四捨五入し、端数切上げ）とする。

$$滞留日数^{*4} = \frac{\text{撮影予定当該月の全日数}}{\text{当該月の撮影可能日数}^{*3}} \times (撮影日数) \dots\dots\dots ⑩ - 2$$

* 3. 撮影可能日数表（表－6）を参照し、それぞれ撮影地内又は撮影地に最も近い地点のデジタル空中写真撮影可能日数を採用する。

* 4. 式⑩－2での計算の結果、滞留日数が10日未満となる場合は、滞留日数を10日とする。

2. 滞留費の算定

滞留費は次式により算定する。

$$滞留費 = 〔滞留日数〕 \times 〔1日当り滞留費〕^{*} \dots\dots\dots ⑪$$

* 操縦士、整備士、撮影士各1名の基準日額及び通信運搬費とする。ただし、前進飛行場を利用する場合は、日当、宿泊料（又は日額旅費）も計上する。

（注）特に規模の大きい撮影については別途積算することができる。

3－1－5 撮影費の算定

本撮影、GNSS/IMU装置初期化時間、コース進入及び補備撮影に要する時間（以上を「純撮影運航時間」とする）に応ずるデジタル航空カメラ損料等であり、次式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{撮影費} &= 〔純撮影運航時間〕 \times 〔1時間当り撮影費〕 \dots\dots\dots ⑫ \\ &= 〔③+④+⑤〕 \times 1.3 \times 〔1時間当りデジタル航空カメラ損料等〕^{*} \end{aligned}$$

* 測量機械等損料算定表を参照。

3－1－6 写真枚数の算定

写真枚数は、次式により算定する。安産率は補備撮影による写真枚数の増を見込んだ係数である。

$$〔写真枚数〕 = \frac{〔撮影コース延長（\text{ km }）〕}{〔撮影基線長（\text{ km }）〕^{*}} \times 1.2(\text{安全率}) \dots\dots\dots ⑬$$

$$〔撮影基線長〕^{*} = 〔 \text{ 撮影方向に平行な画郭 } \quad 1 \text{ 辺の実距離 } 〕 \times (1 - \frac{60}{100}) \dots\dots\dots ⑭$$

3－1－7 旅費交通費

撮影・計測に関する者の往復交通費は、本拠飛行場から前進飛行場までとする。操縦及び整備に関する者の往復交通費は計上しない。

前進飛行場を利用する場合は、操縦士、整備士各1名につき、2日分の基準日額、日当及び1日分の宿泊料、撮影士1名につき、本拠飛行場～撮前飛行場までの公共交通機関による1往復分の運賃、2日分の基準日額、日当及び1日分の宿泊料を計上するものとする。

(表－５) 運航時間算定例

地 区 名 区 分		(a)	(b)	備 考
撮影面積	km ²	900	225	
撮影距離	km	420	60	
コース数	コース	14	4	(a) : 地図情報レベル 1000 (b) : 地図情報レベル 2500
撮影高度	m	2, 000	2, 000	
本拠飛行場から撮影飛行場間往復直線距離	km	300		
撮影飛行場から撮影地までの往復直線距離	km	140	30	
①空輸時間	h	2. 20		
②' 撮影飛行場撮影地 1 往復時間	h	1. 06	0. 78	
② " 全往復時間	h	2. 12	0. 78	②' × 撮影回数 (i)
③本撮影時間	h	2. 10	0. 30	
④GNSS/IMU 装置初期化時間	h	1. 00	0. 50	0. 5 × 撮影回数 (i)
⑤コース進入時間	h	2. 52	0. 72	0. 18 h × (コース数)
⑥補備撮影時間	h	2. 32	0. 69	(②+③+④+⑤) × 30%
小 計 A		10. 06	2. 99	②+③+④+⑤+⑥
⑦予備撮影時間	h	2. 12	0. 78	②
小 計 B		12. 18	3. 77	A+⑦
撮影回数 (i)	d	2	1	$\frac{③+⑤}{4.5-②'-④'}$
純撮影運航時間 C	h	7. 31	1. 98	(③+④+⑤) × 1. 3
⑧総運航時間	h	18. 15		小計 (B+①) = ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦
滞留日数	d	10		撮影月 : 9 月

(注) 上記は (a) (b) 地区が近距離のため同一の撮影飛行場を使用できるので一括契約とした例である。

(表－6) デジタル空中写真撮影・航空レーザー計測可能日数表

2枚中1枚

地点	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
稚内	1	3	4	6	6	5	4	4	5	5	2	1
網走	6	7	6	6	6	6	5	5	6	7	6	7
旭川	3	3	4	5	5	6	4	4	3	4	2	2
札幌	3	2	3	6	6	6	3	4	4	5	3	3
帯広	14	12	10	7	6	5	3	4	5	9	11	14
釧路	14	10	8	5	4	3	2	3	4	8	11	13
室蘭	3	4	7	9	7	5	3	4	7	8	5	3
函館	3	3	3	6	6	5	3	3	4	5	4	3
青森	1	2	3	6	6	5	3	4	3	4	3	2
秋田	1	1	2	6	5	5	4	4	3	5	3	1
盛岡	3	4	4	6	5	4	3	3	4	6	5	4
山形	2	3	4	6	5	3	2	3	3	5	4	2
仙台	5	4	5	7	5	3	2	3	2	5	6	4
福島	4	5	6	7	5	3	2	3	3	5	6	5
新潟	1	1	4	7	7	5	4	6	5	5	4	2
金沢	2	2	4	8	7	4	4	7	5	6	5	3
富山	2	3	5	7	6	3	3	6	5	7	6	3
福井	2	3	4	7	6	3	3	6	5	6	5	3
長野	4	4	5	7	6	3	3	5	5	6	5	5
宇都宮	14	10	9	8	5	2	2	3	3	7	11	15
前橋	11	8	8	8	5	2	3	4	4	8	10	13
熊谷	17	13	11	9	6	3	3	4	4	8	13	17
水戸	15	10	9	8	6	3	3	4	4	8	10	15
つくば	13	10	8	8	5	3	4	4	5	7	9	13
甲府	16	12	11	9	6	3	4	7	6	10	14	16
銚子	14	9	9	8	5	3	4	6	4	6	9	13
東京	15	12	9	8	6	3	4	3	2	7	11	15
横浜	14	10	8	8	5	3	4	5	4	7	10	14
静岡	15	11	9	8	5	3	3	4	4	8	11	16
岐阜	7	7	8	9	6	4	3	5	6	9	9	9
名古屋	8	6	8	8	5	2	2	3	5	9	9	10
津	7	6	7	7	5	3	3	5	5	8	9	9

(表－6) つづき デジタル空中写真撮影・航空レーザー計測可能日数表

2枚中2枚

地点	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
京都	5	4	5	7	5	2	2	3	4	7	6	6
彦根	3	4	6	7	6	3	3	5	6	8	6	5
大阪	6	4	5	8	6	3	3	4	3	6	7	8
奈良	5	4	6	7	5	3	3	4	5	6	6	5
和歌山	5	6	8	8	6	3	4	7	6	9	8	7
神戸	8	6	7	8	6	3	4	6	5	8	9	9
鳥取	2	2	4	7	6	4	4	5	3	5	5	4
松江	1	2	4	8	7	4	3	5	3	5	5	3
岡山	8	6	8	8	6	3	3	5	5	8	8	9
広島	3	4	5	8	6	3	4	5	4	8	7	6
下関	3	4	6	9	7	3	4	6	6	8	6	5
高松	5	5	7	9	7	4	4	6	5	8	7	7
徳島	8	7	8	8	6	3	4	7	5	8	9	10
松山	4	5	7	8	6	3	5	6	5	8	7	6
高知	12	10	9	9	6	3	4	6	7	10	12	14
福岡	4	5	7	9	8	3	4	6	6	8	7	5
佐賀	6	6	7	8	7	3	4	5	7	10	8	7
長崎	5	6	7	8	7	2	3	5	6	9	8	7
熊本	6	6	7	8	6	3	3	4	6	9	8	8
大分	7	6	7	8	6	3	4	5	6	8	8	8
宮崎	14	11	10	9	6	3	4	5	6	10	12	15
鹿児島	7	8	7	8	5	2	3	4	6	10	9	9
名瀬	2	2	2	3	3	1	2	2	2	3	2	2
那覇	4	3	3	3	2	1	2	2	3	4	3	4
石垣島	3	2	3	3	3	2	3	3	2	3	2	2
宮古島	3	3	3	2	2	2	2	3	3	4	3	3
南大東島	4	5	6	5	4	3	4	3	4	4	5	4
父島	5	6	5	4	3	3	4	2	3	4	5	5
南鳥島	5	5	6	6	6	5	4	3	4	6	6	5

3-2 撮影

3-2-1 撮影（デジタル）

（1）標準歩掛等

標準作業量	作業工程	所要人日数						
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	操縦士	整備士	撮影士
100km ²	撮影計画	0.2	1.2	1.2	0.5	1.0	1.0	1.0
1時間	総運航							
1時間	撮影							
1日	滞留					1.0	1.0	1.0
100枚	GNSS/IMU計算	0.1	1.0	0.8				
100枚	数値写真作成		0.3	1.8	1.0			

（注） 1. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

2. 機械経費、通信運搬費等、材料費については「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

3-3 標定点及び同時調整

3-3-1 対空標識の設置(写真縮尺1/10, 000~12, 500)

(1) 標準歩掛

本歩掛の適用範囲は、設置点数32点以下とする。

標準作業量	作業工程	所 要 日 数					内外業の別	編 成					延 人 日 数						
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
1 5 点	対空標識の設置		1.0	2.5	3.5		内		1	1	1		3		1.0	2.5	3.5		7.0
			2.0	4.0	5.0	1.0	外		1	1	1	2	5		2.0	4.0	5.0	2.0	13.0
合 計			3.0	6.5	8.5	1.0									3.0	6.5	8.5	2.0	20.0

(注) 1. 「対空標識の設置」には、「対空標識の撤収」を含む。

2. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

3. 機械経費、通信運搬費等、材料費については「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

3-3-2 標定点測量

(1) 標準歩掛

本歩掛の適用範囲は、設置点数80点以下とする。

標準作業量	作業工程	所 要 日 数					内外業の別	編 成					延 人 日 数						
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
5 点	標定点測量		1.0	1.0	0.5		内		1	1	1		3		1.0	1.0	0.5		2.5
			3.0	3.0	2.5		外		1	1	1		3		3.0	3.0	2.5		8.5
合 計			4.0	4.0	3.0										4.0	4.0	3.0		11.0

(注) 1. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

2. 機械経費、通信運搬費等、材料費については「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

3-3-3 簡易水準測量

(1) 標準歩掛

本歩掛の適用範囲は、観測距離 100km 以下とする。

標準作業量	作業工程	所 要 日 数					内 外 業 の 別	編 成					延 人 日 数						
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
1 0 km	簡易水準測量		0.5	0.5	0.5		内		1	1	1		3		0.5	0.5	0.5		1.5
			1.5	2.0	2.0		外		1	1	1		3		1.5	2.0	2.0		5.5
合 計			2.0	2.5	2.5										2.0	2.5	2.5		7.0

(注) 1. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

2. 機械経費、通信運搬費等、材料費については「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

3-3-4 標定点変化率

1. 地域差による変化率

(1) 適用作業 対空標識の設置

区分	平地	丘陵地	低山地	高山地
大市街地	+0.2			
市街地(甲)	+0.1			
〃(乙)	+0.1	+0.1		
都市近郊	0.0	+0.1		
耕地	0.0	0.0	+0.1	
原野	+0.1	+0.1	+0.1	+0.2
森林	+0.1	+0.1	+0.2	+0.2

(2) 適用作業 標定点測量

区 分	平 地	丘陵地	低山地	高山地
大市街地	0. 0			
市街地（甲）	0. 0			
〃 （乙）	0. 0	－ 0. 1		
都市近郊	0. 0	－ 0. 1		
耕 地	0. 0	－ 0. 1	＋ 0. 1	
原 野	－ 0. 1	－ 0. 2	＋ 0. 1	＋ 0. 2
森 林	＋ 0. 1	－ 0. 1	＋ 0. 2	＋ 0. 3

(3) 適用作業 簡易水準測量

区 分	平 地	丘陵地	低山地	高山地
大市街地	＋ 0. 3			
市街地（甲）	＋ 0. 2			
〃 （乙）	＋ 0. 1	＋ 0. 2		
都市近郊	＋ 0. 1	＋ 0. 2		
耕 地	0. 0	＋ 0. 1	＋ 0. 2	
原 野	＋ 0. 1	＋ 0. 2	＋ 0. 3	＋ 0. 3
森 林	＋ 0. 1	＋ 0. 2	＋ 0. 3	＋ 0. 4

3－3－5 同時調整

(1) 標準歩掛等

標準作業量	作業工程	所 要 日 数					内外業の別	編 成					延 人 日 数						
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
100km ²	同時調整						内								0.8	2.8	1.0		4.6

(注) 1. 本歩掛は数値図化と併せて使用する。

2. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

3. 機械経費、通信運搬費等、材料費については「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

3-4 数値図化

3-4-1 数値図化 (地図情報レベル1, 000)

(1) 標準歩掛等

本歩掛の適用範囲は、作成面積15.1□以下とする。

測量作業	作業工程	所要日数						編成						延入日数					
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	内外の別	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
1.0□	作業計画						内							0.5	0.5	0.5			1.5
	現地調査						内								0.5	0.5			1.0
			2.0	4.5			外		1	1			2		2.0	4.5			6.5
							計								2.5	5.0			7.5
	数値図化						内								3.5	7.5	2.0		13.0
	数値編集														3.0	9.0	0.5		12.5
	補測編集						内								0.5	1.0	0.5		2.0
			0.5	1.5	0.5		外		1	1	1		3		0.5	1.5	0.5		2.5
							計								1.0	2.5	1.0		4.5
	数値地形図データファイルの作成						内								0.5	0.5			1.0

(注) 1. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

2. 機械経費、通信運搬費等、材料費については「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

3-4-2 数値図化 (地図情報レベル2500)

(1) 標準歩掛等

本歩掛の適用範囲は、作成面積128.6□以下とする

測量作業	作業工程	所要日数						編成						延入日数					
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	内外の別	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
20.0 □	作業計画						内							1.5	1.5	1.0			4.0
	現地調査						内								2.5	4.5			7.5
			9.0	14.5			外		1	1			2		9.0	14.5			23.5
							計								11.5	19.0			30.5
	数値図化						内								12.5	26.5	7.0		46.0
	数値編集														9.5	28.0	12.0		49.5
	補測編集						内								2.0	2.5	2.5		7.0
			3.5	5.0	1.5		外		1	1	1		3		3.5	5.0	1.5		10.0
							計								5.5	7.5	4.0		17.0
	数値地形図データファイルの作成						内								2.0	1.5			3.5

(注) 1. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

2. 機械経費、通信運搬費等、材料費については「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

3-4-3 図化変化率

(1) 地域差による変化率

適用作業 作業計画、現地調査、数値図化、編集、数値編集、補測編集

区 分	平地	丘陵地	低山地	高山地
大市街地	+0.2			
市街地(甲)	+0.2			
〃(乙)	+0.1	+0.2		
都市近郊	+0.1	+0.2		
耕 地	0.0	+0.1	+0.1	
原 野	-0.1	0.0	0.0	0.0
森 林	-0.1	0.0	0.0	0.0

3-4-4 その他

(1) 打合せ

中間打合せの回数は3回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。

4. 機械経費率

4-1 機械経費、通信運搬費等、材料費

(1) 測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合

作業	作業名	機械経費率	通信運搬費 等率	材料費率
2-2-1	1級基準点測量 新点5点	8.0%	1.5%	3.0%
2-2-2-1	2級基準点測量 新点10点 伐採有り	7.5%	7.5%	2.5%
2-2-2-2	2級基準点測量 新点10点 伐採なし	8.0%	2.0%	2.5%
2-2-3-1	3級基準点測量 新点20点 伐採有り 永久標識設置有り	2.5%	4.5%	1.0%
2-2-3-2	3級基準点測量 新点20点 伐採有り 永久標識設置なし	2.5%	4.5%	1.0%
2-2-3-3	3級基準点測量 新点20点 伐採なし 永久標識設置有り	3.0%	2.0%	1.0%
2-2-3-4	3級基準点測量 新点20点 伐採なし 永久標識設置なし	3.0%	2.0%	1.5%
2-2-4-1	4級基準点測量 新点35点 永久標識設置なし 伐採有り	3.0%	8.5%	2.5%
2-2-4-2	4級基準点測量 新点35点 永久標識設置なし 伐採なし	3.0%	3.0%	2.5%
2-2-5-1	基準点設置 新点10点 地上埋設（普通）	1.5%	3.5%	15.5%
2-2-5-2	基準点設置 新点10点 地上埋設（上面舗装）	1.5%	3.5%	16.5%
2-2-5-3	基準点設置 新点10点 地下埋設	1.5%	3.5%	12.0%
2-2-5-4	基準点設置 新点10点 屋上埋設	2.0%	2.0%	11.0%
2-2-5-5	基準点設置 新点10点 コンクリート杭設置	2.5%	2.5%	4.0%
2-3-1-1	水準測量 1級水準測量観測	6.5%	1.0%	1.0%
2-3-1-2	水準測量 2級水準測量観測	4.0%	1.0%	1.0%
2-3-1-3	水準測量 3級水準測量観測	2.5%	1.0%	2.0%
2-3-1-4	水準測量 4級水準測量観測	2.0%	1.0%	4.0%
2-3-2-1	水準点設置 水準点設置（永久標識）	2.0%	2.0%	20.0%
2-3-2-2	水準点設置 水準点設置（永久標識以外）	1.5%	5.5%	3.0%
2-4-1-1	路線測量 作業計画	0.0%	0.0%	0.0%
2-4-1-2	路線測量 現地踏査	2.0%	0.0%	13.0%
2-4-1-3	路線測量 伐採	1.5%	0.0%	3.0%
2-4-1-4	路線測量 線形決定（条件点の観測）	3.0%	0.0%	5.5%
2-4-1-5	路線測量 線形決定	1.0%	0.0%	4.0%
2-4-1-6	路線測量 IP設置	2.5%	0.0%	5.5%
2-4-1-7	路線測量 中心線測量	3.5%	0.0%	8.0%
2-4-1-8	路線測量 仮BM設置測量	2.5%	0.0%	3.5%
2-4-1-9	路線測量 縦断測量	2.0%	0.0%	4.0%
2-4-1-10	路線測量 横断測量	2.0%	0.0%	3.5%
2-4-1-11	路線測量 詳細測量（縦断測量）	2.5%	0.0%	10.5%

作業	作業名	機械経費率	通信運搬費 等率	材料費率
2-4-1-12	路線測量 詳細測量（横断測量）	2.5%	0.0%	6.5%
2-4-1-13	路線測量 用地幅杭設置測量	2.5%	0.0%	6.5%
3-2-1-1	撮影 撮影（デジタル） 撮影計画	0.0%	0.0%	0.5%
3-2-1-2	撮影 撮影（デジタル） 総運航			
3-2-1-3	撮影 撮影（デジタル） 撮影			
3-2-1-4	撮影 撮影（デジタル） 滞留	0.0%	1.5%	0.0%
3-2-1-5	撮影 撮影（デジタル） GNSS/IMU 計算	0.5%	0.0%	0.0%
3-2-1-6	撮影 撮影（デジタル） 数値写真作成	75.0%	0.0%	12.5%
3-3-1	標定点及び同時調整 対空標識の設置 （写真縮尺 1／10，000～12，500）	1.0%	0.5%	2.0%
3-3-2	標定点測量及び同時調整 標定点測量	5.0%	0.0%	0.5%
3-3-3	標定点測量及び同時調整 簡易水準測量	4.5%	0.5%	1.5%
3-3-5	標定点測量及び同時調整 同時調整	29.5%	0.0%	0.0%
3-4-1-1	数値図化 数値図化 レベル1，000 作業計画	0.5%	0.0%	0.0%
3-4-1-2	数値図化 数値図化 レベル1，000 現地調査	3.0%	1.0%	2.0%
3-4-1-3	数値図化 数値図化 レベル1，000 数値図化	32.5%	0.0%	0.5%
3-4-1-4	数値図化 数値図化 レベル1，000 数値編集	11.0%	0.0%	0.5%
3-4-1-5	数値図化 数値図化 レベル1，000 補測編集	7.0%	0.5%	2.5%
3-4-1-6	数値図化 数値図化 レベル1，000 数値地形図 データファイルの作成	13.5%	0.0%	0.0%
3-4-2-1	数値図化 数値図化 レベル2，500 作業計画	0.0%	0.0%	0.0%
3-4-2-2	数値図化 数値図化 レベル2，500 現地調査	2.0%	0.5%	2.0%
3-4-2-3	数値図化 数値図化 レベル2，500 数値図化	45.0%	0.0%	0.0%
3-4-2-4	数値図化 数値図化 レベル2，500 数値編集	12.0%	0.0%	0.5%
3-4-2-5	数値図化 数値図化 レベル2，500 補測編集	7.5%	0.5%	1.5%
3-4-2-6	数値図化 数値図化 レベル2，500 数値地形図 データファイルの作成	20.0%	0.0%	0.0%

第2章 地質調査積算基準

1. 地質調査積算基準	Ⅲ-2-1
1-1 適用範囲	Ⅲ-2-1
1-2 地質調査業務費	Ⅲ-2-1
1-3 地質調査業務費の積算方法	Ⅲ-2-3
2. 地質調査市場単価	Ⅲ-2-7
2-1 共通	Ⅲ-2-7
2-2 機械ボーリング（土質ボーリング・岩盤ボーリング）	Ⅲ-2-7
2-2-1 せん孔作業	Ⅲ-2-7
2-2-2 サンプリング	Ⅲ-2-12
2-2-3 サウンディング及び原位置試験	Ⅲ-2-13
2-2-4 現場内小運搬	Ⅲ-2-15
2-2-5 足場仮設	Ⅲ-2-18
2-2-6 その他間接調査費	Ⅲ-2-21
2-2-7 解析等調査業務	Ⅲ-2-23
2-2-8 その他	Ⅲ-2-25

第2章 地質調査積算基準

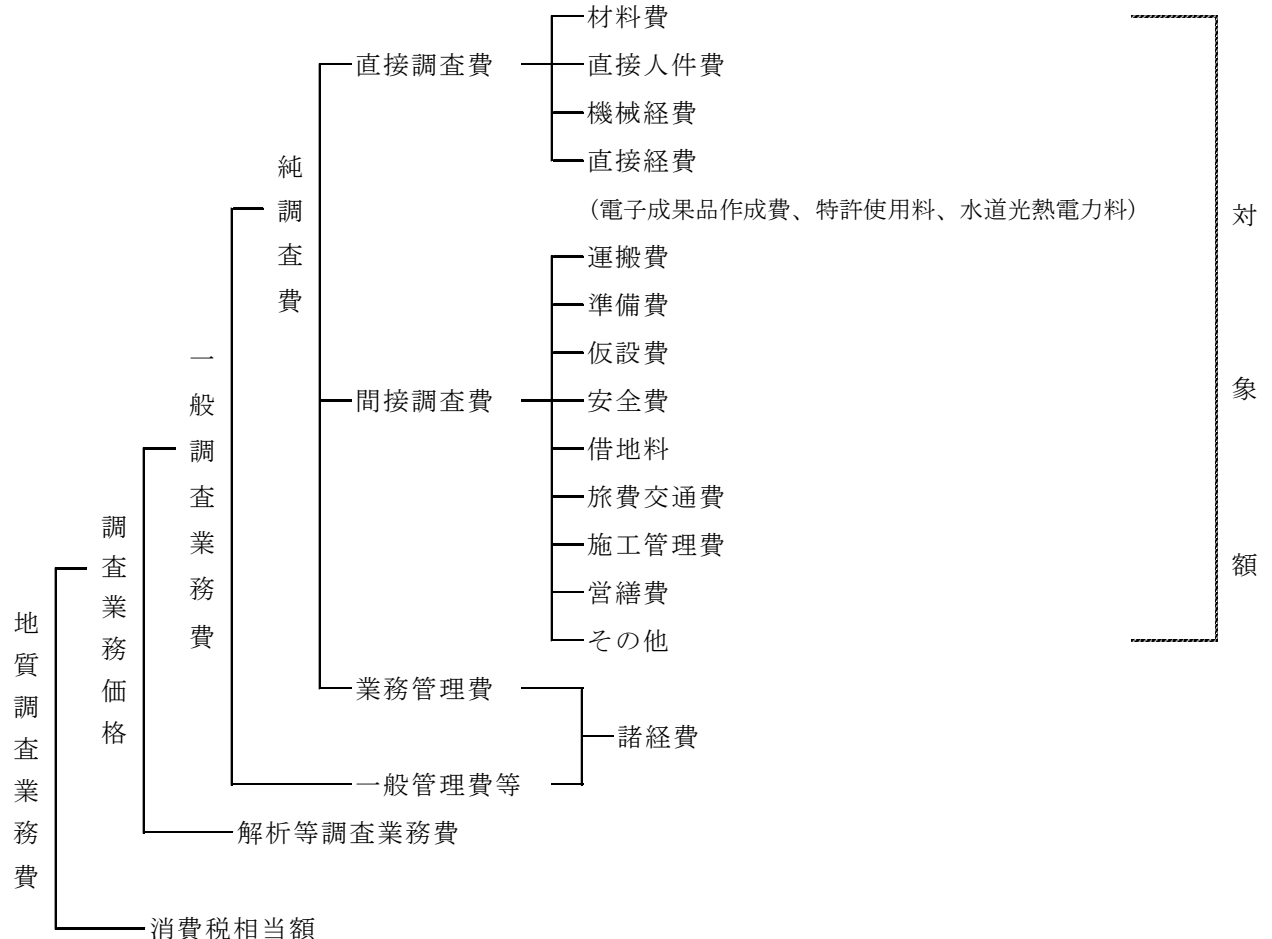
1. 地質調査積算基準

1-1 適用範囲

本資料は、土木事業に係る地質調査に適用する。

1-2 地質調査業務費

1-2-1 地質調査業務費の構成



1-2-2 地質調査業務費構成費目の内容

1) 一般調査業務費

一般調査業務費は、高度な技術力を含まない単純な地質調査である。

(1) 純調査費

a 直接調査費

直接調査費は、業務に必要な経費のうち、次の①から④に掲げるものとする。

① 材料費

材料費は、当該調査を実施するのに要する材料費の費用である。

② 直接人件費

業務に従事する者の人件費である。なお、名称およびその基準日額等は別途定める。

③ 機械経費

直接作業に必要な機器の損料又は使用料とし、各調査の種別ごとに積算し計上する。

④ 直接経費

イ 電子成果品作成費

電子成果品作成に要する費用を計上する。

ロ 特許使用料

特許使用料は、契約にもとづき支出する特許使用料及び派出する技術者に等に要する費用の合計額とする。

ハ 水道高熱電力

水道高熱電力は、当該調査に必要な電力、電灯使用料及び用水使用料とする。

ニ 地盤情報データベースに登録するための検定費

地盤情報データベース登録のための、地盤情報の「別途定める検定に関する技術を有する第三者機関」における検定費とする。なお、直接調査費を用いる費用算出の対象額からは除く。

b 間接調査費

間接調査費は、業務処理に必要な経費のうち、次の①から⑨に掲げるものとする。

① 運搬費

機械器具の運搬は、機械器具および資機材運搬、乱さない試料やコアの運搬、現場内小運搬及び作業員の輸送に要する費用を計上する。

② 準備費

準備及び跡片付け作業（資機材の準備・保管、ボーリング地点の位置出し、資材置き場と作業場所に係る伐開除根及び整地、後片付け、各種許可・申請手続き等）、搬入路の伐採等に要する費用を計上する。

③ 仮設費

ボーリングの櫓、足場設備、揚水設備場および足場の設置撤去、機械の分解解体、給水設備、仮道、仮橋等の設備に要する費用とし必要な額を計上する。

④ 安全費

現場の一般交通に対する交通処理、掲示板、保安柵および保安灯等や環境保全のための仮囲いに要する費用を計上する。

⑤ 借地費

特に借上げを必要とする場合等に要する費用を計上する。ただし、営繕費対象の敷地については借地料を計上しない。

⑥ 旅費交通費

当該調査に従事する者にかかる旅費・交通費を計上する。

⑦ 施工管理費

出来高及び工程管理写真等に要する費用を計上する。

⑧ 営繕費

大規模なボーリング等で必要な場合に限り営繕に要する費用を計上する。また、弾性波探査で、火薬類取扱所、火工所の設置が必要な場合は、その費用を計上する。

⑨ その他

伐木補書、土地の復旧など必要な費用を計上する。

c 業務管理費

業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。

なお業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。

また、業務管理費は諸経费率算定の対象額としない。

(2) 一般管理費等

当該調査を実施する企業の経費で、一般管理費及び付加利益である。

a 一般管理費

一般管理費は、当該調査を実施する企業の当該調査担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

b 付加利益

付加利益は、当該調査を実施する企業を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

2) 解析等調査業務費

解析等調査業務費は、一般調査業務による調査資料等に基づき、解析、判定、工法選定等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。

3) 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

1-3 地質調査業務費の積算方法

地質調査業務費は、次の積算方式によって積算する。

1) 地質調査業務費

$$\begin{aligned}\text{地質調査業務費} &= \{(\text{一般調査業務費}) + (\text{解析等調査業務費})\} + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{(\text{一般調査業務費}) + (\text{解析等調査業務費})\} \times \{1 + (\text{消費税率})\}\end{aligned}$$

(1) 一般調査業務費

$$\begin{aligned}\text{一般調査業務費} &= \{(\text{直接調査費}) + (\text{間接調査費})\} \times \{1 + (\text{諸経费率})\} \\ &= \{\text{対象額}\} \times \{1 + (\text{諸経费率})\}\end{aligned}$$

$$\text{なお } \{\text{対象額}\} = \{(\text{直接調査費}) + (\text{間接調査費})\}$$

(2) 諸経費

一般調査業務費に係る諸経費は、別表第1または別表第2により対象額（直接調査費）＋（間接調査費）ごと求めた諸経费率を、当該対象額に乗じて得た額とする。

(3) 解析等調査業務費

解析等調査業務費については「設計業務積算基準」による。

別表第1

(1) 諸経费率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	B	
率又は変数値	59.9%	285.3	－0.113	40.8%

(2) 算定式

$$Z = A \times Y^b$$

ただし、Z：諸経费率（単位：％）

Y：対象額（単位：円）（直接調査費＋間接調査費）

A，b：変数値

（注）諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。

別表第2

地質調査 諸経費率（一般調査業務費）早見表

A =	b =
285.3	-0.113

3枚中1枚

対 象 額	諸経費率
(千円)より (千円)まで	(%)
0 — 1,004	59.9
1,005 — 1,019	59.8
1,020 — 1,035	59.7
1,036 — 1,050	59.6
1,051 — 1,066	59.5
1,067 — 1,082	59.4
1,083 — 1,098	59.3
1,099 — 1,115	59.2
1,116 — 1,131	59.1
1,132 — 1,149	59.0
1,150 — 1,166	58.9
1,167 — 1,184	58.8
1,185 — 1,202	58.7
1,203 — 1,220	58.6
1,221 — 1,239	58.5
1,240 — 1,257	58.4
1,258 — 1,277	58.3
1,278 — 1,296	58.2
1,297 — 1,316	58.1
1,317 — 1,336	58.0
1,337 — 1,357	57.9
1,358 — 1,378	57.8
1,379 — 1,399	57.7
1,400 — 1,421	57.6
1,422 — 1,443	57.5
1,444 — 1,465	57.4
1,466 — 1,488	57.3
1,489 — 1,511	57.2
1,512 — 1,535	57.1
1,536 — 1,559	57.0
1,560 — 1,583	56.9
1,584 — 1,608	56.8
1,609 — 1,634	56.7
1,635 — 1,659	56.6
1,660 — 1,686	56.5
1,687 — 1,712	56.4
1,713 — 1,739	56.3
1,740 — 1,767	56.2
1,768 — 1,795	56.1
1,796 — 1,824	56.0

対 象 額	諸経費率
(千円)より (千円)まで	(%)
1,825 — 1,853	55.9
1,854 — 1,882	55.8
1,883 — 1,913	55.7
1,914 — 1,943	55.6
1,944 — 1,975	55.5
1,976 — 2,006	55.4
2,007 — 2,039	55.3
2,040 — 2,072	55.2
2,073 — 2,105	55.1
2,106 — 2,139	55.0
2,140 — 2,174	54.9
2,175 — 2,210	54.8
2,211 — 2,246	54.7
2,247 — 2,282	54.6
2,283 — 2,320	54.5
2,321 — 2,358	54.4
2,359 — 2,396	54.3
2,397 — 2,436	54.2
2,437 — 2,476	54.1
2,477 — 2,517	54.0
2,518 — 2,559	53.9
2,560 — 2,601	53.8
2,602 — 2,644	53.7
2,645 — 2,688	53.6
2,689 — 2,733	53.5
2,734 — 2,779	53.4
2,780 — 2,825	53.3
2,826 — 2,873	53.2
2,874 — 2,921	53.1
2,922 — 2,970	53.0
2,971 — 3,020	52.9
3,021 — 3,072	52.8
3,073 — 3,124	52.7
3,125 — 3,177	52.6
3,178 — 3,231	52.5
3,232 — 3,286	52.4
3,287 — 3,342	52.3
3,343 — 3,399	52.2
3,400 — 3,457	52.1
3,458 — 3,516	52.0

(注) 対象額は、直接調査費＋間接調査費

別表第2

地質調査 諸経費率（一般調査業務費）早見表

A =	b =
285.3	-0.113

3枚中2枚

対 象 額	諸経費率
(千円)より (千円)まで	(%)
3,517 — 3,577	51.9
3,578 — 3,639	51.8
3,640 — 3,701	51.7
3,702 — 3,765	51.6
3,766 — 3,831	51.5
3,832 — 3,897	51.4
3,898 — 3,965	51.3
3,966 — 4,034	51.2
4,035 — 4,105	51.1
4,106 — 4,176	51.0
4,177 — 4,250	50.9
4,251 — 4,324	50.8
4,325 — 4,401	50.7
4,402 — 4,478	50.6
4,479 — 4,557	50.5
4,558 — 4,638	50.4
4,639 — 4,720	50.3
4,721 — 4,804	50.2
4,805 — 4,890	50.1
4,891 — 4,977	50.0
4,978 — 5,066	49.9
5,067 — 5,157	49.8
5,158 — 5,250	49.7
5,251 — 5,345	49.6
5,346 — 5,441	49.5
5,442 — 5,539	49.4
5,540 — 5,640	49.3
5,641 — 5,742	49.2
5,743 — 5,846	49.1
5,847 — 5,953	49.0
5,954 — 6,062	48.9
6,063 — 6,173	48.8
6,174 — 6,286	48.7
6,287 — 6,401	48.6
6,402 — 6,519	48.5
6,520 — 6,640	48.4
6,641 — 6,762	48.3
6,763 — 6,888	48.2
6,889 — 7,016	48.1
7,017 — 7,146	48.0

対 象 額	諸経費率
(千円)より (千円)まで	(%)
7,147 — 7,279	47.9
7,280 — 7,415	47.8
7,416 — 7,554	47.7
7,555 — 7,696	47.6
7,697 — 7,841	47.5
7,842 — 7,989	47.4
7,990 — 8,139	47.3
8,140 — 8,293	47.2
8,294 — 8,451	47.1
8,452 — 8,611	47.0
8,612 — 8,775	46.9
8,776 — 8,943	46.8
8,944 — 9,114	46.7
9,115 — 9,289	46.6
9,290 — 9,467	46.5
9,468 — 9,650	46.4
9,651 — 9,836	46.3
9,837 — 10,026	46.2
10,027 — 10,220	46.1
10,221 — 10,419	46.0
10,420 — 10,622	45.9
10,623 — 10,829	45.8
10,830 — 11,041	45.7
11,042 — 11,257	45.6
11,258 — 11,478	45.5
11,479 — 11,704	45.4
11,705 — 11,935	45.3
11,936 — 12,171	45.2
12,172 — 12,412	45.1
12,413 — 12,659	45.0
12,660 — 12,911	44.9
12,912 — 13,168	44.8
13,169 — 13,432	44.7
13,433 — 13,701	44.6
13,702 — 13,976	44.5
13,977 — 14,257	44.4
14,258 — 14,545	44.3
14,546 — 14,839	44.2
14,840 — 15,140	44.1
15,141 — 15,448	44.0

(注) 対象額は、直接調査費＋間接調査費

別表第2

地質調査 諸経费率（一般調査業務費）早見表

A =	b =
285.3	-0.113

3枚中3枚

対 象 額 (千円)より (千円)まで	諸経费率 (%)
15,449 — 15,762	43.9
15,763 — 16,084	43.8
16,085 — 16,413	43.7
16,414 — 16,749	43.6
16,750 — 17,094	43.5
17,095 — 17,446	43.4
17,447 — 17,806	43.3
17,807 — 18,175	43.2
18,176 — 18,552	43.1
18,553 — 18,937	43.0
18,938 — 19,332	42.9
19,333 — 19,736	42.8
19,737 — 20,149	42.7
20,150 — 20,572	42.6
20,573 — 21,005	42.5
21,006 — 21,448	42.4
21,449 — 21,902	42.3
21,903 — 22,366	42.2
22,367 — 22,841	42.1
22,842 — 23,327	42.0
23,328 — 23,825	41.9
23,826 — 24,335	41.8
24,336 — 24,857	41.7
24,858 — 25,391	41.6
25,392 — 25,939	41.5
25,940 — 26,499	41.4
26,500 — 27,073	41.3
27,074 — 27,661	41.2
27,662 — 28,263	41.1
28,264 — 28,880	41.0
28,881 — 29,511	40.9
29,512 —	40.8
3千万円以上	40.8

(注) 対象額は、直接調査費＋間接調査費

2. 地質調査市場単価

2-1 共通

1) 打合せ等

(1 業務当たり)

区分		主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	備考
打合せ	業務着手時	0.5	0.5			(対面)
	中間打合せ	0.5		0.5		1 回当たり (対面)
	成果品納入時	0.5	0.5			(対面)
関係機関協議資料作成				0.25	0.25	1 機関当たり
関係機関打合せ協議			0.5	0.5		1 機関当たり (対面)

- (注) 1. 解析等調査業務を含まない地質調査の発注において打合を規定する場合には、本歩掛は適用せず別途計上する。
2. 打合せ、関係機関打合せ協議には、打合せ議事録の作成時間及び移動時間 (片道所要時間 1 時間以内) を含むものとする。
3. 打合せ、関係機関打合せ協議には、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。
4. 中間打合せの回数は、地質調査の種別によるものとし、記載が無い場合は必要回数 (3 回を標準) を計上する。打合せ回数を変更する場合は、1 回当たり、中間打合せ 1 回の人員を増減する。
なお、複数分野の業務を同時に発注する場合は、主たる業務の打合せ回数を適用し、それ以外の業務については、必要に応じて中間打合せ回数を計上する。
5. 関係機関打合せ協議の回数は、1 機関当たり 1 回程度とする。なお、発注者のみが直接関係機関と協議する場合は、関係機関打合せ協議を計上しない。
6. 本歩掛は直接調査費に含まれない (解析等調査業務費とする)。

2-2 機械ボーリング (土質ボーリング・岩盤ボーリング)

2-2-1 セン孔作業

1) 適用範囲

機械ボーリング (土質ボーリング・岩盤ボーリング) は、市場単価方式による地質調査のせん孔作業に適用する。

(1) 市場単価が適用できる範囲

機械ボーリングのうち土質ボーリングは、表 1. 1 に示す規格区分を対象に行う孔径 $\phi 66$ mm、孔径 $\phi 86$ mm、孔径 $\phi 116$ mm のノンコアボーリング*1・オールコアボーリング*2 とする。また、岩盤ボーリングは、表 1. 2 に示す規格区分を対象に行う孔径 $\phi 66$ mm、孔径 $\phi 76$ mm、孔径 $\phi 86$ mm のせん孔長を問わないオールコアボーリング*2 とする。

なお、上記適用範囲外については別途考慮する。

*1. ノンコアボーリング

- ・コアを採取しないボーリング。
- ・標準貫入試験及びサンプリング (採取試料の土質試験) 等の併用による地質状況の把握が可能である。

*2. オールコアボーリング

- ・観察に供するコアを採取するボーリング。
- ・連続的にコアを採取し、試料箱 (コア箱) に納めて納品する。
- ・採取したコアを連続的に確認できることから、詳細な地質状況の把握が可能である。

2) 構成人員

滞在費を算出するため機械ボーリング 1 パーティ当りの編成人員は次表を標準とする。

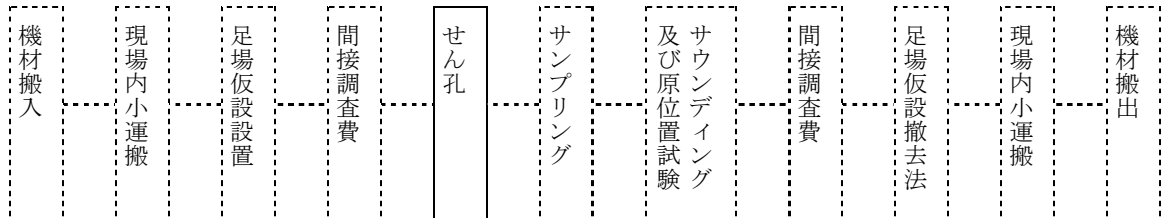
職種	地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員
人員	0.5	1.0	1.0

3) 市場単価の設定

(1) 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の実線部分である。

調査費	市場単価		
	機	労	材
機械ボーリング	○	○	○



(2) 市場単価の規格・仕様区分

表1. 1 土質ボーリングの規格区分

種 別 ・ 規 格		単位
φ 66 mm	粘性土・シルト	m
	砂・砂質土	//
	礫混じり土砂	//
	玉石混じり土砂	//
	固結シルト・固結粘土	//
φ 86 mm	粘性土・シルト	m
	砂・砂質土	//
	礫混じり土砂	//
	玉石混じり土砂	//
	固結シルト・固結粘土	//
φ 116 mm	粘性土・シルト	m
	砂・砂質土	//
	礫混じり土砂	//
	玉石混じり土砂	//
	固結シルト・固結粘土	//

上表以外は別途考慮する。

表1. 2 岩盤ボーリングの規格区分

種 別 ・ 規 格		単位
φ 66 mm	軟岩	m
	中硬岩	//
	硬岩	//
	極硬岩	//
	破碎帯	//
φ 76 mm	軟岩	m
	中硬岩	//
	硬岩	//
	極硬岩	//
	破碎帯	//
φ 86 mm	軟岩	m
	中硬岩	//

上表以外は別途考慮する。

(3) 補正係数の設定

表 1. 3 土質ボーリングの補正係数

補正の区分	適用基準	記号	補正係数
せん孔深度	50m以下	K1	1.00
	50m超 80m以下	K2	1.10
	80m超 100m以下	K3	1.15
せん孔方向	鉛直下方	K8	1.00
	斜め下方	K9	1.15
	水平	K10	1.20
	斜め上方	K11	1.40

表 1. 4 岩盤ボーリングの補正係数

補正の区分	適用基準	記号	補正係数
せん孔深度	50m以下	K4	1.00
	50m超 80m以下	K5	1.10
	80m超 120m以下	K6	1.15
	120m超	K7	1.25
せん孔方向	鉛直下方	K12	1.00
	斜め下方	K13	1.15
	水平	K14	1.20
	斜め上方	K15	1.40

(4) 直接調査費の算出

直接調査費＝設計単価×設計数量

設計価格＝標準の市場単価×せん孔延長×{(K1～K7) × (K8～K15)}

〔算出例〕

せん孔深度 80m（軟岩 60m、中硬岩 20m）斜め下方の岩盤ボーリングを行う場合

（補正係数） せん孔深度 （50m超 80m以下） : K5

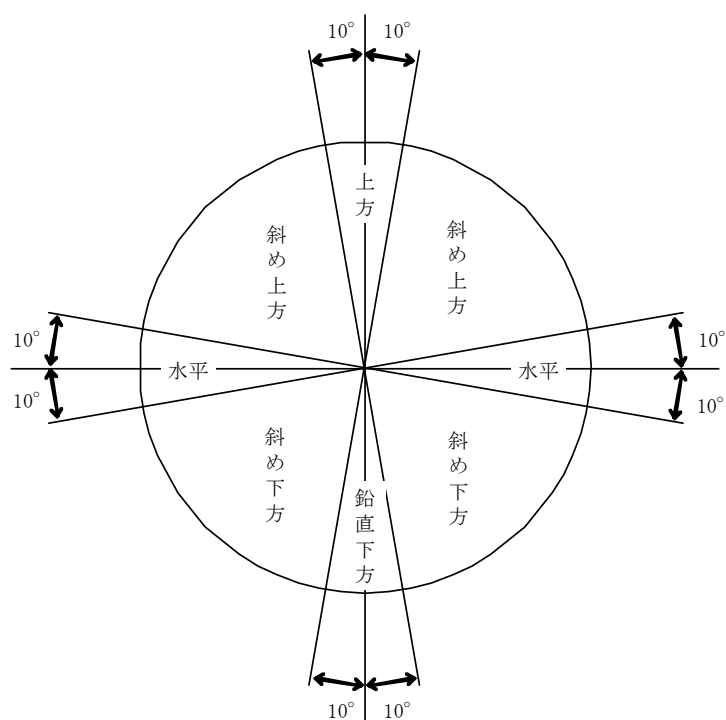
せん孔方向 （斜め下方） : K13

（軟岩の市場単価 [50m以下] × 60m + 中硬岩の市場単価 [50m以下] × 20m） × (K5 × K13)

注）せん孔深度の補正係数は、各ボーリングの深度より適用基準に当てはまるものを選び、深度全体を補正の対象とする。

4) 適用にあたっての留意事項

(1) ボーリングせん孔方向の適用範囲



(2) 地質調査の土質・岩分類

地質調査の土質・岩分類は下表を標準とする。

表 1. 5 土質・岩分類

土質・岩分類	土質分類及びボーリング掘進状況	地山弾性波速度 (km/sec)	一軸圧縮強度 (N/m ²)
粘土・シルト	ML、MH、CL、CH、OL、OH、 OV、VL、VH1、VH2	—	—
砂・砂質土	S、S-G、S-F、S-FG、SG、 SG-F、SF、SF-G、SFG	—	—
礫混じり土砂	G、G-S、G-F、G-FS、GS、 GS-F、GF、GF-S、GFS	—	—
玉石混じり土砂	—	—	—
固結シルト・固結粘土	—	—	—
軟岩	メタルクラウンで容易に掘進できる岩盤	2.5 以下	30 以下
中硬岩	メタルクラウンでも掘進できるが、ダイヤ モンドビットの方がコア採取率の良い岩盤	2.5 超 3.5 以下	30～80
硬岩	ダイヤモンドビットを使用しないと掘進困 難な岩盤	3.5 超 4.5 以下	80～150
極硬岩	ダイヤモンドビットのライフが短い岩盤	4.5 超	150～180
破碎帯	ダイヤモンドビットの摩耗が特に激しく、 崩壊が著しくコア詰まりの多い岩盤	—	—

上表の分類は、地盤材料の工学的分類法（小分類）による。

- (3) 水源までの距離が 20m 未満の場合の給水費は含むものとする。
- (4) 運搬費、仮設費、宿泊費などは別途計上する。
- (5) 標準貫入試験及びサンプリング等の延長も掘削延長に含むものとする。
- (6) 保孔材料、標本箱等は含むものとする。
- (7) 泥水処理費等が必要な場合は別途計上する。
- (8) 採取方法及び採取深度を決定するために先行ボーリングを実施する場合は、別途箇所数を計上する。

5) 日当たり作業量

表 1. 6 土質ボーリングの日当たり作業量

種 別 ・ 規 格		単位	日当たり作業量
φ 66 mm	粘性土・シルト	m	7.0
	砂・砂質土	〃	6.0
	礫混じり土砂	〃	4.0
	玉石混じり土砂	〃	2.0
	固結シルト・固結粘土	〃	4.0
φ 86 mm	粘性土・シルト	m	6.0
	砂・砂質土	〃	5.0
	礫混じり土砂	〃	3.0
	玉石混じり土砂	〃	2.0
	固結シルト・固結粘土	〃	4.0
φ 116 mm	粘性土・シルト	m	5.0
	砂・砂質土	〃	4.0
	礫混じり土砂	〃	3.0
	玉石混じり土砂	〃	2.0
	固結シルト・固結粘土	〃	3.0

工期算定等にあたっては、作業条件による補正は行わない。

※オールコアボーリングの場合は、表 1. 6 の各日当たり作業量に補正係数 0.85 を掛けるものとする。

表 1. 7 岩盤ボーリング（オールコア）の日当たり作業量

種 別 ・ 規 格		単位	日当たり作業量
φ 66 mm	軟岩	7.0	4.0
	中硬岩	6.0	3.0
	硬岩	4.0	3.0
	極硬岩	2.0	2.0
	破碎帯	4.0	3.0
φ 76 mm	軟岩	6.0	4.0
	中硬岩	5.0	3.0
	硬岩	3.0	3.0
	極硬岩	2.0	2.0
	破碎帯	4.0	2.0
φ 86 mm	軟岩	m	4.0
	中硬岩	〃	3.0

工期算定等にあたっては、作業条件による補正は行わない。

2-2-2 サンプルング

1) 適用範囲

サンプルングは、市場単価方式による地質調査に適用する。

1) 市場単価が適用できる範囲

機械ボーリングにおけるサンプルングのうち、固定ピストン式シンウォールサンプラー（シンウォールサンプルング）、ロータリー式二重管サンプラー（デニソンサンプルング）、ロータリー式三重管サンプラー（トリプルサンプルング）に適用する。

2) 構成人員

滞在費を算出するためのサンプルングの編成人員は次表を標準とする。

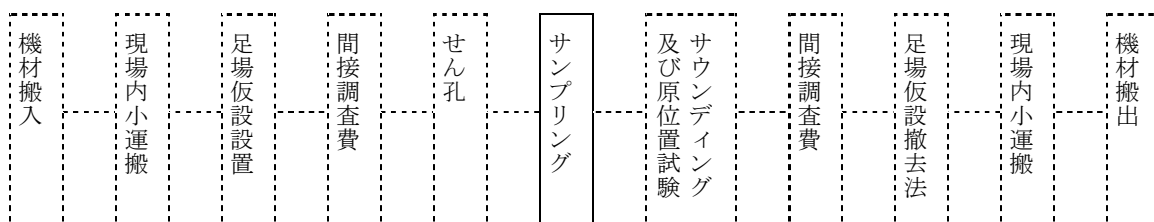
職種	地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員
人員	0.5	1.0	1.0

3) 市場単価の設定

(1) 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の実線部分である。

調査費	市場単価		
	機	労	材
サンプルング	○	○	○



(2) 市場単価の規格・仕様区分

表 2. 1 サンプルングの規格区分及び選定方法

種 別 ・ 規 格		単位	採取目的	必要な孔径
固定ピストン式シンウォールサンプラー (シンウォールサンプルング)	軟弱な粘性土 ($0 \leq N \text{ 値} \leq 4$)	本	軟弱な粘性土の乱 さない試料の採取	86 mm以上
ロータリー式二重管サンプラー (デニソンサンプルング)	硬質な粘性土 ($4 < N \text{ 値}$)	〃	硬質粘性土の採取	116 mm以上
ロータリー式三重管サンプラー (トリプルサンプルング)	砂質土	〃	砂質土の採取	116 mm以上

(3) 直接調査費の算出

直接調査費＝設計単価×設計数量

設計価格＝標準の市場単価

(4) 適用にあたっての留意事項

単価は、パラフィンワックス、キャップ、運搬用アイスボックス、ドライアイス等を含むものとする。

4) 日当たり作業量

日当たり作業量は下表を標準とする。

表2. 2 土質ボーリングの日当たり作業量

種 別 ・ 規 格		単位	日当たり作業量
固定ピストン式シンウォールサンプラー (シンウォールサンプリング)	軟弱な粘性土 ($0 \leq N \text{ 値} \leq 4$)	本	5
ロータリー式二重管サンプラー (デニソンサンプリング)	硬質な粘性土 ($4 < N \text{ 値}$)	〃	4
ロータリー式三重管サンプラー (トリプルサンプリング)	砂質土	〃	3

2-2-3 サウンディング及び原位置試験

1) 適用範囲

サウンディング及び原位置試験は、市場単価方式による地質調査に適用する。

(1) 市場単価が適用できる範囲

サウンディング及び原位置試験のうち、標準貫入試験、プレッシャーメータ試験（孔内水平載荷試験）、現場透水試験、スウェーデン式サウンディング、機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験、ポータブルコーン貫入試験に適用する。

2) 構成人員

滞在費を算出するためのサウンディング及び原位置試験の編成人員は次表を標準とする。

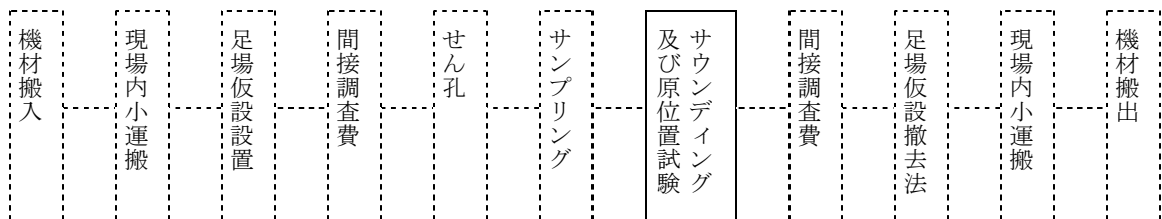
職種	地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員
人員	0.5	1.0	1.0

3) 市場単価の設定

(1) 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の実線部分である。

調査費	市場単価		
	機	労	材
サウンディング 及び原位置試験	○	○	○



(2) 市場単価の規格・仕様区分

表 3. 1 サウンディング及び原位置試験の規格区分

種 別 ・ 規 格			単位
標準貫入試験	粘性土・シルト		回
	砂・砂質土		〃
	礫混じり土砂		〃
	玉石混じり土砂		〃
	固結シルト・固結粘土		〃
	軟岩		〃
プレッシャーメータ試験 (孔内水平載荷試験)	普通載荷 (2.5MN/m ² 以下)	G L - 50m以内	〃
	中圧載荷 (2.5~10MN/m ²)	G L - 50m以内	〃
	高圧載荷 (10~20MN/m ²)	G L - 50m以内	〃
現場透水試験	オーガー法	G L - 10m以内	〃
	ケーシング法	G L - 10m以内	〃
	一重管式	G L - 20m以内	〃
	二重管式	G L - 20m以内	〃
	揚水法	G L - 20m以内	〃
スウェーデン式サウンディング	G L - 10m以内 N値 4 以内		m
機械式コーン (ワシタ [®] 式二重管コーン) 貫入試験	20 k N	G L - 30m以内	〃
	100 k N	G L - 30m以内	〃
ポータブルコーン貫入試験	単管式	G L - 5m以内	〃
	二重管式	G L - 5m以内	〃

上表以外は別途考慮する。

(3) 補正係数の設定

表 3. 2 現場透水試験の補正係数

補正の区分	適用基準	記号	補正係数
現場透水試験ケーシング法	G L - 10m以内	K 1	1. 00
	G L - 20m以内	K 2	1. 10
	G L - 30m以内	K 3	1. 15
	G L - 40m以内	K 4	1. 25
	G L - 50m以内	K 5	1. 30
現場透水試験二重管式	G L - 20m以内	K 6	1. 00
	G L - 40m以内	K 7	1. 15
現場透水試験揚水法	G L - 20m以内	K 8	1. 00
	G L - 40m以内	K 9	1. 15

(4) 市場単価の構成と範囲

直接調査費＝設計単価×設計数量

設計価格＝標準の市場単価×(K1～K9)

4) 適用にあたっての留意事項

- (1) プレッシャーメータ試験 (孔内水平載荷試験) における普通載荷及び中圧載荷は、測定器がプレシオメーター、L L T 及び K K T を標準とする。土研式を使用する場合は、別途考慮する。
- (2) サウンディング及び原位置試験に伴う機材、雑品はこれを含むものとする。
- (3) 現場透水試験は、資料整理 (内業) を含むものとする。
- (4) 現場透水試験は、孔内洗浄を含むものとする。

5) 日当たり作業量

日当たり作業量は下表を標準とする。

表 3. 3 サウンディング及び原位置試験の日当たり作業量

種 別 ・ 規 格		単位	日当たり作業量
標準貫入試験	粘性土・シルト	回	12.0
	砂・砂質土	〃	10.0
	礫混じり土砂	〃	8.0
	玉石混じり土砂	〃	7.0
	固結シルト・固結粘土	〃	7.0
	軟岩	〃	7.0
プレッシャーメータ試験 (孔内水平載荷試験)	普通載荷 (2.5MN/m ² 以下) GL-50m以内	〃	3.0
	中圧載荷 (2.5~10MN/m ²) GL-50m以内	〃	2.0
	高圧載荷 (10~20MN/m ²) GL-50m以内	〃	2.0
現場透水試験	オーガー法 GL-10m以内	〃	2.0
	ケーシング法 GL-10m以内	〃	2.0
	一重管式 GL-20m以内	〃	1.0
	二重管式 GL-20m以内	〃	1.0
	揚水法 GL-20m以内	〃	1.0
スウェーデン式サウンディング	GL-10m以内 N値4以内	m	22.0
機械式コーン (ワング式二重管コーン) 貫入試験	20kN GL-30m以内	〃	12.0
	100kN GL-30m以内	〃	11.0
ポータブルコーン貫入試験	単管式 GL-5m以内	〃	25.0
	二重管式 GL-5m以内	〃	15.0

工期算定等にあたっては、作業条件による補正は行わない。

2-2-4 現場内小運搬

現場内小運搬は、ボーリングマシン並びに各種原位置試験用器材をトラック又はライトバン等より降ろした地点から、順次調査地点へと移動して、調査終了後にトラック又はライトバンに積み込む地点までの運搬費である。
(運搬に付随する積み込み、積み下ろしを含む。なお、トラック又はライトバン等による資機材運搬、人員輸送は別途計上する。)

小運搬の積算にあたっては、下表を参考に現地の条件にあった運搬方法を選ぶものとする。なお、搬入路伐採等については、小運搬(人肩、クローラ、モノレール、索道)に際し、立木伐採や下草刈り等が必要な場合に適用するものとし、その際は、「2-2-6 その他間接調査費」の「搬入路伐採等」の単価を適用する。

表 4. 1 小運搬方法一覧

運搬方法	運搬距離	道路	地形	運搬効率	特調
人肩	短距離に適用	道路幅 50cm 以下	緩傾斜地	極めて不良	条件を選ばないが、低能率(最低でも歩道程度は必要である。)
特装車(クローラ)	短～中距離に適用	—	急傾斜地(登坂能力は傾斜 20° 程度まで)	良好	道路がなくても可能、大量輸送が可能
モノレール	短～中距離に適用	—	傾斜地 急傾斜地 急峻地	良好	既存の運搬路が無い場合に有効である。
索道(ケーブルクレーン)	短～中距離に適用	—	急傾斜地 急峻地	良好	河川、谷、崖を超える場合に有利である。

1) 適用範囲

現場内小運搬は、市場単価方式による地質調査に適用する。

(1) 市場単価が適用できる範囲

現場内小運搬のうち人肩運搬、特装車運搬（クローラ）、モノレール運搬、索道運搬するもの。

2) 編成人員

滞在費を算出するための現場内小運搬1回当たりの編成人員は次表を標準とする。

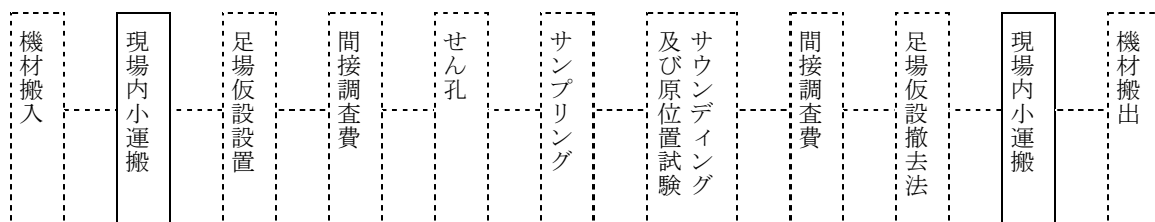
職種 運搬方法	主任地質調査員	地質調査員
人肩	0.5	1.0
特装車	0.5	1.0
モノレール		0.5
索道		0.5

3) 市場単価の設定

(1) 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の実線部分である。

調査費	市場単価		
	機	労	材
現場内小運搬	○	○	×



(2) 市場単価の規格・仕様区分

表4. 2 現場内小運搬の規格区分

種 別 ・ 規 格		単位
人肩運搬	50m以下 総運搬距離	t
	50m超 100m以下 //	//
特装車運搬（クローラ）	100m以下 総運搬距離	//
	100m超 300m以下 //	//
	300m超 500m以下 //	//
	500m超 1000m以下 //	//
モノレール運搬	50m以下 設置距離	//
	50m超 100m以下 //	//
	100m超 200m以下 //	//
	200m超 300m以下 //	//
	300m超 500m以下 //	//
	500m超 1000m以下 //	//
索道運搬	100m以下 設置距離	//
	100m超 500m以下 //	//
	500m超 1000m以下 //	//

上記以外は別途考慮する。

表4. 3 現場内小運搬における架設・撤去の規格区分

種 別 ・ 規 格		単位
モノレール運搬	50m以下	箇所
	50m超 100m以下	〃
	100m超 200m以下	
	200m超 300m以下	
	300m超 500m以下	
	500m超 1000m以下	〃
索道運搬	100m以下 吊下荷重 1 t	〃
	100m超 500m以下 〃	〃
	500m超 1000m以下 〃	〃

上記以外は別途考慮する。

表4. 4 現場内小運搬における機械器具損料の規格区分

種 別 ・ 規 格		単位
モノレール運搬	50m以下	日
	50m超 100m以下	〃
	100m超 200m以下	
	200m超 300m以下	
	300m超 500m以下	
	500m超 1000m以下	〃
索道運搬	100m以下 吊下荷重 1 t	〃
	100m超 500m以下 〃	〃
	500m超 1000m以下 〃	〃

上記以外は別途考慮する。

(3) 補正係数の設定

表4. 5 標高差における距離の補正係数

小運搬方法	補正值	換算距離の計算
人肩運搬	5	換算距離＝運搬距離＋標高差×補正值
特装車運搬（クローラ）	3	換算距離＝運搬距離＋標高差×補正值

標高差は1m単位とする。

(4) 間接調査費の算出

（人肩運搬、特装車運搬）

間接調査費＝設計単価×運搬総重量

設計価格＝標準の市場単価（換算距離別）

（モノレール運搬、索道運搬）

間接調査費＝設計単価（運搬）×運搬総重量＋設計単価（架設・撤去）

＋設計単価（機械器具損料）×供用日数

設計価格＝標準の市場単価 ただし、機械器具損料は特別調査により別途考慮する。

供用日数＝架設日数＋調査・試験等作業日数＋撤去日数

※架設日数は、不稼働係数、年末年始、夏季休暇等の撤去不能期間を考慮する。

4) 適用にあたっての留意事項

現場内の各小運搬方法に伴う機材、雑品はこれを含むものとする。

5) 日当たり作業量

日当たり作業量は下表を標準とする。

表4. 6 現場内小運搬の日当たり作業量

種 別	規 格	単位	日当たり作業量
人肩運搬	50m以下	t	3.2
	50m超 100m以下	〃	1.3
特装車運搬（クローラ）	100m以下	〃	3.5
	100m超 300m以下	〃	1.9
	300m超 500m以下	〃	1.4
	500m超 1000m以下	〃	1.2
モノレール運搬	50m以下	〃	3.4
	50m超 100m以下	〃	2.8
	100m超 200m以下	〃	2.3
	200m超 300m以下	〃	1.0
	300m超 500m以下	〃	1.0
	500m超 1000m以下	〃	1.0
索道運搬	100m以下	〃	5.0
	100m超 500m以下	〃	4.0
	500m超 1000m以下	〃	3.0

表4. 7 現場内小運搬における架設の日当たり作業量

種 別	規 格	単位	日当たり作業量
モノレール運搬	50m以下	箇所	1.2
	50m超 100m以下	〃	0.6
	100m超 200m以下	〃	0.3
	200m超 300m以下	〃	0.2
	300m超 500m以下	〃	0.16
	500m超 1000m以下	〃	0.08
索道運搬	100m以下	〃	0.41
	100m超 500m以下	〃	0.19
	500m超 1000m以下	〃	0.11

表4. 8 現場内小運搬における撤去の日当たり作業量

種 別	規 格	単位	日当たり作業量
モノレール運搬	50m以下	箇所	1.66
	50m超 100m以下	〃	0.74
	100m超 200m以下	〃	0.60
	200m超 300m以下	〃	0.35
	300m超 500m以下	〃	0.31
	500m超 1000m以下	〃	0.10
索道運搬	100m以下	〃	0.65
	100m超 500m以下	〃	0.23
	500m超 1000m以下	〃	0.13

2-2-5 足場仮設

1) 適用範囲

足場仮設は、市場単価方式による地質調査に適用する。

(1) 市場単価が適用できる範囲

足場仮設のうち、平坦足場、湿地足場、傾斜地足場、水上足場に適用する。

2) 編成人員

滞在費を算出するための足場仮設の編成人員は次表を標準とする。

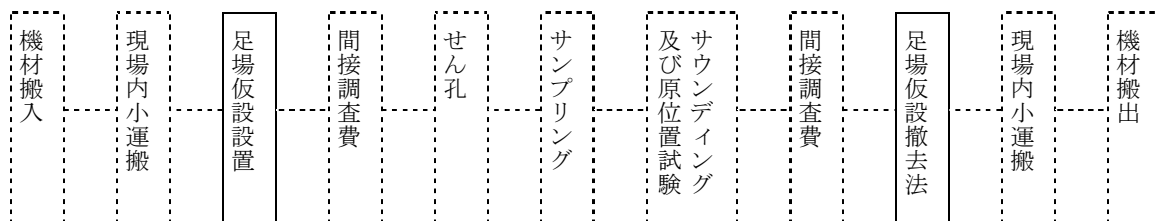
職種	主任地質調査員	地質調査員
人員	0.5	1.0

3) 市場単価の設定

(1) 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の実線部分である。

調査費	市場単価		
	機	労	材
現場内小運搬	○	○	○



(2) 市場単価の規格・仕様区分

表 5. 1 足場仮設の規格区分

種 別	規 格	単位
平坦地足場	高さ 0.3m 以下	箇所
	高さ 0.3m 超	〃
湿地足場		〃
傾斜地足場	地形傾斜 15° 以上～30° 未満	〃
	地形傾斜 30° 以上～45° 未満	〃
	地形傾斜 45° 以上～60°	〃
水上足場	水深 1m 以下	〃
	水深 3m 以下	〃
	水深 5m 以下	〃
	水深 10m 以下	〃

上記以外は別途考慮する。

(3) 補正係数の設定

表 5. 2 足場仮設におけるボーリング深度の補正係数

足場の区分	50m 以下	50m 超 80m 以下	80m 超 120m 以下	120m 超
記号	K1	K2	K3	K4
平坦地足場	1.00	1.05	1.10	1.20
湿地足場	1.00	1.05	1.10	1.20
傾斜地足場	1.00	1.05	1.10	1.20
水上足場	1.00	1.05	1.10	1.20

(4) 間接調査費の算出

間接調査費＝設計単価×設計数量

設計価格＝標準の市場単価×（K1～K4）

4) 適用にあたっての留意事項

- (1) 単価は、ボーリング槽設置撤去、機械分解組立を含むものとする。
- (2) 水上足場において、ボーリング槽設置撤去のために「とび工」が必要な場合、並びに、水底の地形が傾斜しており、整地のため「潜水夫」が必要な場合は、別途考慮するものとする。
- (3) 水上足場は、作業船を含むものとする。
- (4) 水上足場は、河川・湖沼等波浪の少ない場合とし、上の場合は別途考慮する。
- (5) 水上足場設置後に、作業現場までの移動に船外機搭載の船舶等を使用する必要がある場合の移動費用については、別途考慮する。

5) 日当たり作業量

日当たり作業量は下表を標準とする。

表 5. 3 足場仮設の日当たり作業量（設置・撤去）

種 別 ・ 規 格		単位	日当たり作業量
平坦地足場	高さ 0.3m 以下	箇所	2.0
	高さ 0.3m 超	〃	1.25
湿地足場		〃	1.0
傾斜地足場	地形傾斜 15° 以上～30° 未満	〃	1.0
	地形傾斜 30° 以上～45° 未満	〃	0.5
	地形傾斜 45° 以上～60°	〃	0.5
水上足場	水深 1m 以下	〃	0.5
	水深 3m 以下	〃	0.5
	水深 5m 以下	〃	0.3
	水深 10m 以下	〃	0.3

2-2-6 その他間接調査費

1) 適用範囲

その他間接調査費は、市場単価方式による地質調査に適用する。

(1) 市場単価が適用できる範囲

その他間接調査費は、間接調査費のうち、準備及び跡片付け、搬入路伐採等、環境保全、調査孔閉塞、給水費（ポンプ運転）とする。現場条件等により、給水に係る運搬が必要な場合は別途計上する。また、試掘、舗装復旧、ボーリング泥水処理が必要な場合は別途計上する。

2) 編成人員

滞在費を算出するためのその他間接調査費 1 業務あるいは 1 箇所当たりの編成人員は次表を標準とする。

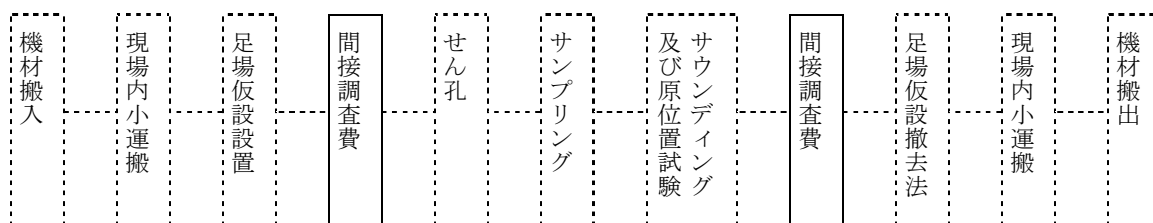
職種 工種	地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員
準備及び跡片付け	1.0	1.0	0.5
搬入路伐採等		0.5	1.0
環境保全（仮囲い）		1.0	1.0

3) 市場単価の設定

(1) 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の実線部分である。

調査費	市場単価		
	機	労	材
その他間接調査費	○	○	○



(2) 市場単価の規格・仕様区分

表 6. 1 その他間接調査費の規格区分

種 別	規 格	単位
準備及び跡片付け		業務
搬入路伐採等		m
環境保全	仮囲い	箇所
調査孔閉塞		〃
給水費（ポンプ運転）	20m以上 150m以下	〃

(3) 補正係数の設定

表 6. 2 その他間接調査費における距離の補正係数

工 種	補正值	換算距離の計算
搬入路伐採等	6	換算距離＝道路延長＋標高差×補正值

標高差は 1m 単位とする。

(4) 間接調査費の算出

間接調査費＝設計単価×設計数量

但し、搬入路伐採等は、間接調査費＝設計単価×換算距離 とする。

設計価格＝標準の市場単価

4) 適用に当たっての留意事項

- (1) 準備及び跡片付けの単価は、資機材の準備・保管、ボーリング地点の整地・跡片付け、占用許可及び申請手続き、位置出し測量等を含むものとする。
- (2) 搬入路伐採等は、現場内小運搬で立木伐採や下草刈り等が必要な場合とする。
- (3) 環境保全（仮囲い）は、道路や住宅の近くでボーリングを行う場合等で、安全上、環境保全上、囲いが必要な場合とする。
- (4) 環境保全（仮囲い）の単価は、交通誘導員の費用を含まないものとする
- (5) 調査孔閉塞は、調査孔を閉塞する必要がある場合とする。
- (6) 給水費（ポンプ運転）の単価は、水源が 20m 以上 150m 以下の場合とする。水源が 20m 未満は、せん孔に含むものとする。また、150m 超は別途考慮するものとする。

5) 日当たり作業量

日当たり作業量は下表を標準とする。

表 6. 3 その他間接調査費の日当たり作業量

種 別 ・ 規 格		単位	日当たり作業量
準備及び跡片付け		業務	1.0
搬入路伐採等		m	166.0
環境保全	仮囲い	箇所	2.0

2-2-7 解析等調査業務

1) 適用範囲

機械ボーリングの解析等調査業務を含めた業務に適用することとし、単価は、特別調査等により計上する。

(1) 単価が適用できる範囲

- a. 解析等調査業務のうち、既存資料の収集・現地調査、資料整理取りまとめ、断面図等の作成、総合解析取りまとめ、打合せとする。
- b. 直接人件費の内、解析等調査業務費として計上する部分は、「設計業務積算基準」におけるその他原価の対象とし、それ以外の部分は直接調査費に計上する。
- c. 直接人件費の内、解析等調査業務費として計上する部分は、「土木設計業務等の電子納品要領」、「地質調査資料整理要領（案）」等に基づいて作成する場合にも適用でき、費用についても含む。
- d. ダム、トンネル、地すべり、砂防等の大規模な業務や技術的に高度な業務には適用しない。

(2) 適用に当たっての留意事項

- a. 岩盤ボーリング 1 本は土質ボーリング 3 本に換算する。また、ボーリング 1 本中に土質ボーリングと岩盤ボーリングが混在する場合は、その 1 本に占める割合が多い方とする。
- b. ボーリングのせん孔長は考慮しないものとする。

2) 単価の設定

(1) 単価の構成と範囲

- a. 既存資料の収集・現地調査
 - ① 業務の範囲
 - イ 関係文献等の収集と検討
 - ロ 調査地周辺の現地踏査
 - ② 単価は、フィルム代、現像代、コピー代等を含む。
- b. 資料整理取りまとめ
 - ① 業務の範囲
 - イ 各種計測結果の評価及び考察（異常データのチェック含む）。
 - ロ 資料の観察
 - ハ ボーリング柱状図の作成
 - ② 単価は、ボーリング柱状図、コピー代等を含む。
 - ③ 本単価は内業単価である。
- c. 断面図等の作成
 - ① 業務の範囲
 - イ 地層及び土性の判定
 - ロ 土質又は地質断面図の作成（着色を含む）。
 - ② 単価は、用紙類、色鉛筆等を含む。
 - ③ 本単価は内業単価である。

d. 総合解析取りまとめ

① 業務の範囲

- イ 調査地周辺の地形・地質の検討
- ロ 地質調査結果に基づく土質定数の設定
- ハ 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
- ニ 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験等が実施されている場合）
- ホ 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものではなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討）
- ヘ 設計・施工上の留意点の検討（特に盛土や切土を行う場合）
- ト 報告書の執筆

ただし、次のような業務は含まない。

- (a) 杭の支持力計算、圧密沈下（沈下量および沈下時間）計算、応力分布及び地すべり計算時の具体的な計算業務
- (b) 高度な土質・地質定数の計算と検討、軟弱地盤に対する対策工法の検討、安定解析、液状化解析、特定の基礎工法や構造物に関する総合的検討

② 試験種目数別の補正

現地で行われる調査、室内試験糖を含む調査の種目数は、0～3 種を標準とし、これを超える場合には補正する。

なお、試験種目は、サンプリング、標準貫入試験、動的円錐貫入試験、プレッシャーメータ試験（孔内水平載荷試験）、現場透水試験岩盤透水試験、間隙水圧試験、スウェーデン式サウンディング、機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験、ポータブルコーン貫入試験、三成分コーン試験、電気式静的コーン貫入試験、オートマチックラムサウンディング、物理的性質試験、科学的性質試験、力学的性質試験、現場単位体積重量試験、平板載荷試験、現場 CBR 試験等の区分とする。

③ 単価は、コピー代等を含む。

④ 本単価は内業単価である。

e. 打合せ

中間打合せの回数は3回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。

(2) 単価の規格・仕様区分

表 7. 1 解析等調査業務の規格区分

種 別 ・ 規 格		単位
既存資料の収集・現地調査	直接人件費（解析等調査業務費分）	業務
資料整理取りまとめ	〃（解析等調査業務費分）	〃
〃	〃（直接調査費分）	〃
断面図等の作成	〃（解析等調査業務費分）	〃
〃	〃（直接調査費分）	〃
総合解析取りまとめ	〃（解析等調査業務費分）	〃
打合せ	〃（解析等調査業務費分）	-

(3) 補正係数の設定表

a. 解析等調査業務

表 7. 2 解析等調査業務の補正係数

土質ボーリング		補正係数 (計算式)
既存資料の収集・現地調査	直接人件費 (解析等調査業務費分)	$Y = 0.035X + 0.79$
資料整理取りまとめ	直接人件費 (解析等調査業務費分)	$Y = 0.040X + 0.76$
〃	直接人件費 (直接調査費分)	$Y = 0.040X + 0.76$
断面図等の作成	直接人件費 (解析等調査業務費分)	$Y = 0.040X + 0.76$
〃	直接人件費 (直接調査費分)	$Y = 0.040X + 0.76$
総合解析取りまとめ	直接人件費 (解析等調査業務費分)	$Y = 0.020X + 0.88$
打合せ	直接人件費 (解析等調査業務費分)	$Y = 0.020X + 0.88$

Y: 補正係数 X: 土質ボーリング本数

b. 試験種目別の補正係数 (総合解析取りまとめ)

表 7. 3 試験種目数別の補正係数

試験種目数	0～3 種	4～5 種	6～9 種
補正係数	1.00	1.20	1.30

3) 直接人件費及び直接調査費の算出

直接人件費＝設計単価

設計価格＝標準の単価×補正係数

ただし、資料整理取りまとめ等の直接調査費については次のとおり。

直接調査費＝設計単価

設計価格＝標準の単価×補正係数

(注) 標準の単価＝特別調査等により計上

2-2-8 その他

1) 電子成果品作成費

電子成果品作成費は次の計算式による。

$$\text{電子成果品作成費 (千円)} = 4.7x^{0.38}$$

x: 直接調査費 (千円) (電子成果品作成費を除く)

ただし、上限を 26 万円とする。

(注) 1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接調査費を千円単位 (小数点以下切り捨て) で代入する。

2. 算出された電子成果品作成費 (千円) は、千円未満を切り捨てる (小数点以下切り捨て) ものとする。

2) 旅費交通費

旅費交通費の積算にあたっては、表 8. 1 を原則適用する。ただし、現地条件等により、これによりがたい場合は、別途積算するものとする。

表 8. 1 旅費交通費

	①旅費交通費の率 ②旅費の率	①旅費交通費②旅費 の上限 (千円)	日当・宿泊料 (千円)
①宿泊、滞在を伴わない業務	直接調査費の 2. 1 4 %	1, 0 2 6	—
②宿泊、滞在を伴う業務	直接調査費の 1. 6 0 %	7 6 5	6. 6 X

注) 1. 旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議、現地作業（現地踏査等含む）の費用とする。

注) 2. 宿泊、滞在を伴う業務の場合、X（延べ宿泊日数および滞在日数）を乗じた額を、日当・宿泊料として積算する。

注) 3. 往復旅行時間にかかる直接人件費について、表 8. 1 の①の場合は積算上含まれている。また、②の場合は含まれていないため、別途計上するとともに、その旨特記仕様書等に明示するものとする。

3) 施工管理費

施工管理費は次の計算式による。

施工管理費＝直接調査費×0.007

4) 地盤情報データベースに登録するための検定費

地盤情報データベースに登録するための検定費

＝（ボーリング 1 本当たりの検定費用）×（ボーリング本数）

第3章 設計業務積算基準

1. 設計業務積算基準	Ⅲ-3-1
1-1 適用範囲	Ⅲ-3-1
1-2 委託業務費	Ⅲ-3-1
1-3 積算	Ⅲ-3-2
1-4 旅費交通費	Ⅲ-3-2
1-5 電子成果品作成費	Ⅲ-3-3
2. 設計業務標準歩掛	Ⅲ-3-3
2-1 共通	Ⅲ-3-3
2-2 橋梁予備設計	Ⅲ-3-4
2-3 橋梁詳細設計	Ⅲ-3-7
2-4 横断歩道橋詳細設計	Ⅲ-3-36

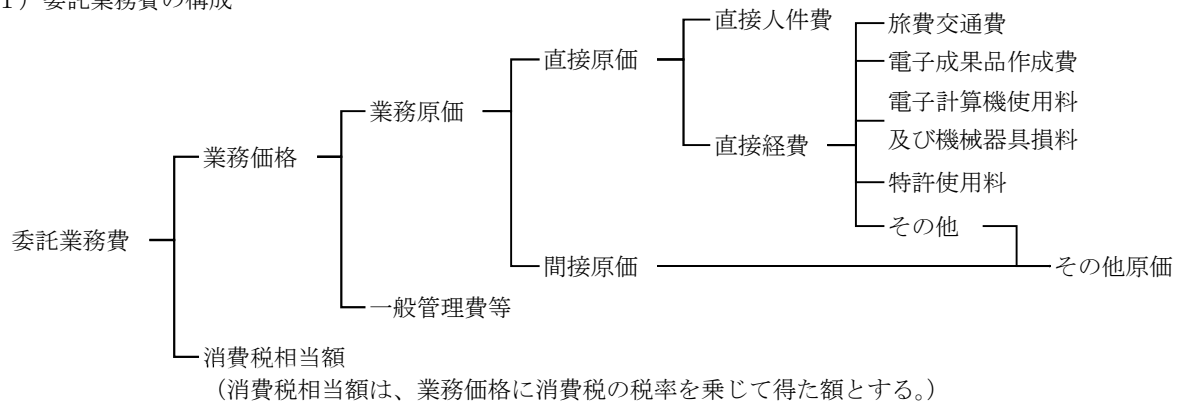
1. 設計業務積算基準

1-1 適用範囲

この基準は土木工事に係る設計業務の積算に適用する。

1-2 委託業務費

1) 委託業務費の構成



2) 構成費目の内容

(1) 直接原価

a. 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する技術者の人件費とする。

b. 直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費とする。直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。

①旅費交通費

②電子成果品作成費

③電子計算機使用料及び機械器具損料

④特許使用料等

c. 直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費業務実績の登録等に要する費用を含む。

(2) 間接原価

a. 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

(3) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。

a. 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

b. 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

1-3 積 算

1) 建設コンサルタントに委託する場合

(1) 委託業務費の積算方式

委託業務費は次の方式により積算するものとする。

$$\begin{aligned} \text{委託業務費} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \} \end{aligned}$$

(2) 各構成要素の算定

a. 直接人件費

設計業務等に従事する者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。

b. 直接経費

直接経費は1-2-2)(1)bの各項目について積算するものとし、旅費交通費については業務にかかる旅費交通費を計上する。

1-2-2)(1)bの各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

c. その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

係数（ $\alpha / (1 - \alpha)$ ）はパーセント表示の少数第3位を四捨五入し、2位止めとする。

d. 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

係数（ $\beta / (1 - \beta)$ ）はパーセント表示の少数第3位を四捨五入し、2位止めとする。

e. 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\text{消費税相当額} = [\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} + (\text{一般管理費等})] \times (\text{消費税率})$$

1-4 旅費交通費

旅費交通費の積算にあたっては、下表を原則適用する。ただし、現地条件等により、これによりがたい場合は、別途積算するものとする。

	①旅費交通費の率 ②旅費の率	①旅費交通費②旅費 の上限（千円）	日当・宿泊料 （千円）
① 宿泊、滞在を伴わない業務	直接人件費の0.63%	244	—
② 宿泊、滞在を伴う業務	直接人件費の1.33%	307	9.1X

(注) 1. 旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議、現地作業の費用とする。

(注) 2. 宿泊、滞在を伴う業務の場合、X（延べ宿泊日数および滞在日数）を乗じた額を、日当・宿泊料として積算する。

(注) 3. 往復旅行時間にかかる直接人件費について、上表の①の場合は積算上含まれている。また、②の場合は含まれていないため、別途計上するとともに、その旨特記仕様書等に明示するものとする。

1-5 電子成果品作成費

電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。ただし、これによりがたい場合は別途計上する。

1) 概略設計、予備設計又は詳細設計

$$\text{電子成果品作成費(千円)} = 6.9 \times x^{0.45}$$

ただし、 x ：直接人件費（千円）

2) その他の設計業務（1）以外）

$$\text{電子成果品作成費(千円)} = 5.1 \times x^{0.38}$$

ただし、 x ：直接人件費（千円）

（注） 1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位（小数点以下切り捨て）で代入する。

2. 算出された電子成果品作成費（千円）は、千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。

3. 電子成果品作成費の上下限については、

（1）の場合、上限：700千円、下限：20千円、

（2）の場合、上限：250千円、下限：20千円とする。

2. 設計業務標準歩掛

2-1 共通

1) 打合せ等

（1業務当り）

区分		主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	備考
打合せ	業務着手時	0.5	0.5	0.5		（対面）
	中間打合せ	0.5	0.5	0.5		1回当り（対面）
	成果物納品時	0.5	0.5	0.5		（対面）
関係機関打合せ協議		0.5	0.5			1機関当り（対面）

備考 1. 打合せ、関係機関打合せ協議には、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間以内）を含むものとする。

2. 打合せ、関係機関打合せ協議には、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。

3. 中間打合せの回数は、設計業務の種別によるものとし、記載が無い場合は必要回数（5回を標準）を計上する。打合せ回数を変更する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。

なお、複数分野の業務を同時に発注する場合は、主たる業務の打合せ回数を適用し、それ以外の業務については、必要に応じて中間打合せ回数を計上する。

4. 関係機関打合せ協議の回数は、1機関当たり1回程度とする。なお、発注者のみが直接関係機関と協議する場合は、関係機関打合せ協議を計上しない。

2) その他

（1業務当り）

区分		主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	備考
合同現地踏査		0.5		0.5		1回当たり
照査技術者による報告		0.5				1回当たり
条件明示チェックシートの作成			0.25	0.25		1施設当たり

備考 1. 照査技術者による報告には、議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間以内）を含むものとする。

2. 条件明示チェックシートの作成は、予備設計時に作成する際に適用する。

2-2 橋梁予備設計

1) 適用範囲

本歩掛は、上部工、下部工、基礎工について比較検討を行い、比較案3案を選定する場合に適用する。なお、3,000mを超えるもの、並びに景観検討は含まないものとする。

2) 作業区分

橋梁予備設計における作業区分は以下のとおりとする。

作業区分	区分	作業の範囲
設計計画	設計計画	業務の目的・主旨を把握したうえで特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果品の内容、部数・使用する主な図書及び基準・連絡体制（緊急時含む）等の事項について業務計画書（調査計画書を含む）を作成する。
	設計条件の確認	特記仕様書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本的条件並びに地質条件を確認し、当該設計用に整理を行う。
	橋梁形式比較案の選定	橋長、支間割りの検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、調査職員と協議のうえ、設計する比較案3案の選定を行う。
	基本事項の検討	設計を実施する橋梁形式比較案に対して、構造特性（安定性、耐震性、走行性）・施工性（施工の安全性、難易性、確実性、工事用道路及び作業ヤード）・経済性・維持管理（耐久性、管理の難易性）・環境との整合（修景、騒音、振動、近接施工）等の事項を標準として技術的検討を行う。
設計計算	設計計算	上部工の設計計算については、主要点（主桁最大モーメント又は軸力の生ずる箇所）の概算応力計算及び概略断面検討を行い、支間割、主桁配置、桁高、主構等の決定を行うものとする。下部工及び基礎工については、震度法により、躯体及び基礎工の形式規模を想定し、概算の応力計算及び安定計算を行う。
設計図	設計図	橋梁形式比較案のそれぞれに対し、一般図（平面図、側面図、上下部工・基礎工主要断面図）を作成し、鉄道、道路、河川との関連、建築限界及び河川改修断面図等を記入するほか、土質柱状図の記入を行う。なお、構造物の基本寸法の表示は、橋長支間長、幅員、桁高、桁間隔、下部工及び基礎工の主要寸法のみとする。また、既設構造物及び計画等との位置関係がわかる寸法を記入する。
概算工事費算出	概算工事費算出	橋梁形式比較案のそれぞれに対し、概算数量を算出し、それを基に概算工事費を算定する。
照査	照査	照査技術者は、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出する。 ①基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 ②一般図を基に橋台位置、径間割り、支承条件及び地盤条件と橋梁形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。 ③設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 ④設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

作業区分	区分	作業の範囲
報告書作成	報告書作成	設計業務の成果として、設計業務成果概要書・設計計算書等・設計図面・数量計算書・概算工事費・施工計画書・現地踏査結果等について作成を行う。なお、設計条件・橋梁形式比較案毎に当該構造物の規模及び形式の選定の理由・道路、鉄道、河川の交差条件・主要材料の概略数量・概算工事費算出・主桁主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法、くい本数等概略計算の主要結果・橋梁形式比較一覧表・詳細設計に向けての必要な調査、検討事項について解説し、とりまとめて記載した設計概要書の作成を行う。
	橋梁形式比較一覧表の作成	橋梁形式比較案に関する検討結果をまとめ、橋梁形式比較一覧表の作成を行う。橋梁形式一覧表には一般図（側面図、上下部工及び基礎工断面図）を記入するほか、「基本事項の検討」において実施した技術的特徴、課題を列記し、各橋梁形式比較案の評価を行い、最適橋梁形式案を明示する。
その他 （標準歩掛対象外）	地震時保有水平耐力法による耐力照査	道路、鉄道、河川の交差条件等において橋台、橋脚の位置を決定するに当たり、躯体の寸法、支間割及び支承条件等は建築限界、河川条件、河積阻害率等と密接に係るため、諸条件のポイントとなる橋台、橋脚について地震時保有水平耐力法による耐力照査を行う。
	関係機関との協議資料作成	関係機関との協議用資料、説明用資料作成を行う。
	現地踏査	架橋地点の現地踏査を行い、特記仕様書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺条件を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況の把握を行う。

3) 標準歩掛

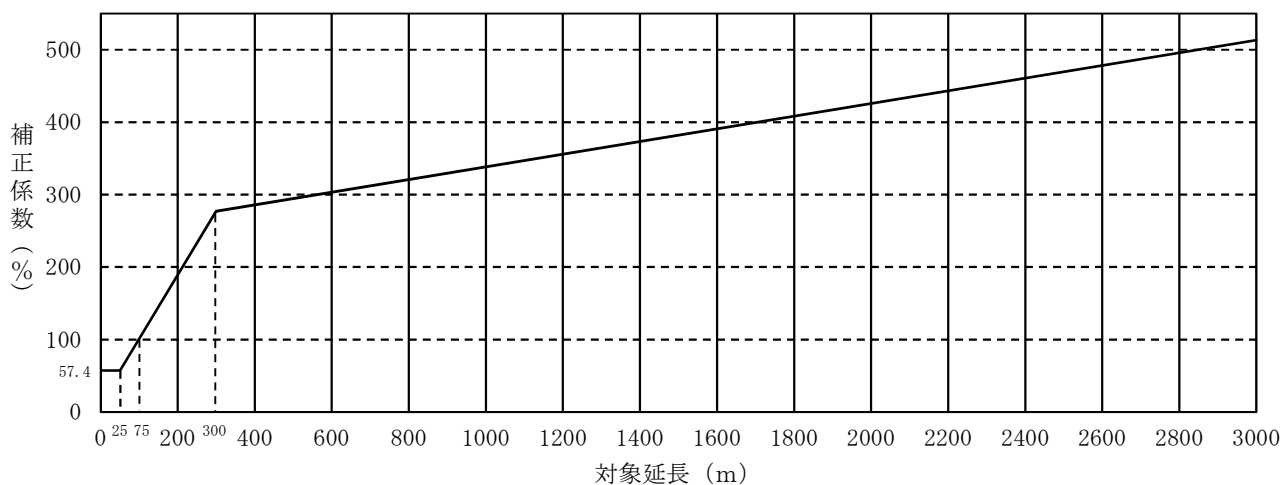
(1 橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画	2.0	2.0	3.5	5.5	3.0		
設 計 計 算			3.0	4.0	6.0	5.0	
設 計 図					4.0	4.5	5.0
概 算 工 事 費 算 出				1.5	4.0	5.0	5.0
照 査		1.5	2.0	4.0			
報 告 書 作 成				1.0	1.5	1.0	1.0
合 計	2.0	3.5	8.5	16.0	18.5	15.5	11.0

(注) 1. 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

4) 橋長補正

標準歩掛は対象延長 75 m の場合であり、他の橋長については下表により係数を求め、その係数を標準歩掛に乗ずるものとする。



◎橋梁延長 (L) による補正係数算定表

対象延長 (m)	25m 以下の場合	300m 未満の場合	300m 以上の場合
補正係数 (%)	57.4	$0.853 \times L + 36.025$	$0.082 \times L + 267.325$

(注) 1. 補正係数については、小数 2 位を四捨五入し、小数 1 位とする。

2. 橋長が 3,000m を超えるものについては別途計上する。

5) コントロールポイントとなる橋台（地震時に液状化が生じる地盤上の場合）、橋脚を有し、地震時保有水平耐力法による耐力照査を実施する場合は、1 基当たり下表を追加する。なお、設計条件等により必要に応じて追加できるものとする。

(1 基当たり)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
地震時保有水平耐力法による耐力照査				1.0	0.5	0.5	

6) 基礎地盤が杭基礎を必要とする場合は、1 橋当たり 10 % 割増するものとする。

$$* \text{標準歩掛} \times (y / 100 + 0.10)$$

[橋長補正式の値 %]

7) 関係機関との協議資料を作成する場合は下記歩掛を追加するものとする。

(1 業務当たり)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
関係機関との協議資料作成					1.5	1.5	1.0

8) 現地踏査

(1 業務当り)

区分	職種	直接人件費					
		主任技術者	技師長	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)
現地踏査				1.5	1.5	1.0	

(注) 1 業務当たり最大 2 橋とし、それを超える場合は別途計上する。

9) 打合せ

中間打合せの回数は 6 回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する（設計計算を実施する前の数種の比較検討案選定時、最適案決定時の 2 回を含む）。打合せ回数を増減する場合は、1 回当たり、中間打合せ 1 回の人員を増減する。

10) 景観検討については別途計上する。

2-3 橋梁詳細設計

1) 適用範囲

本歩掛は、橋梁の上部工、下部工、基礎工、架設工における橋梁工事に必要な詳細設計に適用する。

なお、詳細設計において、予備設計時に用いた地元状況、設計条件等の諸条件と差異が生じ、構造形式等の修正設計が生じた場合は別途計上するものとする。

2) 作業区分

橋梁詳細設計における作業区分は以下のとおりとする。

作業区分	区分	作業の範囲
設計計画	設計計画	業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果品の内容、部数・使用する主な図書及び基準・連絡体制（緊急時含む）等の事項について業務計画書（照査計画書を含む）を作成する。また、予備設計なしの場合は、橋梁型式を比較し詳細設計を行う。
	設計条件の確認	特記仕様書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本的条件を確認し、当該設計用に整理を行う。
	設計細部事項の検討	使用材料、地盤定数、支承条件、構造細目、付属物の形式など詳細設計に当り必要な設計の細部条件について技術的検討を加えたうえ、これを当該設計用に整理するとともに適用基準との整合を図り確認を行う。
設計計算	設計計算	詳細設計計算に当り、橋梁予備設計等で決定された橋梁の主要構造寸法に基づき、現地への搬入条件及び架設条件を考慮し、上部工については、橋体、床版、支承、高欄、伸縮装置、橋面排水等、下部工及び基礎工については、梁、柱、フーチング、躯体及び基礎本体等について詳細設計を行う。架設工については、架設中の本体構造物、架設設備の応力計算を行い、橋梁上部の断面架設機械及び材料の種類、規格、寸法等を決定する。
設計図	設計図	橋梁位置図、一般図、線形図、構造一般図、構造詳細図、支承、高欄、伸縮装置、排水装置、架設計画図等の詳細設計図の作成を行う。（一般図及び構造一般図については、既設構造物及び計画構造物等との位置関係がわかる寸法を記入する。）
数量計算	数量計算	決定した構造物の詳細形状に対して、各工種毎に数量算出要領に基づき数量の算出を行う。

作業区分	区分	作業の範囲
照査	照査	照査技術者は、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出する。 ①設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 ②一般図を基に橋台位置、径間割り、支承条件及び地盤条件と橋梁形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。 ③設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。 ④設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、上部工、下部工及び付属物それぞれの取り扱いについて整合性の照査を行う。
報告書作成	報告書作成	設計業務の成果として、設計業務成果概要書・設計計算書等・設計図面・数量計算書・概算工事費・施工計画書・現地踏査結果等について作成する。なお、設計条件・橋梁形式決定の経緯及び選定理由（構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境の要件の解説）・上部工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した事項・道路、鉄道、河川の交差条件、コントロールポイント・主桁主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法等設計計算の主要結果・主要材料、工事数量の総括・施工段階での注意事項、検討事項について解説し取りまとめて記載した設計概要書の作成を行う。
その他 （標準歩掛対象外）	座標計算	道路線形計算書、平面図及び縦断線形図等に基づき、当該構造物の必要箇所（橋台、橋座、支承面、下部工、基礎工等）について線形計算を行い、平面座標及び縦断計画高を求める。
	施工計画	構造物の規模、道路・鉄道の交差条件、河川の渡河条件及び、計画工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画、仮設備計画等、工事費積算に当たって必要な計画書を作成する。
	動的照査	地震時における構造物および基盤の挙動を動力的に解析して応答値を算出し、耐震性能の照査を行う。
	関係機関との協議資料作成	関係機関との協議用資料、説明用資料作成を行う。
	現地踏査	架橋地点の現地踏査を行い、特記仕様書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺条件を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況の把握を行う。
	液状化が生じる地盤での橋台（橋台基礎）の耐力照査	橋に影響を与える液状化が生じると判定される地盤にある橋台（橋台基礎）では、地震時保有水平耐力法によってレベル2地震動に対して静的に耐震性能の照査を行う。

◎下記の項目は橋梁詳細設計（上部工、下部工、基礎工、架設工）1橋当りに適用するものとする。

(1) 座標計算

(1橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
座 標 計 算				0.7	1.9	2.1	

(2) 施工計画

(1橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
施 工 計 画				1.5	1.5	2.0	

(3) 動的照査

動的照査を必要とする橋梁の場合は下記歩掛を追加するものとする。

(1橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
動 的 照 査			3.5	6.8	9.3	9.3	

(注) 本歩掛は2次元モデルを対象としている。

◎下記の項目は橋梁詳細設計（1業務当り）に適用するものとする。

(1) 関係機関との協議資料作成

関係機関との協議資料を作成する場合は下記歩掛を追加するものとする。

(1業務当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
関係機関との協議 資料作成				1.2	3.3	3.1	3.3

(2) 現地踏査

(1業務当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
現 地 踏 査			1.4	1.9	1.9		

(注) 1業務当たり最大2橋とし、それを超える場合は別途計上する。

(3) 打合せ

中間打合せの回数は6回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する（一般図の作成時及び細部事項決定時の2回を含む）。打合せ回数を変更する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。

2-3-1 コンクリート上部工

1) 適用範囲

本歩掛は、コンクリート橋上部構造を道路橋示方書等により設計するもので、支承、伸縮装置、排水装置、高欄及び応力計算を必要としない付帯施設の設計を含む場合に適用する。また、架設計画（トラック〈クローラ〉クレーンによる直接架設で、かつ支保工の必要のない簡易な架設）は含まれるが、架設計画、景観検討、仮設構造物設計、仮橋設計、橋梁附属物等（照明、遮音壁等）の設計は含まないものとする。

2) 標準歩掛

標準歩掛は標準橋長の場合であり、他の橋長の場合は各橋長補正式により補正係数を求め、その係数を標準歩掛に乗じるものとする。

(1) (RC) 単純床版橋（～10m）（1橋当り）

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画			0.5	0.5			
設 計 計 算				1.5	2.5		
設 計 図						5.5	5.5
数 量 計 算						3.5	3.0
照 査					1.9	0.4	
報 告 書 作 成				1.0	0.5	1.5	
合 計	0.0	0.0	0.5	3.0	4.9	10.9	8.5

橋長補正式 $y = 2.541 \times L + 87.30$ (%) L : 橋長

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
3. 予備設計の有無に係わらず標準歩掛の補正はしないものとする。
4. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(2) (RC) 単純T桁橋（5～20m）予備あり（1橋当り）

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画				2.0			
設 計 計 算				1.0	2.5	4.0	
設 計 図						6.5	7.0
数 量 計 算						4.5	5.0
照 査					2.5	3.5	
報 告 書 作 成				1.0	0.5	1.5	
合 計	0.0	0.0	0.0	4.0	5.5	20.0	12.0

橋長補正式 $y = 1.743 \times L + 78.21$ (%) L : 橋長

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(3) (RC) 単純中空床版橋 (5～20m) 予備あり

(1 橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画			2.5	1.5			
設 計 計 算				1.5	3.0	6.5	
設 計 図						6.0	8.5
数 量 計 算						3.0	3.5
照 査				1.0	1.9	2.4	
報 告 書 作 成				1.0	0.5	1.5	
合 計	0.0	0.0	2.5	5.0	5.4	19.4	12.0

橋長補正式 $y = 1.532 \times L + 80.85$ (%) L : 橋長

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(4) (RC) 3径間連続中空床版橋 (25～70m) 予備あり

(1 橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画			2.0	3.0			
設 計 計 算			2.5	3.0	6.5	10.5	
設 計 図					10.0	13.0	14.0
数 量 計 算					6.0	8.5	10.0
照 査			1.5	1.5	4.6	6.6	
報 告 書 作 成				1.0	1.0	1.0	
合 計	0.0	0.0	6.0	8.5	28.1	39.6	24.0

橋長補正式 $y = 0.673 \times L + 68.03$ (%) L : 橋長

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(5) (RC) 3径間連続T桁橋 (30～100m) 予備あり

(1 橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画			1.5	1.5			
設 計 計 算			2.0	3.0	5.5	10.5	
設 計 図					8.0	13.0	13.5
数 量 計 算					6.5	9.5	10.5
照 査			1.5	2.0	6.5	9.5	
報 告 書 作 成				1.0	1.0	1.0	
合 計	0.0	0.0	5.0	7.5	27.5	43.5	24.0

橋長補正式 $y = 0.686 \times L + 55.41$ (%) L : 橋長

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1

位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。

2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(6) (RC) 3径間連続ラーメン橋 (10~35m) 予備あり (1橋当たり)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画			3.5	4.0			
設 計 計 算			2.0	4.0	7.5	11.0	
設 計 図					4.5	14.0	21.5
数 量 計 算					2.0	5.5	7.5
照 査			1.5	1.0	3.0	5.5	
報 告 書 作 成				1.0	1.0	1.0	
合 計	0.0	0.0	7.0	10.0	18.0	15.3	29.0

橋長補正式 $y = 0.708 \times L + 84.07$ (%) L : 橋長

(注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。

2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(7) (PC) 単純プレテンション I 桁橋 (5~20m) 予備あり (1橋当たり)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画				2.5			
設 計 計 算					3.0	6.0	
設 計 図					1.0	4.0	5.5
数 量 計 算					0.5	1.5	1.5
照 査				1.0	1.3	2.3	
報 告 書 作 成				1.0	0.5	1.5	
合 計	0.0	0.0	0.0	4.5	6.3	15.3	7.0

橋長補正式 $y = 2.132 \times L + 73.35$ (%) L : 橋長

(注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。

2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(8) (PC) 単純プレテンションT桁橋 (5～35m) 予備あり

(1 橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画				2.0			
設 計 計 算					3.0	4.5	
設 計 図					4.0	5.5	6.0
数 量 計 算					1.5	2.5	3.0
照 査				1.0	1.9	2.4	
報 告 書 作 成				1.0	0.5	1.5	
合 計	0.0	0.0	0.0	4.0	10.9	16.4	9.0

$$\text{橋長補正式} \quad y = 1.705 \times L + 65.90 (\%) \quad L : \text{橋長}$$

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(9) (PC) プレテンションホロー桁橋 (5～30m) 予備あり

(1 橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画			1.0	1.5			
設 計 計 算				1.0	3.0	4.0	
設 計 図					4.0	5.5	5.5
数 量 計 算					2.5	4.5	4.0
照 査			1.0	1.0	2.3	2.8	
報 告 書 作 成				1.0	0.5	1.5	
合 計	0.0	0.0	2.0	4.5	12.3	18.3	9.5

$$\text{橋長補正式} \quad y = 1.434 \times L + 74.91 (\%) \quad L : \text{橋長}$$

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(10) (PC) 単純中空床版橋 (10～35m) 予備あり

(1 橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画			2.0	2.5			
設 計 計 算				5.0	7.5	6.0	
設 計 図					4.5	9.5	14.0
数 量 計 算					3.0	3.5	4.0
照 査			1.5	0.5	2.6	4.1	
報 告 書 作 成				1.0	1.0	1.0	
合 計	0.0	0.0	3.5	9.0	18.6	24.1	18.0

$$\text{橋長補正式} \quad y = 0.980 \times L + 77.95 (\%) \quad L : \text{橋長}$$

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(11) (PC) 単純ポストテンションT桁橋 (15～50m) 予備あり

(1橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画			1.0	1.5			
設 計 計 算				4.0	6.0	9.0	
設 計 図					10.0	11.5	12.5
数 量 計 算					5.5	7.0	7.0
照 査			1.5	0.5	2.6	4.1	
報 告 書 作 成				1.0	1.0	1.0	
合 計	0.0	0.0	2.5	7.0	23.5	31.0	19.5

橋長補正式 $y = 0.835 \times L + 72.86$ (%) L : 橋長

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(12) (PC) 単純箱桁橋 (25～70m) 予備あり

(1橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画		3.0	2.0	4.0			
設 計 計 算			2.5	5.0	11.0	8.5	
設 計 図					6.5	16.0	21.5
数 量 計 算					3.5	5.5	8.0
照 査			2.0	1.5	4.6	6.1	
報 告 書 作 成				1.0	1.0	1.0	
合 計	0.0	3.0	6.5	11.5	26.6	37.1	29.5

橋長補正式 $y = 0.608 \times L + 71.12$ (%) L : 橋長

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(13) (PC) 3径間連結プレテンションT桁橋 (25~85m) 予備あり (1橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画		2.5	3.0	3.5			
設 計 計 算			2.5	6.5	10.5	10.0	
設 計 図					6.5	16.5	24.0
数 量 計 算					4.0	6.0	8.0
照 査			2.0	2.0	5.2	8.2	
報 告 書 作 成				1.0	1.0	1.0	
合 計	0.0	2.5	7.5	13.0	27.2	41.7	32.0

橋長補正式 $y = 0.565 \times L + 68.93$ (%) L : 橋長

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(14) (PC) 3径間連結ポストテンションT桁橋 (40~120m) 予備あり (1橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画		3.5	3.5	3.5			
設 計 計 算			3.5	8.0	12.5	12.5	
設 計 図					9.0	20.5	29.0
数 量 計 算					5.0	7.0	10.0
照 査			2.0	2.0	6.2	10.2	
報 告 書 作 成				1.0	1.0	1.0	
合 計	0.0	3.5	9.0	14.5	33.7	51.2	39.0

橋長補正式 $y = 0.461 \times L + 63.12$ (%) L : 橋長

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(15) (PC) 斜材付きπ型ラーメン橋 (20~65m) 予備あり (1橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画	2.5	3.0	3.0	3.5			
設 計 計 算			4.5	9.0	14.5	13.0	
設 計 図					11.5	23.0	33.0
数 量 計 算					6.0	8.5	11.0
照 査		1.5	1.5	1.5	5.7	9.7	
報 告 書 作 成				1.5	0.5	1.0	
合 計	2.5	4.5	9.0	15.5	38.2	55.2	44.0

橋長補正式 $y = 0.437 \times L + 81.43$ (%) L : 橋長

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1

位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。

2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(16) (PC) 3径間連続中空床版橋 (35~105m) 予備あり (1橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画		4.5	4.0	3.5			
設 計 計 算			3.5	8.5	13.5	13.0	
設 計 図					10.0	21.5	32.0
数 量 計 算					5.5	7.5	11.0
照 査			2.5	2.5	6.5	10.5	
報 告 書 作 成				1.0	1.0	1.0	
合 計	0.0	4.5	10.0	15.5	36.5	53.5	43.0

橋長補正式 $y = 0.424 \times L + 70.32$ (%) L : 橋長

(注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。

2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(17) (PC) 3径間連続ポストテンションT桁橋 (60~195m) 予備あり (1橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画	1.5	1.5	2.0	3.5			
設 計 計 算			6.0	8.5	14.5	19.0	
設 計 図					22.0	27.5	30.0
数 量 計 算					11.0	14.5	15.0
照 査			2.5	3.0	9.0	10.0	
報 告 書 作 成				1.5	0.5	1.0	
合 計	1.5	1.5	10.5	16.5	57.0	72.0	45.0

橋長補正式 $y = 0.366 \times L + 53.34$ (%) L : 橋長

(注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。

2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(18) (P C) 3 径間連続箱桁橋 (65～225m) 予備あり

(1 橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画	1.5	2.0	2.5	4.0			
設 計 計 算			7.5	10.5	17.0	23.5	
設 計 図					23.0	29.5	31.0
数 量 計 算					14.0	18.5	19.5
照 査		2.5	2.0	3.5	14.0	15.5	
報 告 書 作 成			1.5	0.5	0.5	1.5	
合 計	1.5	4.5	13.5	18.5	68.5	88.5	50.5

$$\text{橋長補正式} \quad y = 0.304 \times L + 55.92 (\%) \quad L : \text{橋長}$$

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

2-3-2 鋼橋上部工

1) 適用範囲

本歩掛は、鋼橋上部構造を道路橋示方書等により設計するもので、支承、伸縮装置、排水装置、高欄及び応力計算を必要としない付帯施設の設計を含む場合に適用する。また、架設計画（トラック〈クローラ〉クレーンによる直接架設で、かつ支保工の必要のない簡易な架設）は含まれるが、架設計画、景観検討、仮設構造物設計、仮橋設計、橋梁付属物等（照明、遮音壁等）の設計は含まないものとする。

2) 標準歩掛

標準歩掛は標準橋長の場合であり、他の橋長の場合は各橋長補正式により補正係数を求め、その係数を標準歩掛に乗じるものとする。なお、疲労設計は標準歩掛に含まれるものとする。

(1) (鋼) 単純H形橋 (5～35m) 予備あり

(1 橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画			0.5	1.5			
設 計 計 算			1.0	0.5	2.5	3.5	
設 計 図					4.0	5.0	6.5
数 量 計 算					1.5	2.0	3.0
照 査			1.5	0.5	3.0	3.0	
報 告 書 作 成				1.0	0.5	1.5	
合 計	0.0	0.0	3.0	3.5	11.5	15.0	9.5

$$\text{橋長補正式} \quad y = 1.599 \times L + 68.02 (\%) \quad L : \text{橋長}$$

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(2) (鋼)単純合成H形橋 (5～35m) 予備あり

(1 橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画			0.5	1.5			
設 計 計 算			1.0	1.0	2.5	3.5	
設 計 図					4.0	5.0	6.5
数 量 計 算					2.0	2.5	3.0
照 査			1.5	0.5	3.0	3.0	
報 告 書 作 成				1.0	0.5	1.5	
合 計	0.0	0.0	3.0	4.0	12.0	15.5	9.5

橋長補正式 $y = 1.523 \times L + 69.54$ (%) L : 橋長

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(3) (鋼)単純鉸桁橋 (10～40m) 予備あり

(1 橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画		0.5	0.5	1.5			
設 計 計 算			1.5	2.5	4.0	5.5	
設 計 図					6.5	8.5	12.5
数 量 計 算					4.0	4.5	6.5
照 査			1.5	0.5	3.2	3.2	
報 告 書 作 成				1.0	0.5	1.5	
合 計	0.0	0.5	3.5	5.5	18.2	24.2	19.0

橋長補正式 $y = 0.936 \times L + 76.60$ (%) L : 橋長

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(4) (鋼)単純合成鉸桁橋 (15～50m) 予備あり

(1 橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画		0.5	0.5	2.0			
設 計 計 算			1.5	2.5	5.0	6.5	
設 計 図					7.5	10.0	13.5
数 量 計 算					4.0	5.5	7.5
照 査			1.5	1.0	3.5	5.0	
報 告 書 作 成				1.0	0.5	1.5	
合 計	0.0	0.5	3.5	6.5	20.5	28.5	21.0

橋長補正式 $y = 0.827 \times L + 73.12$ (%) L : 橋長

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1

位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。

2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(5) (鋼) 単純鋼床版鈑桁橋 (25～85m) 予備あり (1 橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画		2.0	3.0	4.5			
設 計 計 算			4.0	5.0	12.0	9.0	
設 計 図					7.5	12.5	31.0
数 量 計 算					4.0	6.0	8.5
照 査		1.5	2.5	1.0	4.9	4.4	
報 告 書 作 成				1.0	1.0	1.0	
合 計	0.0	3.5	9.5	11.5	29.4	32.9	39.5

橋長補正式 $y = 0.547 \times L + 69.92$ (%) L : 橋長

(注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。

2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(6) (鋼) 単純箱桁橋 (20～75m) 予備あり (1 橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画		1.0	0.5	2.0			
設 計 計 算			4.5	5.5	13.0	14.0	
設 計 図					15.0	18.5	19.5
数 量 計 算					9.0	9.0	11.5
照 査		1.5	1.0	1.0	5.9	5.9	
報 告 書 作 成				1.0	1.0	1.0	
合 計	0.0	2.5	6.0	9.5	43.9	48.4	31.0

橋長補正式 $y = 0.493 \times L + 76.58$ (%) L : 橋長

(注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。

2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(7) (鋼) 単純合成桁橋 (25～70m) 予備あり

(1 橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画		4.0	3.0	4.0			
設 計 計 算			3.0	6.5	14.0	9.0	
設 計 図					9.5	12.5	34.5
数 量 計 算					5.0	5.0	12.0
照 査		1.5	1.5	1.0	5.4	5.4	
報 告 書 作 成				1.0	1.0	1.0	
合 計	0.0	5.5	7.5	12.5	34.9	32.9	46.5

橋長補正式 $y = 0.496 \times L + 76.44$ (%) L : 橋長

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(8) (鋼) 単純鋼床版桁橋 (25～85m) 予備あり

(1 橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画		1.5	1.5	3.0			
設 計 計 算			4.5	7.0	14.5	16.0	
設 計 図					16.5	18.0	23.0
数 量 計 算					8.5	9.0	10.0
照 査		1.5	1.0	1.5	5.6	6.6	
報 告 書 作 成				1.0	1.0	1.0	
合 計	0.0	3.0	7.0	12.5	46.1	50.6	33.0

橋長補正式 $y = 0.452 \times L + 75.14$ (%) L : 橋長

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(9) (鋼) ゲルバー桁橋 (3 径間非合成60～195m) 予備あり

(1 橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画		1.5	2.0	3.5			
設 計 計 算			5.5	8.5	15.5	18.5	
設 計 図					19.0	22.0	22.0
数 量 計 算					8.5	10.0	10.0
照 査		1.5	1.5	2.5	8.8	8.3	
報 告 書 作 成				1.0	1.0	1.0	
合 計	0.0	3.0	9.0	15.5	52.8	59.8	32.0

橋長補正式 $y = 0.396 \times L + 49.51$ (%) L : 橋長

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1

位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。

2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(10) (鋼) 単純トラス橋 (35～110m) 予備あり

(1 橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画		1.5	1.0	3.5			
設 計 計 算			3.5	5.5	12.5	19.0	
設 計 図					17.5	24.5	26.0
数 量 計 算					7.5	11.5	10.5
照 査		1.5	1.0	1.0	5.6	7.6	
報 告 書 作 成				1.0	0.5	1.5	
合 計	0.0	3.0	5.5	11.0	43.6	64.1	36.5

橋長補正式 $y = 0.392 \times L + 71.58$ (%) L : 橋長

(注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。

2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(11) (鋼) 3 径間連続鈹桁橋 (60～195m) 予備あり

(1 橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画		1.5	2.0	4.0			
設 計 計 算			5.0	11.5	14.5	17.5	
設 計 図					19.0	23.0	25.5
数 量 計 算					10.0	10.5	12.0
照 査		1.5	1.0	2.0	6.5	7.5	
報 告 書 作 成				1.0	1.0	1.0	
合 計	0.0	3.0	8.0	18.5	51.0	59.5	37.5

橋長補正式 $y = 0.383 \times L + 51.17$ (%) L : 橋長

(注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。

2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(12) (鋼) π 型ラーメン鉄桁橋 (20~90m) 予備あり

(1 橋当たり)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画		1.5	2.5	4.0			
設 計 計 算			6.5	9.5	19.5	20.0	
設 計 図					25.5	29.5	34.5
数 量 計 算					12.0	13.5	15.5
照 査			2.5	3.5	10.2	11.0	
報 告 書 作 成			1.5	0.5	0.5	1.0	
合 計	0.0	1.5	13.0	17.5	67.5	75.0	50.0

$$\text{橋長補正式} \quad y = 0.308 \times L + 83.06 (\%) \quad L : \text{橋長}$$

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(13) (鋼) ゲルバートラス橋 (120~350m) 予備あり

(1 橋当たり)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画		1.5	2.0	4.0			
設 計 計 算			7.5	10.0	23.5	25.5	
設 計 図					29.0	31.0	34.5
数 量 計 算					15.0	16.5	17.0
照 査		1.5	1.5	2.0	9.6	10.1	
報 告 書 作 成			1.5	0.5	0.5	1.0	
合 計	0.0	3.0	12.5	16.5	77.6	84.1	51.5

$$\text{橋長補正式} \quad y = 0.279 \times L + 34.44 (\%) \quad L : \text{橋長}$$

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(14) (鋼) 3径間連続鋼床版鉄桁橋 (70~210m) 予備あり

(1 橋当たり)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画	3.0	3.5	7.0	7.5			
設 計 計 算			8.5	16.5	23.5	14.0	
設 計 図					22.0	34.5	50.0
数 量 計 算					10.0	12.0	17.0
照 査		2.5	3.5	3.0	10.7	12.2	
報 告 書 作 成			1.0	1.0	0.5	1.5	
合 計	3.0	6.0	20.0	28.0	66.7	74.2	67.0

$$\text{橋長補正式} \quad y = 0.271 \times L + 62.06 (\%) \quad L : \text{橋長}$$

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。

2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(15) (鋼) 3径間連続トラス橋 (125～380m) 予備あり (1橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画		1.5	2.0	4.5			
設 計 計 算			7.5	11.5	26.0	30.5	
設 計 図					30.5	33.0	36.0
数 量 計 算					15.5	16.5	18.0
照 査		1.5	1.5	2.0	9.7	10.7	
報 告 書 作 成			1.0	1.0	0.5	1.0	
合 計	0.0	3.0	12.0	19.0	82.2	91.7	54.0

橋長補正式 $y = 0.261 \times L + 34.10$ (%) L : 橋長

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
 3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(16) (鋼) 3径間連続箱桁橋 (110～320m) 予備あり (1橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画		2.0	2.5	6.0			
設 計 計 算			9.5	17.0	28.0	30.5	
設 計 図					28.5	31.5	39.5
数 量 計 算					15.0	16.5	20.0
照 査		2.0	1.5	3.0	10.2	11.2	
報 告 書 作 成			1.0	1.0	0.5	1.0	
合 計	0.0	4.0	14.5	27.0	82.2	90.7	59.5

橋長補正式 $y = 0.243 \times L + 47.76$ (%) L : 橋長

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
 3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(17) (鋼) 3径間連続鋼床版箱桁橋 (120～420m) 予備あり (1橋当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画	3.5	3.5	5.0	9.5			
設 計 計 算			10.0	23.0	28.0	22.5	
設 計 図					22.0	41.0	88.0
数 量 計 算					12.5	14.5	28.0
照 査		3.5	4.0	4.5	14.4	13.9	
報 告 書 作 成			1.5	0.5	0.5	1.5	
合 計	3.5	7.0	20.5	37.5	77.4	93.4	116.0

$$\text{橋長補正式} \quad y = 0.209 \times L + 43.57 (\%) \quad L : \text{橋長}$$

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
3. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

2-3-3 標準歩掛の補正（橋梁上部工）

この補正はコンクリート橋、鋼橋に適用する。

1) 予備設計なしの場合

$$* \text{標準歩掛（予備設計あり）} \times (1 + 0.05)$$

2) 径間が変化する場合

(1) 連続桁（3径間に対し）

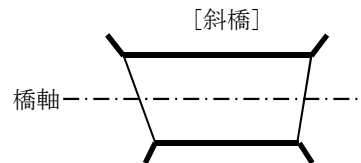
径間数	標準歩掛に対する補正	径間毎の標準橋長
2径間	標準歩掛 $\times (1 - 0.10)$	3径間適用橋長 $\times 60\%$
4径間	標準歩掛 $\times (1 + 0.05)$	3径間適用橋長 $\times 130\%$
5径間	標準歩掛 $\times (1 + 0.20)$	3径間適用橋長 $\times 150\%$
6径間	標準歩掛 $\times (1 + 0.25)$	3径間適用橋長 $\times 190\%$

(注) 橋長補正式については、標準歩掛（3径間）の補正式を適用する。

3) 形状の変化する場合

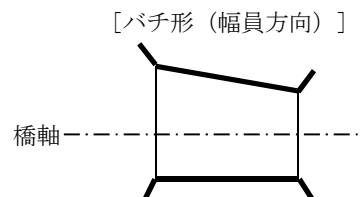
- (1) 斜橋（橋軸方向バチ形を含む）斜角 $90^\circ \sim 70^\circ$ 割増し無し、斜角 70° 未満の場合は、標準歩掛に10%を加算する。[斜橋]

$$* \text{標準歩掛} \times (1 + 0.10)$$



- (2) バチ形（幅員方向）の場合は、標準歩掛に30%を加算する。

$$* \text{標準歩掛} \times (1 + 0.30)$$



- (3) 曲線形の場合は、標準歩掛に80%を加算する。

$$* \text{標準歩掛} \times (1 + 0.80)$$

- (注) 1. 曲線形の補正は桁の形状が曲線の場合に適用するものとし、床版のみが曲線の場合は適用しない。
2. 斜橋・バチ形・曲線形が重複する場合、各上記補正率のうち、上位の補正率を単独使用するものとする。
- (例) 斜橋で曲線形の場合→「標準歩掛 $\times 80\%$ 」のみ加算する。

4) 類似構造物

設計計算、設計図、数量計算を別にする必要がある類似構造物についての歩掛は、

$$\text{歩掛} = \text{標準歩掛（基本構造物）} \times (\text{橋長補正係数} + \text{各種補正係数}) \times 0.65$$

(注) 1. 上部工の幅員、橋長は変化するが、同一橋種であり、形状(斜角かつバチ形かつ曲線形)の補正項目が同一の場合は類似構造物として取り扱う。

2. 上部工の幅員、橋長が同一で、橋種も全て同一の場合は連続していても1橋分のみ計上する。

上記の割増し条件による補正計算は次式による。

* (例) 予備設計なし、4径間、曲線形で基本構造物1箇所、類似構造物2箇所の場合

①基本構造物

標準歩掛 $\times (y / 100 + 0.05 + 0.05 + 0.8)$

[橋長補正式の値%] [予備なし] [4径間] [曲線形]

②類似構造物(1)

標準歩掛 $\times (y' / 100 + 0.05 + 0.05 + 0.8) \times 0.65$

[橋長補正式の値%] [予備なし] [4径間] [曲線形] [類似構造物]

③類似構造物(2)

標準歩掛 $\times (y'' / 100 + 0.05 + 0.05 + 0.8) \times 0.65$

[橋長補正式の値%] [予備なし] [4径間] [曲線形] [類似構造物]

y' 、 y'' とは、類似構造物のそれぞれの橋長による橋長補正率(%)を示す。

5) 標準設計を利用、またはJIS桁を使用する場合

標準歩掛(予備設計あり) $\times 60\%$ を計上する。

(注) 標準設計を利用、またはJIS桁を使用する場合は、予備設計の有無に関わらず、「標準歩掛(予備設計あり) $\times 60\%$ 」を計上し、橋長補正、形状・構造変化による補正は行わない。

6) 景観検討については別途計上する。

2-3-4 橋台工

1) 適用範囲

本歩掛は橋梁下部工を道路橋示方書等により設計するもので、構造物設置に伴う掘削、埋戻しの土量計算及び設計計算を必要としない橋梁下部工に付随した袖部のコンクリートブロック積み等の設計を含むものとする。また、景観検討、仮設構造物設計、仮橋設計は含まないものとする。

2) 標準歩掛

(1) [重力式橋台] (1基当たり)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
設計計画			0.5	1.5			
設計計算					0.5	2.0	
設計図					1.0	2.0	1.0
数量計算						1.0	2.0
照査				1.0	2.3	0.8	
報告書作成					1.0	0.5	
合計	0.0	0.0	0.5	2.5	4.8	6.3	3.0

(注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

2. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(2) [逆T式橋台]

(1基当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画			0.5	2.0			
設 計 計 算					2.0	2.0	
設 計 図					2.0	2.0	2.0
数 量 計 算						2.0	2.0
照 査				1.0	2.3	0.8	
報 告 書 作 成					1.0	1.5	
合 計	0.0	0.0	0.5	3.0	7.3	8.3	4.0

(注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

2. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(3) [控え壁式橋台] (扶壁式)

(1基当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画			1.5	1.5			
設 計 計 算					3.5	4.0	
設 計 図					4.0	4.5	4.0
数 量 計 算					2.5	2.0	2.5
照 査			1.0	1.0	2.1	1.1	
報 告 書 作 成					2.0	1.0	
合 計	0.0	0.0	2.5	2.5	14.1	12.6	6.5

(注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

2. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(4) [ラーメン式橋台]

(1基当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画			1.5	3.0			
設 計 計 算				1.5	2.5	3.5	
設 計 図					4.5	4.5	5.0
数 量 計 算					2.5	2.5	2.5
照 査			1.5	1.0	2.3	1.3	
報 告 書 作 成				2.0	1.0		
合 計	0.0	0.0	3.0	7.5	12.8	11.8	7.5

(注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

2. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(5) [箱式橋台]

(1基当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画		1.5	1.5	2.5			
設 計 計 算					6.5	4.0	
設 計 図					3.0	5.0	5.5
数 量 計 算					1.5	2.0	2.5
照 査			1.5	1.0	2.3	1.3	
報 告 書 作 成				2.0	1.0		
合 計	0.0	1.5	3.0	5.5	14.3	12.3	8.0

(注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

2. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(6) [ラーメン式橋台(2方向)]

(1基当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画		1.5	2.5	2.5			
設 計 計 算				2.5	4.5	4.5	
設 計 図					4.5	6.0	8.0
数 量 計 算					1.5	2.5	2.5
照 査			2.0	1.0	3.2	1.7	
報 告 書 作 成			1.0	1.5	0.5		
合 計	0.0	1.5	5.5	7.5	14.2	14.7	10.5

(注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

2. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

3) 液状化が生じる地盤での橋台の耐力照査

橋に影響を与える液状化が生じる地盤での橋台照査を実施する場合は下記歩掛を追加する。

(1基当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
液状化が生じる地盤 での橋台の耐力照査				0.5	0.5	1	

(注) 類似構造物の場合は、2-3-6 標準歩掛の補正(橋梁下部工)の対象とする。

2-3-5 橋脚工

1) 適用範囲

本歩掛は橋梁下部工を道路橋示方書等により設計するもので、構造物設置に伴う掘削、埋戻しの土量計算及び設計計算を必要としない橋梁下部工に付随した袖部のコンクリートブロック積み等の設計を含むものとする。
また、景観検討、仮設構造物設計、仮橋設計は含まないものとする。

2) 標準歩掛

(1) [重力式橋脚] (1基当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画			0.5	1.5			
設 計 計 算					1.0	2.5	
設 計 図					1.5	1.5	1.5
数 量 計 算						1.5	1.0
照 査				1.5	0.5	0.5	
報 告 書 作 成					1.0	0.5	
合 計	0.0	0.0	0.5	3.0	4.0	6.5	2.5

(注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
2. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(2) [壁式橋脚 (逆T式)] (1基当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画			0.5	1.5			
設 計 計 算					2.0	3.0	
設 計 図					2.0	1.5	2.5
数 量 計 算						2.5	2.0
照 査				1.0	2.3	0.8	
報 告 書 作 成					1.0	0.5	
合 計	0.0	0.0	0.5	2.5	7.3	8.3	4.5

(注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
2. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(3) [柱式橋脚] (2柱式) (1基当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画			1.0	2.0			
設 計 計 算					4.0	3.0	
設 計 図					1.5	3.5	3.5
数 量 計 算						2.0	1.5
照 査				1.0	2.3	0.8	
報 告 書 作 成				1.0	1.5		
合 計	0.0	0.0	1.0	4.0	9.3	9.3	5.0

(注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
2. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(4) [張出式橋脚]

(1 基当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画			0.5	1.5			
設 計 計 算					2.5	4.0	
設 計 図					2.5	3.0	3.0
数 量 計 算					1.5	2.5	2.0
照 査				1.5	2.5	1.0	
報 告 書 作 成				1.0	1.5		
合 計	0.0	0.0	0.5	4.0	10.5	10.5	5.0

(注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

2. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(5) [ラーメン式橋脚]

(1 基当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画			1.5	1.5			
設 計 計 算				2.5	3.5	5.0	
設 計 図					4.0	4.5	5.0
数 量 計 算					2.5	2.5	2.0
照 査			1.5	1.0	3.0	1.5	
報 告 書 作 成					2.0	1.5	
合 計	0.0	0.0	3.0	5.0	15.0	15.0	7.0

(注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

2. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(6) [SRC橋脚] (中空式橋脚)

(1 基当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画		1.5	3.5	4.5			
設 計 計 算					13.5	9.5	
設 計 図					5.5	7.5	14.5
数 量 計 算					2.5	4.0	4.0
照 査			2.0	2.5	3.8	2.3	
報 告 書 作 成			2.0	1.5	1.5		
合 計	0.0	1.5	7.5	8.5	26.8	23.3	18.5

(注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

2. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

2-3-6 標準歩掛の補正（橋梁下部工）

1) 類似構造物

(1) 類似構造物の場合は、「標準歩掛」の70%を計上する。

(2) 類似構造物の補正は次式による。

$$\text{歩掛} = \text{標準歩掛} \times (0.3 + 0.7 \times n)$$

n : 基数（基本構造物＋類似構造物）

(注) 1. 下部工の躯体幅・高さが変化しても構造型式が同一である場合は類似構造物とする。

2. 上部反力及び、下部工の躯体幅、高さが同一で、構造型式も全て同一の場合は1基分のみ計上する。

2) 景観検討については別途考慮する。

2-3-7 橋台基礎工

1) 適用範囲

本歩掛は、橋梁下部工の橋台の基礎に適用する。なお、仮設構造物設計、仮橋設計は含まないものとする。

2) 標準歩掛

(1) 〔既製杭〕（鋼管杭・RC杭・PHC杭に適用する。）

（1基当たり）

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画		0.5	1.0	1.0			
設 計 計 算					1.5	1.5	
設 計 図						2.0	2.5
数 量 計 算						1.0	1.0
照 査			1.0	1.0	0.8	0.8	
報 告 書 作 成					1.0	1.0	
合 計	0.0	0.5	2.0	2.0	3.3	6.3	3.5

(注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

2. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(2) 〔場所打杭〕（深礎杭を除く）

（1基当たり）

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画		0.5	1.0	1.0			
設 計 計 算					1.5	2.5	
設 計 図						2.0	2.0
数 量 計 算						2.0	2.5
照 査			1.0	1.0	0.8	0.8	
報 告 書 作 成					1.0	1.0	
合 計	0.0	0.5	2.0	2.0	3.3	8.3	4.5

(注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

2. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(3) [深礎杭]

(1基当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画	1.5	1.5	1.5				
設 計 計 算				2.0	2.0	2.5	
設 計 図					1.5	2.0	1.5
数 量 計 算						2.0	2.5
照 査			1.5	1.0	1.0	1.0	
報 告 書 作 成					3.0	2.5	
合 計	1.5	1.5	3.0	3.0	7.5	10.0	4.0

(注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

2. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

3) 液状化が生じる地盤での橋台基礎の耐力照査

橋に影響を与える液状化が生じる地盤での橋台基礎照査を実施する場合は下記歩掛を追加する。

(1基当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
液状化が生じる地盤 での橋台基礎の耐力 照査				1.0	1.0	1.0	

(注) 類似構造物の場合は、2-3-9 標準歩掛の補正（基礎工）の対象とする。

2-3-8 橋脚基礎工

1) 適用範囲

本歩掛は、橋梁下部工の橋脚の基礎に適用する。なお、仮設構造物設計、仮橋設計は含まないものとする。

2) 標準歩掛

(1) [既製杭] (鋼管杭・RC杭・PHC杭に適用する。)

(1基当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画		0.5	1.0	1.0			
設 計 計 算					2.0	2.5	
設 計 図						2.0	2.5
数 量 計 算						1.0	1.0
照 査			1.0	1.0	0.8	0.8	
報 告 書 作 成					1.0	1.0	
合 計	0.0	0.5	2.0	2.0	3.8	7.3	3.5

(注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

2. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(2) [場所打杭] (深礎杭を除く)

(1 基当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画		0.5	1.0	1.0			
設 計 計 算					2.0	3.5	
設 計 図						2.5	2.5
数 量 計 算						2.0	2.5
照 査			1.0	1.0	0.8	0.8	
報 告 書 作 成					1.0	1.0	
合 計	0.0	0.5	2.0	2.0	3.8	9.8	5.0

(注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

2. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(3) [深礎杭]

(1 基当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画	1.0	1.5	2.0				
設 計 計 算				2.5	2.5	3.5	
設 計 図					1.5	2.0	2.5
数 量 計 算						2.0	2.5
照 査			1.5	1.0	1.0	1.0	
報 告 書 作 成					3.0	2.5	
合 計	1.0	1.5	3.5	3.5	8.0	11.0	5.0

(注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

2. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(4) [井筒] (橋脚のみ適用)

(1 基当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画	1.0	1.5	2.0	1.5			
設 計 計 算			3.0	3.0	5.0	6.5	
設 計 図					6.0	5.5	5.5
数 量 計 算					3.0	3.0	6.5
照 査			1.5	1.5	1.2	1.2	
報 告 書 作 成					3.0	2.5	
合 計	1.0	1.5	6.5	6.0	18.2	18.7	12.0

(注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

2. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(5) [鋼管矢板ウェル] (橋脚のみ適用)

(1基当り)

職種 区分	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画	1.0	1.5	2.5	2.0			
設 計 計 算			2.5	2.5	5.5	6.0	
設 計 図					6.0	8.0	9.5
数 量 計 算					2.0	2.5	3.5
照 査		1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	
報 告 書 作 成					3.0	2.5	
合 計	1.0	3.0	6.5	6.0	18.5	21.0	13.0

(注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

2. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

(6) [ニューマチックケーソン] (橋脚のみ適用)

(1基当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画	1.0	1.5	2.0	3.5			
設 計 計 算			2.5	4.5	6.0	7.5	
設 計 図					7.5	7.5	7.5
数 量 計 算					4.0	4.0	4.0
照 査		1.5	1.5	2.0	2.2	2.2	
報 告 書 作 成					3.0	2.5	
合 計	1.0	3.0	6.0	10.0	22.7	23.7	11.5

(注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

2. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

2-3-9 標準歩掛の補正 (基礎工)

1) 類似形式の補正

(1) 類似構造物の場合は、「標準歩掛」の70%を計上する。

(2) 類似構造物の補正は次式による。

$$\text{歩掛} = \text{標準歩掛} \times (0.3 + 0.7 \times n)$$

n : 基数 (基本構造物 + 類似構造物)

(注) 1. 下部工の構造型式 (重力式、逆T式、柱式等) が異なる場合、または、杭種、杭径が異なる場合は、それぞれ1基分として計上する。

2. 下部工の躯体幅、高さは変わるが、構造型式が同一で、杭種、杭径が同一の場合は類似構造物とする。

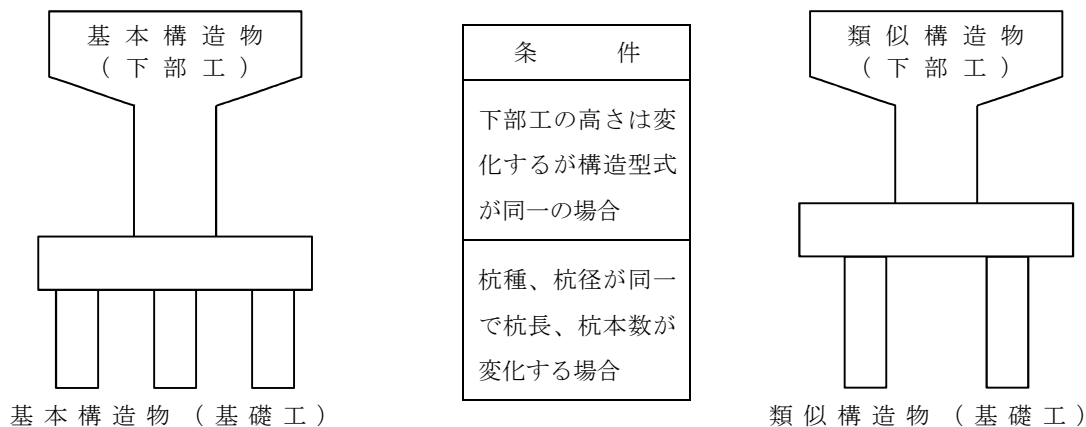
3. 下部工の躯体幅、高さ、構造型式が同一で、杭種、杭径も全て同一の場合は1基分のみ計上する。

2-3-10 類似構造物の考え方

* 橋梁下部工・橋梁基礎工における類似扱いとする組合せ

下部工の高さは変化するが構造型式が同一の場合、かつ、基礎工の杭種・杭径が同じ場合。（但し、杭長・本数は関係しない）

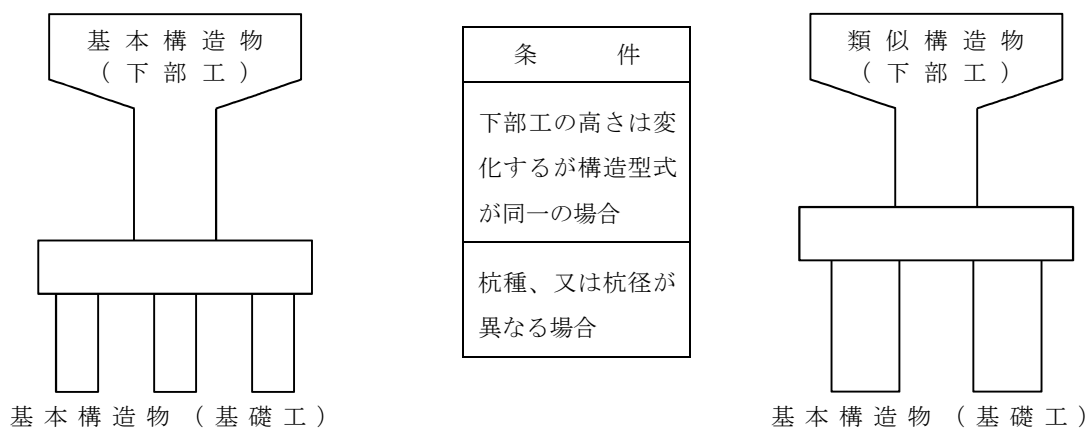
下記の場合は、基本1箇所、類似1箇所とする。



* 橋梁下部工は類似扱い、橋梁基礎工は類似扱いとしない組合せ

下部工の高さは変化するが構造型式が同一の場合、基礎工の杭種又は杭径が異なる場合。

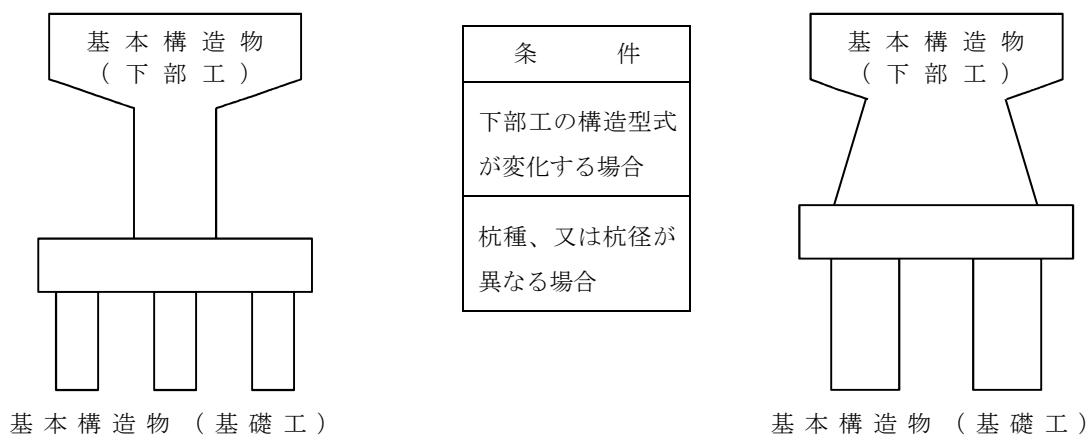
下記の場合は、下部工は基本1箇所、類似1箇所とする。基礎工は基本2箇所とする。



* 橋梁下部工・橋梁基礎工における類似扱いとしない組合せ

下部工の構造型式が変化し、かつ、基礎工の杭種又は杭径が異なる場合。

下記の場合は、下部工、基礎工共に基本2箇所とする。



2-3-1 1 架設計画（1工法）

1) 適用範囲

本歩掛は、橋梁上部工の架設計画及び架設工設計に適用する。なお、迂回路等に係わる設計は含まないものとする。

2) 標準歩掛

(1工法当り)

区分 \ 職種	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画			0.4	1.0			
設 計 計 算				0.6	0.8	0.9	
設 計 図					1.1	1.2	
数 量 計 算						0.6	
照 査				0.4	0.5	0.3	
報 告 書 作 成					0.8	0.8	
合 計			0.4	2.0	3.2	3.8	

- (注) 1. 橋梁上部工架設工法別工法一覧表の架設工法Ⅲに適用する。
2. トラック（クローラ）クレーンによる直接架設で、かつ支保工の必要のない簡易な架設は橋梁上部工の歩掛に含むものとする。
3. フローティングクレーン工法、台船工法による一括架設及びケーブルエクシジョン斜吊工法等の特殊工法は、対象としない。
4. 設計協議については、主目的とする構造物の設計協議に含むものとする。
5. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

増減率

- (1) 架設時の応力が橋梁上部の断面決定の要因とはならないが、仮設部材の応力計算、安定計算が必要となる場合（架設工法Ⅰ）

標準歩掛の190%

- (2) 架設時の応力が橋梁上部の断面決定の一つの要因となり、かつ仮設部材の応力計算、安定計算が必要となる場合（架設工法Ⅱ）

標準歩掛の247%

橋梁上部工架設工法別工法一覧表

	鋼橋	コンクリート（ＰＣ）橋
架設工法Ⅰ	架設時の応力が橋梁上部の断面決定の要因とはならないが仮設部材の応力計算、安定計算が必要となるもの。	
	ａ．ケーブルエレクション工法（直吊り工法）	
架設工法Ⅱ	架設時の応力が橋梁上部の断面決定の一つの要因となり、かつ仮設部材の応力計算、安定計算が必要となるもの。	
	ａ．送り出し工法 ｂ．トラベラクレーン工法	ａ．移動式支保工架設工法（ハンガータイプ） ｂ．移動式支保工架設工法（サポートタイプ）
架設工法Ⅲ	架設工法Ⅰ、Ⅱ以外の工法で架設工法Ⅰ、Ⅱに比べて比較的簡易なもの。	
	ａ．トラッククレーンベント工法 ｂ．クレーン架設工法（自走式クレーン） ｃ．クレーン架設工法（門型クレーン）	ａ．トラッククレーンベント工法 ｂ．固定式支保工架設工法（上路式） ｃ．架設桁架設工法（吊下げ式） ｄ．クレーン架設工法（自走式クレーン） ｅ．クレーン架設工法（門型クレーン）

２－４ 横断歩道橋詳細設計

１）標準歩掛

（１橋当たり）

(1 欄 3)

職 種 区分	直接人件費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画		1.0	1.0	2.0			
設 計 計 算				3.5	4.5	8.0	
設 計 図					8.5	10.5	13.0
数 量 計 算					3.5	6.0	4.5
座 標 計 算					0.5	0.5	1.0
施 工 計 画			0.5	1.5	1.0	0.5	
照 査		0.5	1.5		1.0	1.0	
報 告 書 作 成				1.5	1.5	1.0	
合 計	0.0	1.5	3.0	8.5	20.5	27.5	18.5

- （注） １．上表は、横断歩道橋設計図集が適用できない歩道橋の設計歩掛である。なお、「設計条件の確認」「設計細部事項の検討」「架設計画（トラック〈クローラ〉クレーンによる直接架設で、かつ支保工の必要のない簡易な架設）」については上記に含まれるが、「仮設構造物設計」「橋梁付属物等の設計」は含まないものとする。
- ２．上表の設計計画の歩掛には関係機関との協議資料作成を含むものとする。但し、比較案等の資料が必要な場合は別途考慮するものとする。
- ３．標準設計を利用し、一部手直しをする場合は、設計計画、設計計算、設計図、照査は標準歩掛の８０％、数量計算、座標計算、施工計画、報告書作成は標準歩掛の１００％計上する。
標準設計を利用する場合は、下記の割増し条件による補正は行わない。
- ４．上表の歩掛は直接基礎も含むものとする。なお、杭基礎を必要とする場合は、杭基礎の標準歩掛を適用する。

5. 照査には赤黄チェックによる照査も含む。

* 下記の割増し条件による補正計算：標準歩掛×（１＋桁型式による割増し＋不静定構造による割増し＋渡架型式による割増し＋昇降型式による割増し）

標準歩掛の補正

(1) 桁型式による割増し

主桁型式による割増しは、C型、I型(T型鋼使用を含む)、H型以外のタイプについて考慮する。

箱桁・P C桁	+ 2 5 %
---------	---------

(2) 不静定構造による割増し

連続桁・ラーメン構造 + 20%

(3) 渡架型式による割増し（下記型式のうち特殊形状は除く）

二方向横断型・コの字型 + 20%

(4) 昇降型式による割増し

斜路式 + 20%

(注) 上記以外による場合及び景観検討は別途計上するものとする。

2) 現地踏査

(1 業務当り)

職 種 区分		直接人件費						
		主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
現 地 踏 査				0.5	0.5	1.0		

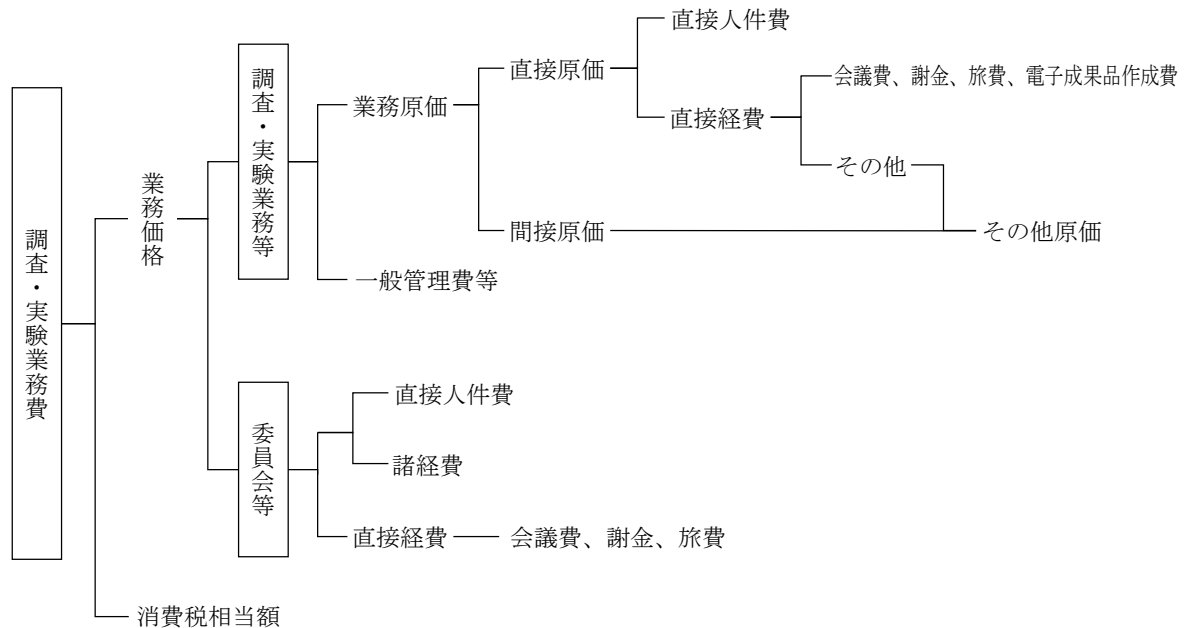
3) 打合せ

中間打合せについては5回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を変更する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。

第4章 調査、実験業務の積算について

1. 業務費の構成	Ⅲ-4-1
2. 構成項目の内容及び積算	Ⅲ-4-1
2-1 調査・実験業務等	Ⅲ-4-1
2-2 委員会等	Ⅲ-4-2
3. 旅費	Ⅲ-4-2
4. 電子成果品作成費	Ⅲ-4-2

1 業務費の構成



消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

2 構成項目の内容及び積算

2-1 調査・実験業務等

1) 直接原価

(1) 直接人件費

計画、打合せ、設計、調査、実験、報告書作成

(2) 直接経費

会議費、謝金、旅費、電子成果品作成費等

2) その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなり、次式により算定した額とする。

$$\text{その他原価} = \text{直接人件費} \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

係数（ $\alpha / (1 - \alpha)$ ）はパーセント表示の少数第3位を四捨五入し、2位止めとする。

(1) 間接原価

当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費等、当該業務の業務原価のうち直接原価以外のものとする。

3) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価・間接原価以外の経費。一般管理費等は、一般管理費及び付加利益からなり、次式により算定した額とする。

一般管理費等＝業務原価× β ／（1－ β ）

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

係数（ β ／（1－ β ））はパーセント表示の少数第3位を四捨五入し、2位止めとする。

（1）一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、宣伝広告費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

（2）付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

2－2 委員会等

1）直接人件費

計画、打合せ、報告書作成

2）諸経費

諸経費＝直接人件費×100／100

3）直接経費

会議費、謝金、旅費等

3 旅費

旅費の積算にあたっては、表－1を原則適用する。ただし、現地条件等により、これによりがたい場合は、別途積算するものとする。

表－1 旅費交通費率

	①旅費交通費の率 ②旅費の率	①旅費交通費②旅費 の上限（千円）	日当・宿泊料 （千円）
①宿泊、滞在を伴わない業務	直接人件費の0.63%	244	—
②宿泊、滞在を伴う業務	直接人件費の1.33%	307	9.1X

（注）1. 旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議、現地作業の費用とする。

（注）2. 宿泊、滞在を伴う業務の場合、X（延べ宿泊日数および滞在日数）を乗じた額を、日当・宿泊料として積算する。

（注）3. 往復旅行時間にかかる直接人件費について、表－1の①の場合は積算上含まれている。また、②の場合は含まれていないため、別途計上するとともに、その旨特記仕様書等に明示するものとする。

4 電子成果品作成費

電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。ただし、これによりがたい場合は別途計上する。

電子成果品作成費（千円）＝5.1x^{0.38}

ただし、x：直接人件費（千円）

- (注) 1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位(小数点以下切り捨て)で代入する。
2. 算出された電子成果品作成費(千円)は、千円未満を切り捨てる(小数点以下切り捨て)ものとする。
3. 電子成果品作成費の上下限については、上限：250千円、下限：20千円とする。

第5章 施工管理業務委託積算基準

1. 施工管理業務委託積算基準	Ⅲ-5-1
1-1 適用	Ⅲ-5-1
1-2 一般事項	Ⅲ-5-1
1) 業務費の構成	Ⅲ-5-1
2) 構成費目の内容	Ⅲ-5-1
1-3 積算	Ⅲ-5-2
1) 施工管理業務委託料の積算	Ⅲ-5-2
2) 各構成費目の算定	Ⅲ-5-2
2. 保全調査・技術資料作成業務積算基準	Ⅲ-5-12
2-1 適用	Ⅲ-5-12
2-2 一般事項	Ⅲ-5-12
1) 業務費の構成	Ⅲ-5-12
2) 構成費目の内容	Ⅲ-5-12
2-3 積算	Ⅲ-5-13
1) 業務委託料の積算	Ⅲ-5-13
2) 各構成費目の算定	Ⅲ-5-13
2-4 変更の取扱い	Ⅲ-5-14

1 施工管理業務委託積算基準

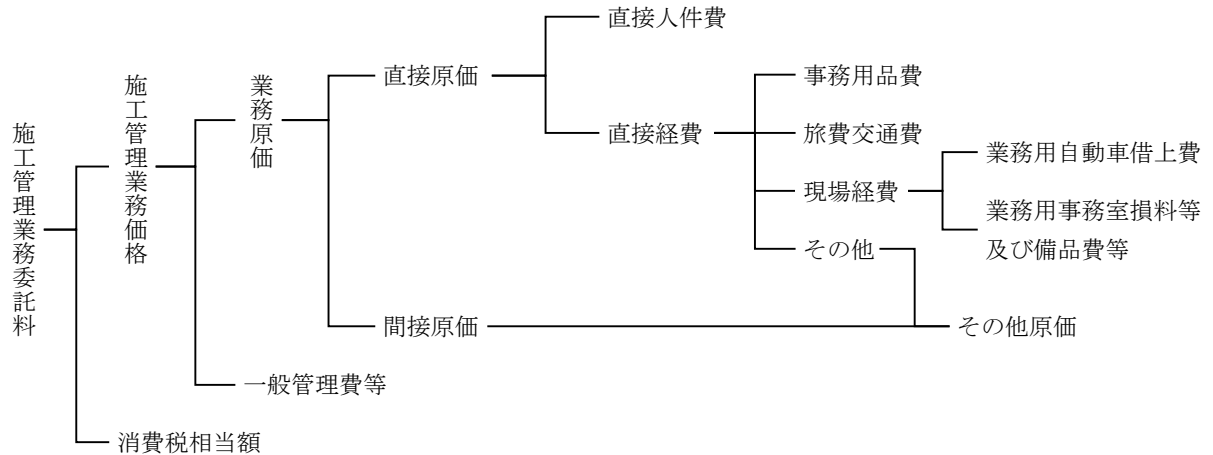
1-1 適用

本基準は名古屋高速道路公社が施工する土木工事に係る施工管理業務委託の積算に適用する。

1-2 一般事項

1) 業務費の構成

施工管理業務委託料の構成は、次の通りとする。



※消費税相当額は、施工管理業務価格に消費税率を乗じた額とする。

2) 構成費目の内容

(1) 直接原価

a. 直接人件費

直接人件費は、業務処理（打合せを含む）に従事する技術者の人件費とする。なお、技術者は次のとおりである。

①管理技術者

施工管理業務委託の履行に関し、公社に対して契約書及び仕様書等に定めるところにより権限を行使するもの。

②担当技術者

現場に常駐して、管理技術者の指示・監督に基づき施工管理業務を行うもの。

b. 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち下記に掲げるものとする。

①事務用品費

②旅費・交通費

③現場経費

イ. 業務用自動車借上費等

ロ. 業務用事務室損料及び備品費等

これ以外の経費については、その他原価として計上する。

(2) その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

a. 間接原価

当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費等、当該業務の業務原価のうち直接原価以外のものとする。

(3) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価・間接原価以外の経費。一般管理費等は、一般管理費及び付加利益からなる。

a. 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、宣伝広告費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

b. 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

1-3 積算

1) 施工管理業務委託料の積算

業務委託料は、次のとおり積算する。

$$\begin{aligned} \text{施工管理業務委託料} &= \text{施工管理業務価格} + \text{消費税相当額} \\ &= \{(\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価}) + \text{一般管理費等}\} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

2) 各構成費目の算定

(1) 直接人件費

直接人件費に計上する技術者の区分は、下表のとおりとする。

技術者の区分	職階	基準日額	摘要
管理技術者	技師（A）	別途	業務打合せとして計上
担当技術者	技師（C）		
	技術員		

a. 管理技術者の算定

総括監督員との打合せとして、発注単位毎に月4回の業務打合せを行うことを標準とし、「業務打合せ」として計上する。打合せは、1回あたりの技師（A）を0.25日計上するものとし、必要に応じて打合せ回数を増やすことができるものとする。

b. 担当技術者の算定

担当技術者の直接人件費は、通常業務及び超過勤務に区分し、下記の通りそれぞれ算定する。

①通常業務

通常業務は、委託期間を月数単位（小数1位どめ、第2位を四捨五入）で表示し、月額単価（業務処理に従事する担当技術者の職階に応じ、基準日額×19.5日）を乗じ積算する。現場技術業務及び積算技術業務の歩掛設定における担当者の考え方は、以下のとおりとする。

イ. 現場技術業務

(a) 担当技術者の算定

現場技術業務に必要な担当技術者の算定は、以下の条件を考慮する。なお、担当技術者数は積算上、計上する人数であり、契約事項でないことに留意すること。

(イ) 工事予定額

(ロ) 工事内容

(ハ) 予定工期

(ニ) 公社監督員が従事できる人数

上記で記載した業務内容に基づいて、次式により各月毎に必要な日あたりの担当技術者数を求める。

$$P = P_1 - \beta P_2 \quad \dots\dots\dots (1)$$

$$P_1 = \alpha \sqrt{(N \times K)} \quad \dots\dots\dots (2)$$

ここに、
P : 1日あたりの担当技術者数（少数第2位四捨五入）
算出された値がマイナスの場合は、0とすること。

P₁ : 1日あたり現場技術業務に必要な人数

P₂ : 発注単位に所属する現場技術業務適格者数

β : 公社監督員が現場技術業務に従事しうる業務比率

α : 0.3（公社監督業務の特殊性）

N : 当該月の工事件数
当該月で工期が11日以上ある場合に件数をカウントする。

K : Σ（K₁×K₂×K₃×K₄×K₅）

(b) 各月の必要技術者の算定に用いる係数等

(イ) β 表表－１ β 値

工事監督以外の業務	β 値
特に多い（約 6 割以上）	0.2 以上 0.4 未満
多い（約 6～4 割程度）	0.4 以上 0.6 未満
普通（約 4～6 割程度）	0.6 以上 0.8 未満
少ない（約 2 割以下）	0.8 以上

(ロ) K_1 ：工事予定額係数（億単位）

ただし、1,500 万円以下は 0.15 とする。

鋼橋上部工工事等のように「工場製作＋現場架設」となる場合は、現場架設予定額及び現場作業期間を対象とする。

(ハ) K_2 ：工種区分係数

表－２ 工種区分係数

工種区分		K_2
新設工事	下部工事	1.2
	上部工事	1.1
	床版工事	1.2
	塗装工事	1.0
	舗装工事・その他付属物工事	0.8
	街路工事	1.3
	建築工事	0.9
	電気・管制	0.8
維持工事	改築・改良	1.3
	維持・点検・補修	2.0

なお、上記工事に該当しない工種の場合については、別途定めることができる。その場合、別途担当部課と調整をするものとする。

(ニ) K_3 ：施工管理係数

表－３ 施工管理係数

施工方法	K_3
完成後土中に入るなど不可視部分の多い工事 品質管理の項目が多い工事	1.1
一般の監督方法で施工できる工事	1.0
自主的な施工が主体の工事	0.5

(ホ) K_4 ：監督距離係数

表－４ 距離係数

距離（片道）	K_4
5 km 未満	1.0
5 km 以上～15 km 未満	1.1
15 km 以上～30 km	1.2

(ハ) K₅ : 地域係数

表－5 地域係数

地域別	K ₅
市街地・山岳地	1.3
その他の地域	1.0

ロ. 積算技術業務

(ア) 適用工種

積算技術業務の適用工種は、以下の表のとおりとする。

表－6 適用工種（土木工事）

工種	該当工事	備 考
河川工事	築堤、護岸、浚渫等	
河川構造物	樋門、樋管、水門（土木工事等）	
河川維持	除草養生等	
砂防ダム		
道路改良・改良舗装	土工、法面、排水工、一般構造物、雑工等	大規模な場所打ち RC 構造物、舗装は別途加算
舗装	舗装、街渠、舗装修繕等	
橋梁下部工	躯体工、基礎工	
橋梁上部工（製作）	鋼橋、PC 桁製作	架設工は別途加算
橋梁上部工（架設）	鋼橋、PC 桁架設	
道路構造物	洞門、スノージェット、遮音壁、大規模な場所打ち RC 構造物、橋脚補強、場所打ち橋梁、鋼橋 RC 床版	
舗装		植栽工事を単特発注する場合のみ
CCボックス		
構造物の補修工事等	構造物及び橋梁の補修、橋梁の塗装（新橋を含む）	
仮設工	締切仮設、仮橋・仮栈橋・作業構台など	

注意事項：a. 分離発注することは原則ないので、製作と架設歩掛を合算し、計上する。複数の工種を一工事として扱う場合も同様とする。この場合、現地調査・打合せは、同一箇所の場合は重複計上しないこと。

b. 上表の適用工種により難い場合は、別途考慮を行うこと。

表－7 適用工種（土木修繕工事）

工種	該当工事	備考
土木営繕 A	庁舎・宿舍等新築・増築、建築工事・電気設備工事・機械設備工事	
土木営繕 B	河川管理施設（排水機場等）・公園施設・河川附属施設（水防センター・情報施設・広域施設等）新築・増築、建築工事・電気設備工事・機械設備工事	河川管理施設：排水機場等、比較的規模の大きい建物とする。
	道路管理施設（トンネル電気室・除雪基地、地下道内外装上屋・エレベーター建屋等）・道路附属施設（道の駅・トイレ休憩施設・情報施設・広報施設等）新築・増築、建築工事・電気設備工事・機械設備工事	規模の比較的小さい建築物の場合は、車庫・倉庫・無線局舎に準ずる。
土木営繕 C	車庫・倉庫・無線局舎。自家発電室、樋門上屋・樋管上屋・水門上屋・水位観測所・水質観測所・雨量観測所等新築・増設工事	河川管理施設の内、小規模な施設を対象とする。
	プレハブ施設（車庫・倉庫・トイレ・物置・自乗車置場	

	等) 新築・増築工事	
	外構工事（工作物・植栽・舗装等）	単独発注の場合のみ適用
	解体撤去工事・アスベスト除去工事等	
	建築物の改修工事等	
	仮設工（土留仮設・作業構台等）	

注意事項： a. 同一敷地内において複数棟あるいは用途の異なる建物や異なる工種を一工事として扱う場合は、各々歩掛を合算して計上する。施工箇所の異なる工事を一工事として扱う場合も同様とする。この場合、現地調査・打合せは同一箇所（同一敷地内）の場合は重複して計上しないこと。

b. 上表の適用工種により難しい場合は、別途考慮すること。

表－8 適用工種（電気通信設備工事）

工種	該当工事	備考
トンネル施設	照明・防災・受変電・通信設備・CCTV	共同溝設備を含む
照明施設	道路照明	ダム照明を含む
光ケーブル	河川・道路ケーブル敷設	配電線を含む
管理施設	情報板・CCTV・路側放送・通行止等	各種収集・提供機器
鉄塔・反射板		
通信設備	多重・テレメータ・単信施設	

注意事項： a. 同一施設（トンネル・排水機場等）で異なる工事を一工事として扱う場合は、各々の歩掛を合算し、計上する。施工箇所の異なる工事を一工事として扱う場合も同様とする。この場合、現地調査・打合せは同一箇所（同一敷地内）の場合は重複して計上しないこと。

b. 上表の適用工種により難しい場合は、別途考慮すること。

(b) 積算技術標準歩掛及び参考所用日数

積算技術業務に必要な担当技術者の算定に用いる標準歩掛を以下に示す。標準歩掛は、当初設計を行う場合の歩掛とする。なお、変更設計を行う場合は、補正を行う。

注) 1 工事に複数の工種を合算できるのものとする。この場合、現地調査は、同一箇所の場合は重複計上しないこと。また、現地調査を必要としないと判断した場合については、現地調査分の歩掛を控除すること。

1 河川工事

1 工事 (所要日数 18.0 日)

	技師 (C)	技術員	備考欄
現地調査	1.0		
発注用設計資料の作成	12.8	3.0	
積算資料の作成	3.0		
データ入力		1.5	
合計	16.8	4.5	

2 河川構造物

1 工事 (所要日数 17.5 日)

	技師 (C)	技術員	備考欄
現地調査	1.0		
発注用設計資料の作成	9.0	1.5	
積算資料の作成	2.0		
データ入力		4.0	
合計	12.0	5.5	

3 河川維持

1 工事 (所要日数 10.0 日)

	技師 (C)	技術員	備考欄
現地調査	1.0		
発注用設計資料の作成	3.8	1.5	
積算資料の作成	1.0		
データ入力		1.0	
合計	5.8	2.5	

4 砂防ダム

1 工事 (所要日数 15.0 日)

	技師 (C)	技術員	備考欄
現地調査	1.0		
発注用設計資料の作成	4.5	1.5	
積算資料の作成	3.5		
データ入力		2.0	
合計	9.0	3.5	

5 道路改良・改良舗装

1 工事 (所要日数 34.0 日)

	技師 (C)	技術員	備考欄
現地調査	1.0		
発注用設計資料の作成	27.0	6.0	
積算資料の作成	7.0		
データ入力		6.5	
合計	35.0	12.5	

6 舗装

1 工事 (所要日数 30.0 日)

	技師 (C)	技術員	備考欄
現地調査	1.0		
発注用設計資料の作成	19.5	4.5	
積算資料の作成	9.0		
データ入力		5.5	
合計	29.5	10.0	

7 橋梁下部工

1 工事 (所要日数 20.0 日)

	技師 (C)	技術員	備考欄
現地調査	1.0		
発注用設計資料の作成	6.0	9.0	
積算資料の作成	5.0	1.5	
データ入力		3.5	
合計	12.0	14.0	

8 橋梁上部工 (製作)

1 工事 (所要日数 13.5 日)

	技師 (C)	技術員	備考欄
現地調査	1.0		
発注用設計資料の作成	6.8	1.5	
積算資料の作成	3.0		
データ入力		1.5	
合計	10.8	3.0	

9 橋梁上部工 (架設)

1 工事 (所要日数 10.5 日)

	技師 (C)	技術員	備考欄
現地調査			
発注用設計資料の作成	6.0	2.3	
積算資料の作成	3.0		
データ入力		2.0	
合計	9.0	4.3	

10 道路構造物

1 工事 (所要日数 18.5 日)

	技師 (C)	技術員	備考欄
現地調査	1.0		
発注用設計資料の作成	12.8	3.0	
積算資料の作成	2.0		
データ入力		2.5	
合計	15.8	5.5	

11 植栽

1 工事 (所要日数 8.5 日)

	技師 (C)	技術員	備考欄
現地調査	1.0		
発注用設計資料の作成	1.5	3.0	
積算資料の作成	1.0		
データ入力		1.0	
合計	3.5	4.0	

12 CC ボックス

1 工事 (所要日数 10.0 日)

	技師 (C)	技術員	備考欄
現地調査	1.0		
発注用設計資料の作成	2.3	3.0	
積算資料の作成	1.0		
データ入力		1.0	
合計	4.3	4.0	

13 構造物の補修工事等

1 工事 (所要日数 15.5 日)

	技師 (C)	技術員	備考欄
現地調査	1.0		
発注用設計資料の作成	9.8	3.0	
積算資料の作成	4.0		
データ入力		3.0	
合計	14.8	6.0	

14 仮設工

1 工事 (所要日数 13.0 日)

	技師 (C)	技術員	備考欄
現地調査	1.0		
発注用設計資料の作成	6.8	3.0	
積算資料の作成	4.5		
データ入力		2.5	
合計	12.3	5.5	

15 土木営繕 A

1 工事 (所要日数 13.5 日)

	技師 (C)	技術員	備考欄
現地調査	1.0		
発注用設計資料の作成	4.5	1.0	
積算資料の作成	3.0		
データ入力		1.5	
合計	8.5	2.5	

16 土木営繕 B

1 工事 (所要日数 8.0 日)

	技師 (C)	技術員	備考欄
現地調査	1.0		
発注用設計資料の作成	1.0	2.0	
積算資料の作成	1.0		
データ入力		1.0	
合計	3.0	3.0	

17 土木営繕 C

1 工事 (所要日数 5.0 日)

	技師 (C)	技術員	備考欄
現地調査	0.5		
発注用設計資料の作成	0.5	1.0	
積算資料の作成	1.0		
データ入力		1.0	
合計	2.0	2.0	

18 トンネル施設

1 工事 (所要日数 17.5 日)

	技師 (C)	技術員	備考欄
現地調査	1.0		
発注用設計資料の作成	7.5	2.0	
積算資料の作成	4.5		
データ入力		2.5	
合計	13.0	4.5	

19 照明設備（連続・交差点照明）

1 工事（所要日数 8.0 日）

	技師 (C)	技術員	備考欄
現地調査	1.0		
発注用設計資料の作成	3.0	1.0	
積算資料の作成	2.0		
データ入力		1.0	
合計	6.0	2.0	

20 光ケーブル

1 工事（所要日数 8.0 日）

	技師 (C)	技術員	備考欄
現地調査	1.0		
発注用設計資料の作成	2.5	2.0	
積算資料の作成	1.5		
データ入力		1.0	
合計	5.0	3.0	

21 管理施設

1 工事（所要日数 13.5 日）

	技師 (C)	技術員	備考欄
現地調査	1.0		
発注用設計資料の作成	6.5	1.0	
積算資料の作成	3.0		
データ入力		2.0	
合計	10.5	3.0	

22 鉄塔・反射板

1 工事（所要日数 13.5 日）

	技師 (C)	技術員	備考欄
現地調査	1.0		
発注用設計資料の作成	6.0	1.0	
積算資料の作成	3.0		
データ入力		1.5	
合計	10.0	2.5	

23 通信設備

1 工事（所要日数 17.5 日）

	技師 (C)	技術員	備考欄
現地調査	1.0		
発注用設計資料の作成	6.5	3.0	
積算資料の作成	3.0		
データ入力		3.0	
合計	10.5	6.0	

(c) 歩掛補正

設計の設計変更を実施する場合は、標準歩掛に補正係数を乗じて算定するものとする。

なお、1 工事に複数工種を計上する場合は、この工種における変更内容を勘案の上、補正係数を決定する。また、変更工事で新規追加した工種及び概算数量範疇工事の設計変更については、当初設計の場合の補正係数を適用する。

$$\text{変更設計歩掛} = \text{標準歩掛} \times \text{補正係数 (0.5)}$$

②超過業務

超過業務標準相当額の積算は、担当技術者の時間外給与月当たり30時間相当分を計上することを標準とする。
なお、超過業務時間あたり単価は次式による。

$$\begin{aligned}\text{超過時間あたり標準単価} &= (\text{基準日額} \times 1 / 8 \times \alpha) \times \beta \\ \alpha &= \text{割増対象賃金比} \\ \beta &= 1.25\end{aligned}$$

(2) 直接経費

直接経費は、2) - (1) - b. 直接経費の各項目について実費を算出し、次により積算する。

ただし、事務用品費、業務用自動車借上等、業務用事務室損料及備品費等は業務遂行上特に必要で特記仕様書に記載した場合のみ積算する。

a. 事務用品費

事務用品費は、原則として計上しないが、電算機リース料等が必要となる場合は、別途計上する。

(注) 土木工事共通仕様書その他現場に必要な専門書は、諸経費に含まれる。

①直接経費として計上できる事務用品

パソコン等の事務用品を計上する必要がある場合は、その旨を特記仕様書に明記した上、必要な経費を計上する。但し、事務用品費等を支給及び貸与で行う場合はこの限りでない。

②施工管理業務に係るパソコン等の持ち込み費用

施工管理業務に必要なパソコンは、受注者側が用意するものとし、持込用パソコンの費用を計上する。なお、費用には、通常業務に必要な基本アプリケーション及び故障・障害時のサポート費用を全て含むものとする。

但し、パソコンの使用に伴い必要となるプリンターは、各所属に配置してあるプリンター等を使用するものとし、費用の計上は行わない。

b. 旅費・交通費

旅費交通費は、「名古屋高速道路公社旅費規程」に準じて積算するものとする。

- ・業務の遂行上、必要に応じて技術員を出張させることができる。出張旅費を計上する場合は、当初設計にあらかじめ一式で計上しておき精算するものとする。積算は交通費及び宿泊費を積上げるものとし、日当は計上しない。なお、特記仕様書には「出張旅費は実際の旅行に応じて精算する。」旨を明記しておかなければならない。
- ・業務場所から、工事履行場所等迄の往復に伴う交通費、日額旅費は積算しない。

c. 現場経費

①業務用自動車借上費用等

業務場所から工事履行場所等迄の往復は、業務用自動車により行うものとし、特に日額旅費は積算しない。

- ・業務用自動車は、原則としてライトバン(1,5t)とするが、維持・補修業務などで道路巡回車を使用する場合は、計上しない。なお、緊急対策や急な立会など業務用自動車を使用できない移動がある場合、必要に応じてタクシー等借上げ料金を計上することができる。
- ・業務用自動車については、「請負工事機械経費積算要領」による。
- ・1日の運転時間は、1～4とし、運転時間当りの損料は当該時間、供用日あたり損料1日分を計上する。ただし、燃料費は計上しない。
- ・運転労務費は、運転手が直接運転するものとし、計上しない。

②業務用事務室損料及び備品費等

業務用事務室損料及び備品費等については、事務所等を使用するので原則として計上しないが、必要な備品費等があれば計上する。

(3) その他原価

その他原価は、次式により算定した額とする。

$$\text{その他原価} = \text{直接人件費} \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

係数($\alpha / (1 - \alpha)$)はパーセント表示の小数第3位を四捨五入し、2位止めとする。

(4) 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額とする。

$$\text{一般管理費} = \text{業務原価} \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

係数 ($\beta / (1 - \beta)$) はパーセント表示の小数第3位を四捨五入し、2位止めとする。

2 保全調査・技術資料作成業務積算基準

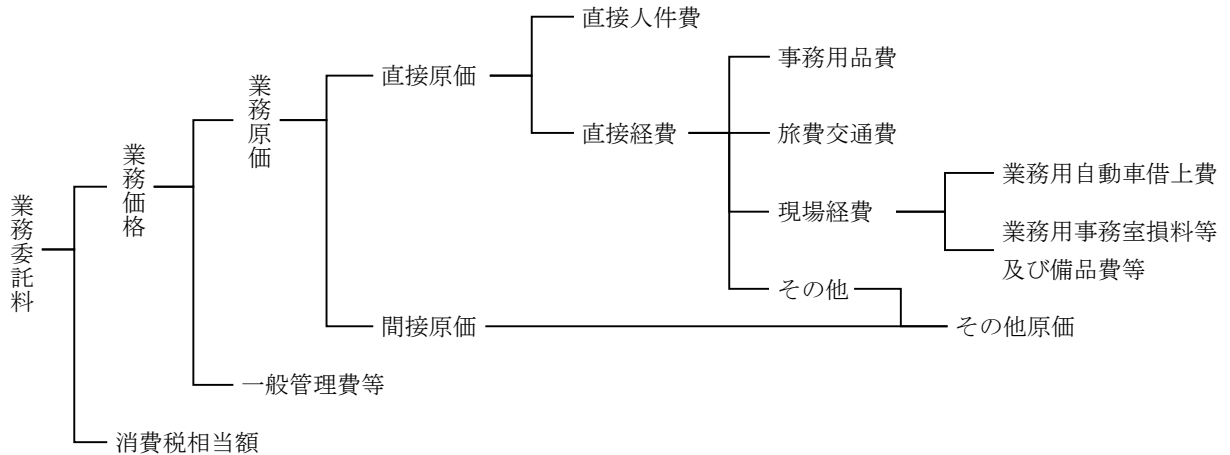
2-1 適用

本基準は、名古屋高速道路公社が実施する保全調査・技術資料作成業務を委託する場合に適用する。

2-2 一般事項

1) 業務費の構成

保全調査・技術資料作成業務委託料の構成は、次の通りとする。



2) 構成費目の内容

(1) 直接原価

a. 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。なお、技術者は次のとおりである。

①管理技術者

保全調査・技術資料作成業務の履行に関し、公社に対して契約書及び仕様書等に定めるところにより権限を行使するもの。

②担当技術者

事務所（業務遂行に伴う現場調査、調整場所を含む）に常駐して、管理技術者の指示・監督に基づき保全調査・技術資料作成業務を行うもの。

b. 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち下記に掲げるものとする。

①事務用品費

②旅費・交通費

③現場経費

イ. 業務用自動車借上費等

ロ. 業務用事務室損料及び備品費等

(2) その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

a. 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

(3) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価・間接原価以外の経費。一般管理費等は、一般管理費及び付加利益からなる。

a. 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、宣伝広告費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

ｂ．付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

2－3 積算

1) 業務委託料の積算

業務委託料は、次のとおり積算する。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= \text{業務価格} + \text{消費税相当額} \\ &= \{ (\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価}) + \text{一般管理費等} \} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

2) 各構成費目の算定

(1) 直接人件費

直接人件費は、下記により算定を行う。

技術者の区分	職階	基準日額	摘要
管理技術者	技師（Ａ）	別途	業務打合せとして計上
担当技術者	技師（Ｃ）		保全調査・技術資料作成業務
	技術員		

（注）管理技術者及び担当技術者の業務内容及び経験等は別途定め、特記仕様書に記載するものとする。

ａ．業務打合せ

発注単位毎に総括監督員と管理技術者が行う業務打合せは、月４回を標準として計上する。

ｂ．保全調査・技術資料作成業務

担当技術者の直接人件費は、作業区分毎に単価を設定し、資料作成件数を乗じて算出するものとする。

（例）作業区分Ａ（作業時間 0.5 日程度）の直接人件費の算出方法

$$\text{作業区分Ａ（作業時間 0.5 日程度）の単価} = \frac{1}{2} \times \text{基本日額}$$

$$\text{担当技術者の直接人件費} = \text{資料作成件数} \times \text{作業区分Ａの単価}$$

ｃ．特別指示業務

特別指示業務は、深夜時間外、休日または休日深夜に時間を指定して作業を指示する場合に計上する。作業区分毎に作業時間帯に応じて割増した単価を設定し、資料作成件数を乗じて算出するものとする。

（例）作業区分Ａ（作業時間 0.5 日程度）の特別指示業務の算出方法

$$\text{作業区分Ａ（作業時間 0.5 日程度）の単価} = \frac{1}{2} \times \text{基本日額} \times \beta$$

①深夜時間外業務

$\beta = 1.50$ （深夜業務）ただし、時間外の深夜に適用する。

②休日通常業務

$\beta = 1.35$

③休日深夜業務

$\beta = 1.60$ （深夜業務）ただし、時間外の深夜に適用する。

(2) 直接経費

直接経費は、2－2 2) (1) ｂ．直接経費の各項目について実費を算出し、次により積算する。

ただし、事務用品費、業務用自動車借上等、業務用事務室損料及備品費等は業務遂行上特に必要で特記仕様書に記載した場合のみ積算する。

ａ．事務用品費

事務用品費は原則として計上しないが、業務に必要となるパソコンは受注者側が用意するものとし、別途計上する。ただし、パソコンの使用に伴い必要となるプリンターは発注者が用意するものとし、費用は計上しない。

（注）土木工事共通仕様書その他現場に必要な専門書は、諸経費に含まれる。

b. 旅費・交通費

旅費交通費は、「名古屋高速道路公社旅費規程」に準じて積算するものとする。

- ・業務の遂行上、必要に応じて技術員を出張させることができる。出張旅費を計上する場合は、当初設計にあらかじめ一式で計上しておき精算するものとする。積算は交通費及び宿泊費を積上げるものとし、日当は計上しない。なお、特記仕様書には「出張旅費は実際の旅行に応じて精算する。」旨を明記しておかなければならない。
- ・業務場所から、工事履行場所等迄の往復に伴う交通費、日額旅費は積算しない。

c. 現場経費

①業務用自動車借上費用等

業務場所から業務履行場所等迄の往復は、担当技術者が道路巡回車を運転して使用するものとし、運転労務費、及び業務用自動車借上費用等は計上しない。ただし、緊急対策や急な立会など道路巡回車が使用できない場合は、必要に応じてタクシー等借上げ料金を計上することができる。

②業務用事務室損料及び備品費等

業務用事務室損料及び備品費等については、事務所等を使用するので原則として計上しないが、必要な備品費等があれば計上する。

(3) その他原価

その他原価は、次式により算定した額とする。

$$\text{その他原価} = \text{直接人件費} \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、25%とする。

係数（ $\alpha / (1 - \alpha)$ ）はパーセント表示の小数第3位を四捨五入し、2位止めとする。

(4) 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額とする。

$$\text{一般管理費} = \text{業務原価} \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

係数（ $\beta / (1 - \beta)$ ）はパーセント表示の小数第3位を四捨五入し、2位止めとする。

(5) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\text{消費税相当額} = \{(\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価}) + \text{一般管理費等}\} \times \text{消費税率}$$

2-4 変更の取扱い

作業区分毎の数量及び超過勤務（夜間立会、休日立会、休日夜間立会、緊急業務等）の数量に増減があった場合、契約変更を行うものとする。

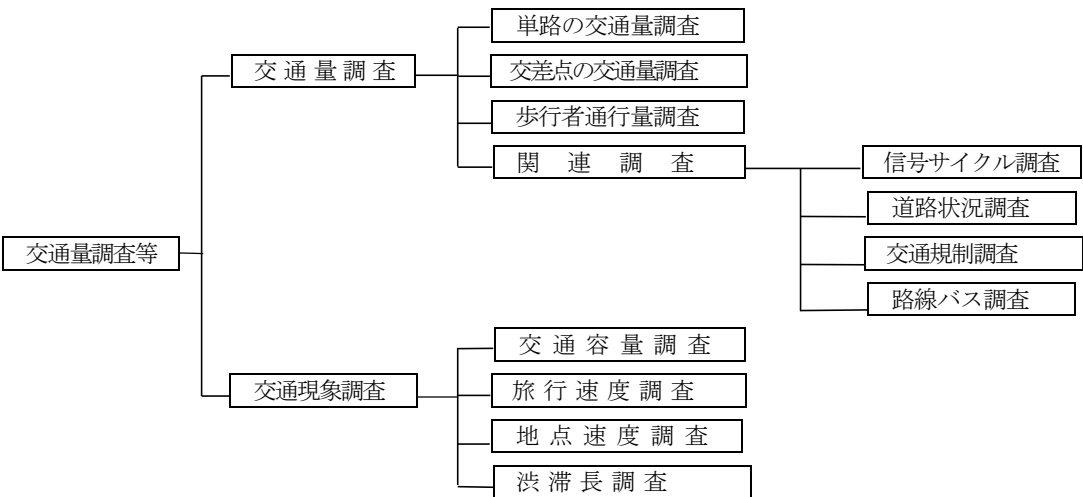
第6章 交通量調査等積算基準

1	一般	Ⅲ-6-1
2	交通調査	Ⅲ-6-4
2-1	一般	Ⅲ-6-4
2-2	準備費	Ⅲ-6-4
2-3	観測費	Ⅲ-6-5
2-4	集計及び解析	Ⅲ-6-9
2-5	作図及びグラフ作成	Ⅲ-6-10
2-6	運搬費	Ⅲ-6-11
2-7	その他準備作業	Ⅲ-6-12
3	付属調査	Ⅲ-6-12
3-1	一般	Ⅲ-6-12
3-2	渋滞長（滞留長）調査	Ⅲ-6-12
3-3	歩行者通行量調査	Ⅲ-6-13
3-4	関連調査	Ⅲ-6-13

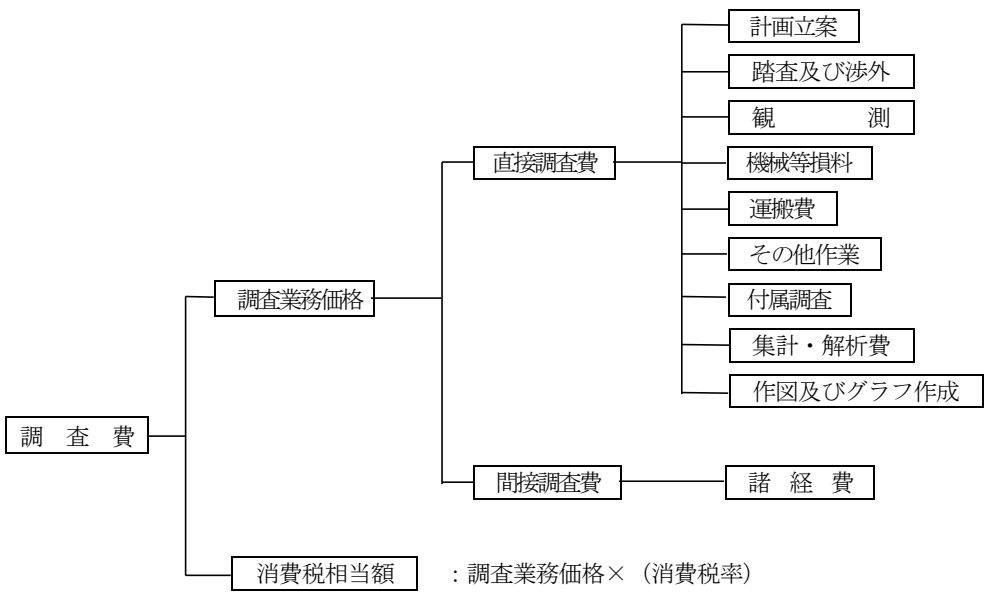
第6章 交通量調査等積算基準

1 一般

- 1) 本基準は、交通量調査及び交通現象調査に適用する。調査の目的又は種類ごとに歩掛を計上しているが、これに示している以外の調査は、別途算定することができる。
- 2) 交通量調査等の分類は以下のものとする。



3) 積算体系



4) 請負調査費の定義

(1) 直接調査費

直接調査費とは、調査作業を行うにあたり直接必要とする費用である。

(2) 間接調査費（諸経費）

諸経費とは、直接調査費で構成されたもの以外の費用で業務管理費及び一般管理費等をいう。

- a. 業務管理費は、業務処理に必要な経費のうち直接経費以外のもので当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。業務管理費は一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。
- b. 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。

① 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

② 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用を含む。

5) 諸経費

諸経費算出にあたっては、次表によるものとする。

対象額（直接調査費）		諸 経 費	
（千円）	（千円）	率（％）	額（円）
0	～ 500	65	—
501	～ 541	—	325,000
542	～ 1,000	60	—
1,001	～ 1,090	—	600,000
1,091	～ 2,000	55	—
2,001	～ 2,200	—	1,100,000
2,201	～ 4,000	50	—
4,001	～ 4,444	—	2,000,000
4,445	～ 7,000	45	—
7,001	～ 7,875	—	3,150,000
7,876	～ 12,000	40	—
12,001	～ 13,714	—	4,800,000
13,715	～ 20,000	35	—
20,001	～ 23,333	—	7,000,000
23,334以上		30	—

6) 労務費

(1) 直接調査費の基準日額は、別途配布する「共通単価表」による。

(2) 適用職種

適用職種は、次のとおりとする。

本 基 準 職 種	共 通 単 価 表 職 種
調査主任技師	測量主任技師
調 査 技 師	測 量 技 師
調 査 技 師 補	測 量 技 師 補
調 査 助 手	測 量 助 手
観 測 員	軽 作 業 員
記 録 員	軽 作 業 員

(3) 労務者の作業時間帯の定義

- a. 昼間作業とは7時～19時の時間帯の中で主として行われる作業のことをいう。
- b. 夜間作業とは19時～7時の深夜早朝にかかる時間帯の中で主として行われる作業をいい、関係官公庁から指示された場合又は現場の条件により夜間のみでしか作業ができないものに適用するものとする。
- c. 休日作業とは日曜日及び祝日の0時～24時の時間帯の中で、主として行われる作業をいう。
- d. 24時間連続作業とは、作業開始から24時間昼夜兼行で連続的に行われる作業をいう。
- e. 作業時間が4時間以下の場合は、4時間分（基本日額の1/2）を計上する。
- f. 作業時間が4時間を超え8時間以下の場合は、8時間分（基本日額）を計上する。

(4) 連続観測作業人件費の算出例

a. 一般事項

- ① 原則として最低賃金となるような積算体系とする。
- ② 作業が連続8時間を超える場合は、作業の途中で1時間の休憩をとる。
- ③ 平日で所定労働時間を超えた場合は時間外で計上する。休日については時間外で計上する。
- ④ 作業の前後に準備、後片付け（整備清掃）のために各々30分を計上する。

b. 超勤等割増の取扱い

① 割増賃金

割増賃金＝基準日額×割増対象賃金比×割増すべき時間数／8×割増率

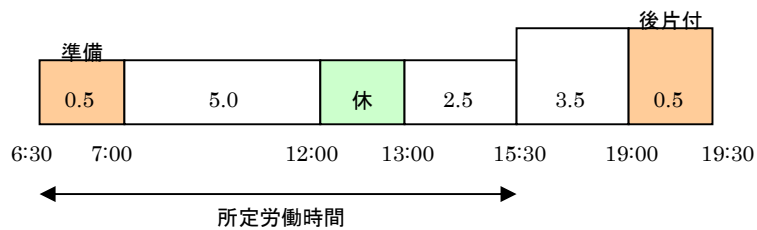
※割増対象賃金比とは、時間外、休日又は深夜の割増賃金を算出する場合に用いる賞与等の原資を除いた、標準の労務単価に占める割り増しの対象となる賃金の比率をいい、「共通単価表」によるものとする。

② 割増率

割増には時間外勤務（8＋（1）時間以上の勤務）割増と深夜勤務（22時～5時）割増の2種類があり、それぞれ25／100とする。重複する場合は50／100とする。（ただし、休日の時間外勤務割増は35／100とする。）

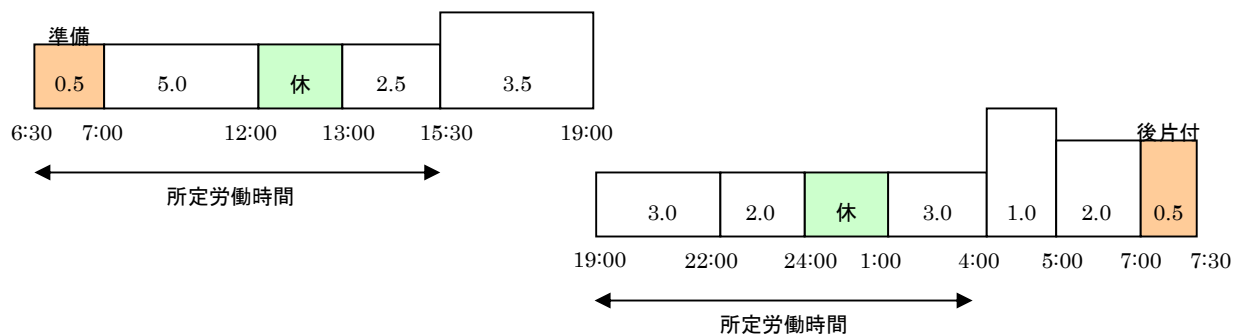
c. 連続作業の算出例

① 1 2 時間観測 (AM7:00～PM7:00) の場合



☆ 基準日額 × (1 + 割増対象賃金比 × 4 / 8 × 1.25)

② 2 4 時間観測 (AM7:00～翌日AM7:00) の場合



☆ 昼間 1 2 時間観測 基準日額 × (1 + 割増対象賃金比 × 3.5 / 8 × 1.25)

☆ 夜間 1 2 時間観測 基準日額 × { 1 + 割増対象賃金比 × (5.0 / 8 × 0.25 + 1.0 / 8 × 1.5 + 2.5 / 8 × 1.25) }

2 交通調査

2-1 一般

1) 本歩掛は、原則として次の調査に適用する。

- (1) 単路の交通量調査
- (2) 交差点の交通量調査
- (3) 交通容量調査
- (4) 旅行速度調査
- (5) 地点速度調査

2-2 準備費

1) 計画立案

(1) 一般

本歩掛の1作業とは、6-2-1に明示した個々の調査であり、重複した調査の場合は、それぞれ計上することができる。

(2) 標準歩掛

(1 作業当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
調査主任技師		人	0.5			
調 査 技 師		〃	1.0			
調 査 技 師 補		〃	2.0			
計						

2) 踏査及び渉外

(1) 一 般

本歩掛の1地点とは原則として、単路の1地点・1交差点及び入路・出路を指すが、調査箇所が近接している場合は、統合して1地点とすることができる。

(2) 標準歩掛

(1 地点当り)

名 称	所 要 人 数
調 査 技 師	0.2人／1 地点
調 査 技 師 補	0.2人／1 地点

2-3 観 測 費

1) 一 般

- (1) 観測方法は、人手による観測と機器による観測に分類する。従って、調査の目的・内容に応じて観測方法を選択することができる。
- (2) 観測前の説明及び準備時間として30分、観測後の後片付け時間として30分の合計1時間を実観測時間とは別に計上することができる。
- (3) 観測に必要な機械等損料については6-2-3の4)の(4)による。
- (4) 作業時間については、6-1の6)労務費を参考に計上すること。

2) 調査指揮

(1) 一 般

- a. 本歩掛は、観測作業の全般にわたる指揮及び管理監督業務を行うためのものである。
- b. 本歩掛の1地点当りの基本的な考え方は、6-2-2の2)に準ずるものとする。
- c. 観測機器による場合は、原則として調査指揮は計上しないものとする。

(2) 標準歩掛

本歩掛には、巡回要員1人／10ヶ所を含む。

(12時間1地点当り)

名 称	所 要 人 数
調 査 技 師 補	1.1人／1 地点

3) 人手による観測

(1) 一般

a. 数取器及びストップウォッチを使用した観測法であり、次の調査に適用する。

① 数取器による観測

イ 単路部の交通量調査

ロ 交差点の交通量調査

② ストップウォッチによる観測

イ 地点速度調査

b. 連続で観測する場合は、観測員の休憩時間に作業が中断することのないよう、交代要員（観測員）を計上することができる。

c. 調査箇所が近接して数カ所にわたる場合、ブロック毎に区分して交代要員を計上することができる。

d. 交代要員（観測員）を計上する場合は観測員4人につき1人とし、端数は切り上げ整数とする。

(2) 数取器による観測

a. 一般

① 交差点、単路部における昼夜別12時間交通量観測について適用する。

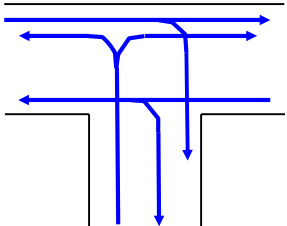
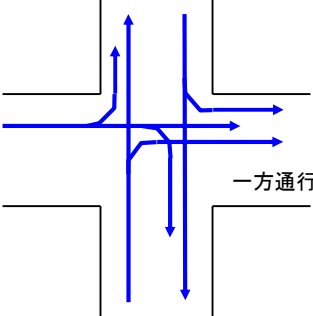
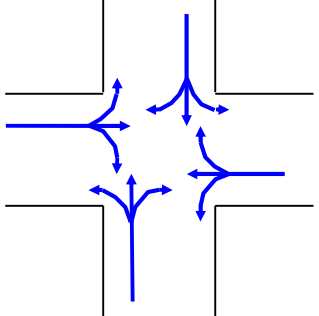
② 観測能力については車種分類（5車種⇒大型貨物、大型乗用、普通貨物、普通乗用、自動二輪）をしながら、信号制御されている交差点において昼間は1人で2方向、夜間は交通量も減少するため1人で3方向観測できるものとする。

③ 本歩掛には、記録員を含む。

b. 標準歩掛（交差点）

観測員数は交差点の車両進行方向数により決定するものとする。

（12時間1地点当り）

交差点種類	T字路	十字路	十字路
			
	6方向	7方向	12方向
昼間	$6 \div 2 = 3$ 3 + 1 = 4人	$7 \div 2 = 3.5 \div 4$ 4 + 1 = 5人	$12 \div 2 = 6$ 6 + 2 = 8人
夜間	$6 \div 3 = 2$ 2 + 1 = 3人	$7 \div 3 = 2.3 \div 3$ 3 + 1 = 4人	$12 \div 3 = 4$ 4 + 1 = 5人

注) 交差点の状況、交通量等により、複数の方向が見られない場合は別途考慮することができる。

c. 標準歩掛（単路部）

観測員は交通量、車線数により下記のとおりとする。

96,000台／12h以上は24,000台／12h増す毎に観測員を2名増加する。交代要員は交差点部と同様の考え方とする。

単路部往復 予想交通量（台／12h）	往復3車線以上			往復2車線以下
	観測員（人）	交代要員（人）	計（人）	
～ 24,000	2	1	3	交通量に関わらず3人（一定）とする（交代要員1人含む）
24,001 ～ 48,000	4	1	5	
48,000 ～ 72,000	6	2	8	
72,000 ～ 96,000	8	2	10	

(3) ストップウォッチによる地点速度観測

a. 一般（自由走行の場合）

- ① 本歩掛は、予想交通量1,200台／1時間当りに対して、サンプル率1/20～1/5台程度の観測に適用する。
- ② 予想交通量の増減により本歩掛を増減することができる。
その場合は比例配分して算出する。

b. 地点速度調査標準歩掛（自由走行の場合）

名 称	所 要 人 数
観 測 員	1人／1時間1,200台
記 録 員	同 上

c. 地点速度調査標準歩掛（渋滞時の場合）

名 称	所 要 人 数
観 測 員	1人

4) 観測機器による場合

(1) 一般

この観測は、ビデオカメラ等の機器及び試験車を使用した観測法であり、その適用は次によるものとする。

a. ビデオカメラ等による観測

- ① 交通容量調査
- ② 地点速度調査

b. 試験車による観測

- ① 旅行速度調査

(2) ビデオカメラ等による観測

a. 観測費

① 観測機器の据付・撤去費標準歩掛

(1台・1回当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
調 査 技 師		人	0.15			
調 査 技 師 補		〃	0.15			
計						

② 観測機器による撮影費標準歩掛

(1台当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
調 査 技 師		人	1.0			
調 査 技 師 補		〃	1.0			
計						

③ 運搬費

6-2-6に準ずる。

b. 観測資料の読み取り

① 一 般

イ 本歩掛は、ビデオカメラによる交通量及び走行速度の読み取りに適用する。

ロ 本歩掛は、サンプル台数700～1,300台／1時間／1車線当りの読み取りを標準とする。

ただし、サンプル台数の増減により走行速度の歩掛を下表により増減することができる。

サンプル台数	700台未満	700～1,300台	1,301台以上
増 減 率	減30%	0%	増30%

② 交通量標準歩掛

(1時間1車線当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
調 査 技 師 補		人	0.08			
調 査 助 手		〃	0.16			
計						

③ 走行速度標準歩掛

(1時間1車線当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
調 査 技 師 補		人	0.8			
調 査 助 手		〃	1.6			
計						

(3) 試験車による観測

a. 車両の借上げ

6-2-6の2に準ずる。

b. 観測及び記録標準歩掛

(1日1台当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
調 査 助 手		人	1.0			観測機器読取及び記録
計						

(4) 機械等リース標準歩掛

(1日当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ビデオカメラ		日				付属品含む
ビデオデッキ カラーテレビ27型		〃				〃

2-4 集計及び解析

1) 一 般

- (1) 集計は単路及び交差点の交通量調査集計、旅行速度調査集計及び付属調査集計があり、交通量調査集計は交通の方向別に交通量、直進右左折率、車種比率及び時間変動等の項目ごとに集計及び計算を行う。
- (2) 付属調査集計は「歩行者通行量調査」「関連調査」「渋滞長（滞留長）調査」を単独に発生する場合に別途計上することができるものとする。
- (3) 解析は比較的単純な解析と複雑な解析に分類され、必要に応じて計上できるものとし、その適用は次によるものとする。
 - a. 単純な解析
交通量調査の観測データを基に供用前後の変化を解析する等、公社が必要と考えるものを解析するものとする。
 - b. 複雑な解析
交通の方向別に旅行速度等の平均値、分散、回帰式、累積分布、走行位置等の解析を行う。
- (4) 12時間交通量の集計・解析は、以下に示す標準歩掛の75%とする。

2) 集 計

(1) 交通量調査集計（交差点）標準歩掛

(1ヶ所当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
調 査 技 師 補		人	0.5			
調 査 助 手		〃	1.0			
計						

注 交通量の多少に関わらず一定とする。

(2) 交通量調査集計（単路）標準歩掛

（1ヶ所当り）

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
調査技師補		人	0.17			0.5人／3ヶ所
調査助手		〃	0.33			1.0人／3ヶ所
計						

(3) 旅行速度調査標準歩掛

（10km当り）

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
調査技師補		人	0.13			
調査助手		〃	0.13			
計						

3) 解 析

(1) 単純な解析標準歩掛

（1式）

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
調査主任技師		人	1.0			
調査技師		〃	2.0			
計						

(2) 複雑な解析標準歩掛

（1式）

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
調査主任技師		人	2.0			
調査技師		〃	4.0			
計						

2-5 作図及びグラフ作成

1) 一 般

集計解析の結果等の作図及びグラフ作成に適用する。なお、交通流図は、24時間1枚、12時間2枚、ピーク時2枚の5枚、その他渋滞長調査等の作図は必要枚数計上する。

2) 作 図

(1) 作図（交差点）標準歩掛

（1交差点1枚当り）

名 称	所 要 人 数
調査技師	0.016人
調査技師補	0.04人

(2) 作図（単路）標準歩掛

（1 単路 1 枚当り）

名 称	所 要 人 数
調 査 技 師	0.008人
調 査 技 師 補	0.02人

(3) 作図（付属調査）標準歩掛

（1 ヶ所 1 枚当り）

名 称	所 要 人 数
調 査 技 師	0.008人
調 査 技 師 補	0.02人

3) グラフ作成

(1) 一 般

1 項目当り 1 枚のグラフ作成に適用する。

(2) グラフ作成標準歩掛

（1 枚当り）

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
調 査 技 師		人	0.02			
調 査 技 師 補		〃	0.05			
計						

2-6 運 搬 費

1) 一 般

(1) 調査に必要な機械等がある場合は運搬費を計上することができる。

(2) 旅行速度調査による試験車の運転費及び交通観測で各観測地点の巡回を必要とする場合は、次の歩掛を計上することができる。

2) 標準単価表（試験車、巡回車）

（1 式当り）

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ライトバン損料	1500CC	時間				運転時間損料
〃		供用日				供用日損料
運 転 手		人				運転手運転 1 時間当り 労務歩掛×運転時間
燃 料 費	ガソリン	リットル				$2.6 \frac{\text{リットル}}{\text{h}} \times \text{h} \times \text{〇h}$
計						

ライトバンの場合、 $t=3.26$

運転手運転 1 時間当り労務歩掛 $=0.25$ ($t<4.0$)

2-7 その他準備作業

1) 一般

- (1) 交通容量調査、地点速度調査等で調査対象地点の道路上にテープ等で明示するような作業に適用する。
- (2) 1ヶ所当り1時間程度の時間を要し、1日で7ヶ所の作業が可能であるものとする。
- (3) 保安要員、保安用具を必要とする場合は、別途計上することができる。

2) その他準備作業標準歩掛

(1ヶ所当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
調 査 技 師		人	0.03			
調 査 技 師 補		〃	0.07			
計						

3 付属調査

3-1 一般

- 1) 調査は、次の調査に適用する。
 - (1) 渋滞長（滞留長）調査
 - (2) 歩行者通行量調査
 - (3) 関連調査
- 2) 「歩行者通行量調査」、「関連調査」は単独に発注する場合に本歩掛を計上することができるものとし、6-2-1に付随して調査させる場合には本歩掛は適用しない。
- 3) 「歩行者通行量調査」、「関連調査」を単独に発注する場合及び「渋滞長（滞留長）調査」に作図をする場合は、6-2-5により計上することができる。

3-2 渋滞長（滞留長）調査

1) 一般

- (1) 本歩掛は朝夕ピーク時の2時間程度を観測する場合に適用する。
- (2) (1)よりも短時間で観測する場合は、「6-2-3 2)の調査指揮」に携わる調査技師及び調査技師補で同時に渋滞長調査を行うものとし、本歩掛は適用しない。

2) 渋滞長（滞留長）調査標準歩掛

(1流入路当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
観 測 員		人	0.5			観測、その他
計						

3-3 歩行者通行量調査

1) 一般

本歩掛は原則として、1方向・1地点当たりとするが、歩行者通行量が極めて少なく2方向以上同時に観測できると判断した場合は、1方向とする。

2) 歩行者通行量調査標準歩掛

(1方向・1地点当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
観 測 員		人	1.0			観測、その他
計						

3-4 関連調査

1) 一般

関連調査は、信号サイクル、道路状況、交通規制、路線バス及びその他調査等の調査項目に適用する。

2) 資料収集及び観測標準歩掛

(1項目・1地点当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
調 査 技 師		人	0.1			資料収集、その他
調 査 技 師 補		〃	0.1			観測、その他
計						

第7章 建設資材等価格調査業務積算基準

1. 建設資材等価格調査業務積算基準	Ⅲ－7－1
1－1 適用	Ⅲ－7－1
1－2 一般事項	Ⅲ－7－1
1) 業務費の構成	Ⅲ－7－1
2) 構成費目の内容	Ⅲ－7－1
1－3 積算	Ⅲ－7－1
1) 業務委託料の積算	Ⅲ－7－1
2) 各構成費目の算定	Ⅲ－7－2
1－4 標準歩掛	Ⅲ－7－2
1) 定点調査	Ⅲ－7－2
2) 時点調査	Ⅲ－7－3

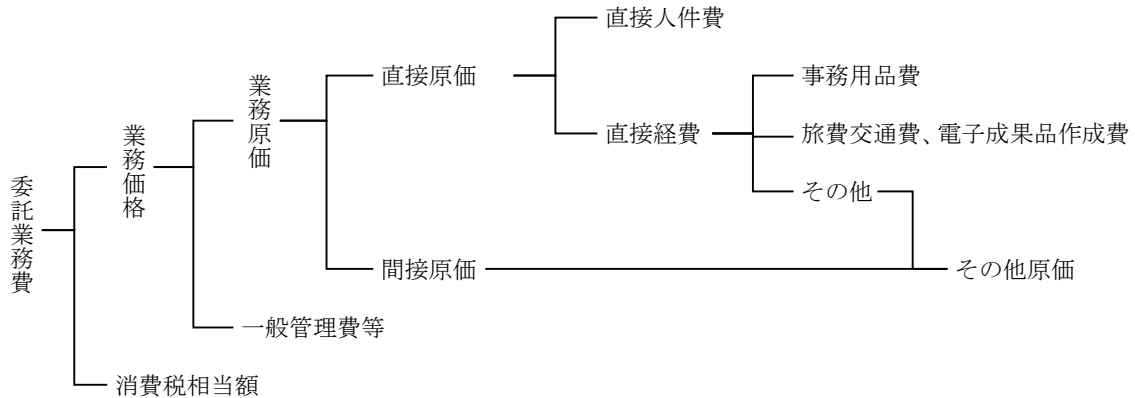
1 建設資材等価格調査業務積算基準

1-1 適用

本基準は名古屋高速道路公社が実施する建設資材等価格調査業務委託の積算に適用する。

1-2 一般事項

1) 業務費の構成



2) 構成費目の内容

(1) 直接原価

a. 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。

b. 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち下記に掲げるものとする。

①事務用品費

②旅費交通費

③電子成果品作成費

これ以外の経費については、その他原価として計上する。

(2) その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

a. 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

(3) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価・間接原価以外の経費。一般管理費等は、一般管理費及び付加利益からなる。

a. 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、宣伝広告費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

b. 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

1-3 積算

1) 業務委託料の積算

業務委託料は、次のとおり積算する。

業務委託料 = 業務価格 + 消費税相当額

= {(直接人件費 + 直接経費 + その他原価) + 一般管理費等} × (1 + 消費税率)

2) 各構成費目の算定

(1) 直接人件費

直接人件費は業務処理に従事する技術者の職階に応じ、公社の定める基準日額により算定するものとする。

(2) 直接経費

直接経費は、1-2一般事項2)(1)b. 直接経費の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費及び電子成果品作成費については「第Ⅲ節第4章調査、実験業務の積算について」に準じて積算するものとする。

(3) その他原価

その他原価は、次式により算定した額とする。

$$\text{その他原価} = \text{直接人件費} \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

係数（ $\alpha / (1 - \alpha)$ ）はパーセント表示の小数第3位を四捨五入し、2位止めとする。

(4) 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額とする。

$$\text{一般管理費} = \text{業務原価} \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

係数（ $\beta / (1 - \beta)$ ）はパーセント表示の小数第3位を四捨五入し、2位止めとする。

(5) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\text{消費税相当額} = \{(\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価}) + \text{一般管理費等}\} \times \text{消費税率}$$

1-4 標準歩掛

1) 定点調査

建設資材等を対象に定期的（上期、下期の計2回）に価格調査を行う場合に適用する。

(1) 刊行物調査

出版物から単価を拾い上げ、最安値にて価格を決定する調査に適用する。

(10点当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	適 用
技師A		人	0.01	
技師B		人	0.03	
技師C		人	0.07	
技術員		人	0.01	
計				

(2) 定点特別調査

製造業者等へ調査票を配布し、集計・分析して価格を決定する調査に適用する。

(10点当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	適 用
主任技師		人	0.01	
技師A		人	0.09	
技師B		人	0.16	
技師C		人	0.34	
技術員		人	0.31	
計				

(3) 計算

鋼材等、エキストラを考慮し、別途計算により単価を算出する調査に適用する。

(10 点当り)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
技師 A		人	0.04	
技師 B		人	0.16	
技師 C		人	0.13	
技術員		人	0.03	
計				

(4) その他

製造業者等へ見積り徴収のみを実施する調査に適用する。

(10 点当り)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
技師 B		人	0.45	
技師 C		人	0.07	
計				

(5) 建設副産物調査

コンクリート・アスファルト塊等の建設廃材、泥土・泥水等の汚泥処分費を算出する調査に適用する。

(10 点当り)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
主任技師		人	0.10	
技師 B		人	0.59	
技師 C		人	0.76	
技術員		人	0.40	
計				

2) 時点調査

工事、業務の発注や変更手続きに伴い、急を要し、見積りおよび契約手続きに日時がかけられない場合の価格調査に適用する。

(1) 時点歩掛調査(A)

市場単価の適用範囲外、規格外であり、使用機械、工法等が決定している工事費を対象とする施工単位当たりの歩掛調査に適用する。

(1 点当り)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
主任技師		人	0.10	
技師 A		人	0.16	
技師 B		人	0.16	
技師 C		人	0.33	
計				

(2) 時点歩掛調査(B)

積算基準に準じているが適用範囲外、規格外であり、歩掛等の内訳を報告することが適している工事費を対象とする歩掛調査に適用する。

(1 点当り)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
主任技師		人	0.10	
技師 A		人	0.30	
技師 B		人	0.31	
技師 C		人	0.57	
計				

(3) 時点歩掛調査(C)

積算基準に準じておらず、歩掛等の内訳を報告することが適している工事費を対象とする歩掛調査に適用する。

(1点当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
主任技師		人	0.10	
技師A		人	0.41	
技師B		人	0.65	
技師C		人	0.78	
計				

(4) 時点特別調査(A)

図面が不必要であり、簡単な聞取り調査を実施した上で速やかに価格が決定することができる資材に対する調査に適用する。(1品目当たり10規格までとする)

(1点当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
主任技師		人	0.03	
技師A		人	0.01	
技師B		人	0.05	
技師C		人	0.10	
計				

(5) 時点特別調査(B)

図面が不必要であり、現地調査を行うなど簡単な聞取り調査では速やかに価格が決定することができない資材に対する調査に適用する。(1品目当たり10規格までとする)

(1点当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
主任技師		人	0.05	
技師A		人	0.04	
技師B		人	0.27	
技師C		人	0.35	
計				

(6) 時点特別調査(C)

簡単な図面が必要な資材であり、類似品の市場情報を考慮し、簡単な聞取り調査では価格が決定できない資材に対する調査に適用する。(1品目当たり10規格までとする)

(1点当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
主任技師		人	0.09	
技師A		人	0.06	
技師B		人	0.38	
技師C		人	0.51	
計				

第8章 環境調査業務積算基準

1. 環境調査業務積算基準	Ⅲ－8－1
1－1 適用範囲	Ⅲ－8－1
1－2 一般事項	Ⅲ－8－1
1－3 積算	Ⅲ－8－1
2. 環境調査業務標準歩掛	Ⅲ－8－2
2－1 標準歩掛（大気質調査）	Ⅲ－8－2
2－1－1 打合せ	Ⅲ－8－2
2－1－2 大気質調査	Ⅲ－8－3
2－1－3 報告書作成（大気質調査）	Ⅲ－8－6
2－2 標準歩掛（騒音及び振動調査）	Ⅲ－8－6
2－2－1 打合せ	Ⅲ－8－6
2－2－2 騒音及び振動調査	Ⅲ－8－7
2－2－3 報告書作成（騒音及び振動調査）	Ⅲ－8－10

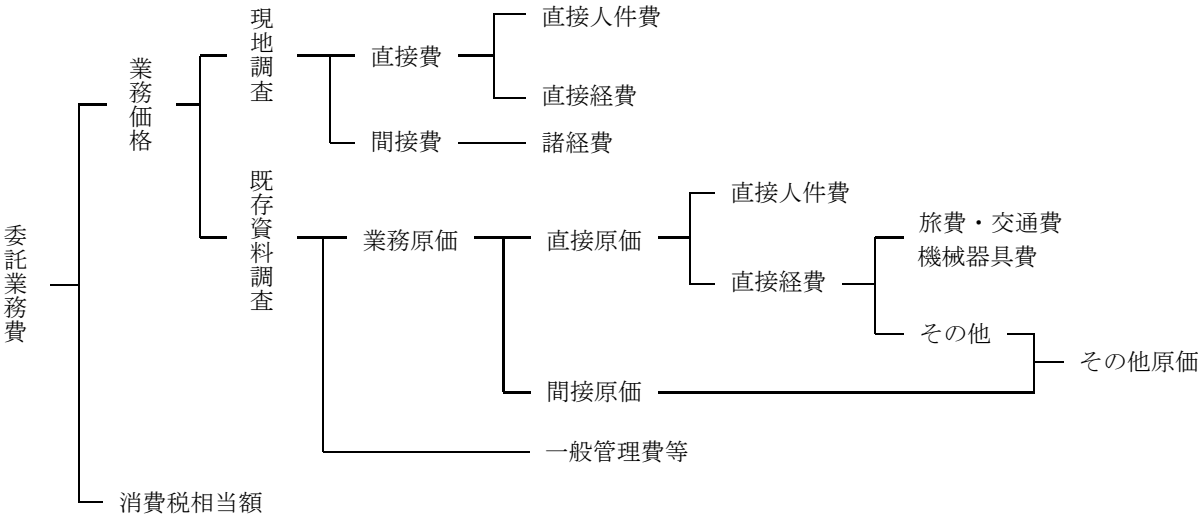
1 環境調査業務積算基準

1-1 適用範囲

本基準は、名古屋高速道路公社が実施する環境調査業務委託の積算に適用する。

1-2 一般事項

1) 委託業務費の構成



1-3 積算

1) 業務の費用及び積算等

- (1) 業務価格の内「現地調査」に係る費用及び積算等は、「第Ⅲ節第1章 測量業務積算基準」による。
- (2) 業務価格の内「既存資料調査」に係る費用及び積算等は、「第Ⅲ節第4章 調査、実験業務の積算について」による。

2 環境調査業務標準歩掛

2-1 標準歩掛（大気質調査）

2-1-1 打合せ

1) 既存資料調査

(1) 業務着手時

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
主任技師		人	0.5	
技師B		人	0.5	
計				

※騒音及び振動調査を同時に実施する際の増工は無く、当歩掛に含むものとする。

(2) 中間打合せ

(1 回当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
技師A		人	0.5	
技師B		人	0.5	
計				

※騒音及び振動調査を含む場合は、必要に応じて中間打合せ回数を計上すること。

(3) 成果品納入時

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
主任技師		人	0.5	
技師B		人	0.5	
計				

※騒音及び振動調査を同時に実施する際の増工は無く、当歩掛に含むものとする。

2) 現地調査

現地調査のみの場合に計上するものとし、1) 既存資料調査と同時に計上しないこと。

(1) 業務着手時

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師		人	0.5	
測量技師補		人	0.5	
計				

※騒音及び振動調査を同時に実施する際の増工は無く、当歩掛に含むものとする。

(2) 中間打合せ

(1 回当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師補		人	0.5	
測量助手		人	0.5	
計				

※騒音及び振動調査を含む場合は、必要に応じて中間打合せ回数を計上すること。

(3) 成果品納入時

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師		人	0.5	
測量技師補		人	0.5	
計				

※騒音及び振動調査を同時に実施する際の増工は無く、当歩掛に含むものとする。

2-1-2 大気質調査

1) 既存資料調査

(1) 計画・準備

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
技師 A		人	1.0	
技師 C		人	1.0	
計				

※騒音及び振動調査を同時に実施する際の増工は無く、当歩掛に含むものとする。

(2) 資料収集整理

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
技師 B		人	0.5	
技師 C		人	1.0	
計				

2) 現地調査

(1) 現地踏査

現地踏査には、測定に支障が無い地点候補を選定する他、対象地点の地権者の確認、仮設電源の必要性等の確認を含む。

1 路線 10 箇所までの適用とする。

(1 回当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師		人	1.0	
測量技師補		人	1.0	
計				

※騒音及び振動調査を含む場合は、調査地点が全て同一の場合を除き、別途計上すること。

(2) 実施計画書作成

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師		人	0.5	
測量技師補		人	1.0	
測量助手		人	2.0	
計				

(3) 点検及び調整

(1 季 1 箇所当り)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師補		人	0.5	
測量助手		人	1.0	
計				

(4) 予備試験及び現地準備

a 予備試験

予備試験には、調査前日の暖機運転を含む。

(1 季 1 箇所当り)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師補		人	1.0	
測量助手		人	1.0	
計				

b 現地準備

現地準備には、測定小屋の設置、機材の設置及び電気工事立会を含む。

(1 季 1 箇所当り)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師補		人	1.0	
測量助手		人	2.0	
普通作業員		人	1.0	
計				

(5) 現地測定

調査員は、計器類の日々の保守点検、記録用紙の取替え、故障時の連絡対応等の保安要員も兼ねるものとする。
現地測定は、原則として日中 7 日間連続して実施することとする。

(1 季 1 箇所当り)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師補		人	7.0	
計				

※ 1. 観測箇所及び本部（観測箇所が複数の場合、本部も 1 箇所として計上する）との連絡については、必要に応じてライトパンの運転費を計上すること。

2. 現地測定に使用する機械器具、電気、土地借り上げ等の費用については別途計上すること。

(6) データ整理（一次整理）

本歩掛は、資料の読み取り、一覧の作成に適用する。

a 窒素酸化物

(1 季 1 箇所当り)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師補		人	1.0	
測量助手		人	2.0	
計				

b 一酸化炭素

(1 季 1 箇所当り)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師補		人	1.0	
測量助手		人	2.0	
計				

c 浮遊粒子物質

(1 季 1 箇所当り)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師補		人	1.0	
測量助手		人	2.0	
計				

d 風向・風速

(1 季 1 箇所当り)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師補		人	1.5	
測量助手		人	2.5	
計				

(7) データ整理 (二次整理)

本歩掛は、一次整理を基にした作図、作表及び考察等に適用する。

(1 季 1 箇所当り)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師		人	0.5	
測量技師補		人	1.0	
測量助手		人	1.0	
計				

(8) 後方付け

(1 季 1 箇所当り)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師補		人	1.0	
測量助手		人	1.0	
計				

(9) 諸官庁への手続き

(1 業務当り)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師補		人	1.0	
測量助手		人	2.0	
計				

※諸官庁への手続きは、管轄警察署以外に地権者、用地管理者等を含むものであり、相手先は4箇所までとする。

2-1-3 報告書作成（大気質調査）

1) 既存資料調査

(1) 報告書作成

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
技師A		人	1.0	
技師B		人	1.0	
技師C		人	2.0	
計				

2) 現地調査

(1) 報告書作成

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
技師A		人	1.0	
技師B		人	2.0	
技師C		人	4.0	
計				

2-2 標準歩掛（騒音及び振動調査）

2-2-1 打合せ

1) 既存資料調査

(1) 業務着手時

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
主任技師		人	0.5	
技師B		人	0.5	
計				

※大気質調査を同時に実施する際の増工は無く、当歩掛に含むものとする。

(2) 中間打合せ

(1 回当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
技師A		人	0.5	
技師B		人	0.5	
計				

※大気質調査を含む場合は、必要に応じて中間打合せ回数を計上すること。

(3) 成果品納入時

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
主任技師		人	0.5	
技師B		人	0.5	
計				

※大気質調査を同時に実施する際の増工は無く、当歩掛に含むものとする。

2) 現地調査

現地調査のみの場合に計上するものとし、1) 既存資料調査と同時に計上しないこと。

(1) 業務着手時

(1 業務当り)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師		人	0.5	
測量技師補		人	0.5	
計				

※大気質調査を同時に実施する際の増工は無く、当歩掛に含むものとする。

(2) 中間打合せ

(1 回当り)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師補		人	0.5	
測量助手		人	0.5	
計				

※大気質調査を含む場合は、必要に応じて中間打合せ回数を計上すること。

(3) 成果品納入時

(1 業務当り)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師		人	0.5	
測量技師補		人	0.5	
計				

※大気質調査を同時に実施する際の増工は無く、当歩掛に含むものとする。

2-2-2 騒音及び振動調査

1) 既存資料調査

(1) 計画・準備

(1 業務当り)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
技師A		人	1.0	
技師C		人	1.0	
計				

※大気質調査を同時に実施する際の増工は無く、当歩掛に含むものとする。

(2) 資料収集整理

(1 業務当り)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
技師B		人	0.5	
技師C		人	1.0	
計				

(3) 周辺状況調査

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
技師C		人	1.0	
技術員		人	1.0	
計				

※調査箇所は3箇所までとする。

2) 現地調査

(1) 現地踏査

現地踏査には、測定に支障が無い地点候補を選定する他、対象地点の地権者の確認、仮設電源の必要性等の確認を含む。

1路線10箇所までの適用とする。

(1 回当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師		人	1.0	
測量技師補		人	1.0	
計				

※大気質調査を含む場合は、調査地点が全て同一の場合を除き、別途計上すること。

(2) 実施計画書作成

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師		人	0.5	
測量技師補		人	1.0	
測量助手		人	2.0	
計				

(3) 監督

(観測日1日当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師補		人	2.0	
計				

※1. 計上に当たっては、特記仕様書で義務付けること。

2. 監督調査員の労務単価は、基準日額に超過勤務手当を加算した補正単価とし、2交代勤務として積算する。

3. 観測は24時間の観測を標準とする。

4. 大気質調査を同時に実施する際の増工は無く、当歩掛に含むものとする。

(4) 現地準備

現地準備には、測定機器の設置、校正及び動作確認を含む。

(1 箇所当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師補		人	0.5	
測量助手		人	0.5	
普通作業員		人		※
計				

※高さ方向の測定点がある場合は、普通作業員1.0人(0.5×2人)を計上すること。

(5) 現地測定（レベルレコーダ）

(1 地点、観測日 1 日当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量助手		人	2.0	
計				

※ 1. 監督調査員の労務単価は、基準日額に超過勤務手当を加算した補正単価とし、2 交代勤務として積算する。

2. 観測は 24 時間の観測を標準とする。

3. 必要に応じてライトバンの運転費を計上すること。

(6) データ整理（一次整理）

本歩掛は、資料の読み取り、一覧の作成に適用する。

a 騒音レベル

(1 測点当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師補		人	0.5	
測量助手		人	1.0	
計				

b 振動レベル

(1 測点当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師補		人	0.5	
測量助手		人	1.0	
計				

c 地盤卓越振動数

(1 測点当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師補		人	0.5	
測量助手		人	0.5	
計				

(7) データ整理（二次整理）

本歩掛は、一次整理を基にした作図、作表及び考察等に適用する。

(1 測点当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師補		人	0.5	
測量助手		人	0.5	
普通作業員		人	0.5	
計				

※本歩掛は、騒音及び振動調査に適用するものであり、騒音調査もしくは振動調査を単独で実施した場合は、本歩掛の 1/2 の数量を計上すること。

(8) 後片付け

(1 箇所当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師補		人	0.5	
測量助手		人	0.5	
普通作業員		人		※
計				

※高さ方向の測定点がある場合は、普通作業員 1.0 人 (0.5×2 人) を計上すること。

(9) 諸官庁への手続き

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師補		人	1.0	
測量助手		人	2.0	
計				

※諸官庁への手続きは、管轄警察署以外に地権者、用地管理者等を含むものであり、相手先は4箇所までとする。

2-2-3 報告書作成 (騒音及び振動調査)

1) 既存資料調査

(1) 報告書作成

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
技師B		人	2.0	
技師C		人	2.0	
計				

2) 現地調査

(1) 報告書作成

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
技師A		人	1.0	
技師B		人	2.0	
技師C		人	4.0	
計				

第9章 環境常時観測業務積算基準

1. 環境常時観測業務積算基準	Ⅲ－9－1
1－1 適用範囲	Ⅲ－9－1
1－2 一般事項	Ⅲ－9－1
1) 業務費の構成	Ⅲ－9－1
2) 構成費目の内容	Ⅲ－9－1
1－3 積算	Ⅲ－9－1
1) 業務委託料の積算	Ⅲ－9－1
2) 各構成費目の算定	Ⅲ－9－2
1－4 標準歩掛	Ⅲ－9－2
1) 環境常時観測	Ⅲ－9－2

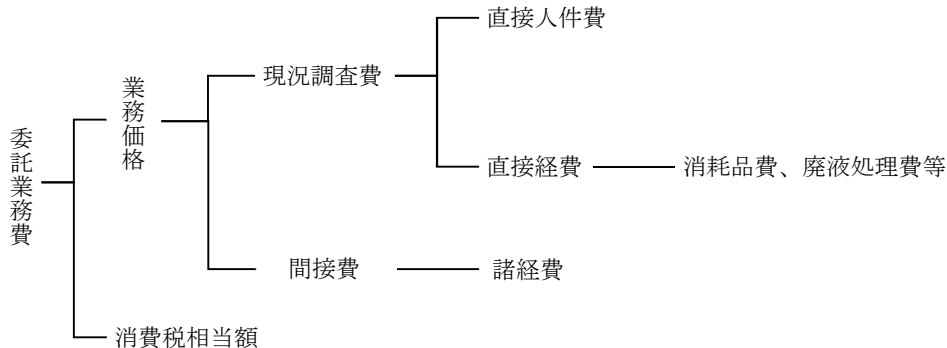
1 環境常時観測業務積算基準

1-1 適用範囲

本基準は、名古屋高速道路公社が実施する環境常時観測業務委託の積算に適用する。

1-2 一般事項

1) 委託業務費の構成



2) 構成費目の内容

(1) 現況調査費

a. 直接人件費

直接人件費は、打合せや保守管理等に従事する技術者の人件費とする。

b. 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な消耗品費、廃液処理費を計上する。

(2) 諸経費

諸経費は、現況調査費で構成されたもの以外の費用で業務管理費及び一般管理費等からなる。

a. 業務管理費

業務処理に必要な経費のうち直接経費以外のもので、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。業務管理費は一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。

b. 一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益からなる。

①一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、宣伝広告費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

②付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

1-3 積算

1) 委託業務費の積算

委託業務費は、次のとおり積算する。

委託業務費 = 業務価格 + 消費税相当額

= (直接人件費 + 直接経費 + 諸経費) × (1 + 消費税率)

2) 各構成費目の算定

(1) 直接人件費

直接人件費は業務処理に従事する技術者の職階に応じ、公社の定める基準日額により算定する。

(2) 直接経費

直接経費は、1－2の2)(1) b. 直接経費の各項目について必要額を計上する。

(3) 諸経費

諸経費は、次式により算定した額とする。

$$\text{諸経費} = \text{直接人件費} \times 50\%$$

(4) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\text{消費税相当額} = (\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{諸経費}) \times \text{消費税率}$$

1－4 標準歩掛

1) 環境常時観測

(1) 打合せ

a 業務着手時

(1 回当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師		人	0.5	
測量技師補		人	0.5	
計				

b 中間打合せ

(1 回当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師補		人	0.5	
計				

c 成果品納入時

(1 回当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師		人	0.5	
測量技師補		人	0.5	
計				

(2) 計画・準備

計画準備には以下の内容を含むものとする。

- ・実施計画書の作成
- ・現地調査

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師		人	0.5	
測量技師補		人	1.0	
計				

(3) 常時観測

a 保守管理

保守管理には以下の機器の保守管理を含むものとする。

- ・窒素酸化物測定装置
- ・浮遊粒子状物質測定装置
- ・風向風速測定装置
- ・騒音計

(1 地点、1 回当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師補		人	0.5	
計				

※希釈器、データ収録装置の保守管理を含む。また、消耗品においては必要に応じて別途計上すること。

b 廃液処理

廃液処理には以下の内容を含むものとする。

- ・収集及び運搬
- ・処理

(1 地点、1 回当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師補		人	0.5	
計				

※必要に応じて計上すること。

c メンテナンス

メンテナンスには以下の内容を含むものとする。

- ・メーカー精密点検

(1 地点、1 業務当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
測量技師補		人		
計				

※必要に応じて計上すること。

d 連絡車（ライトバン）運転費

(1 日当たり)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
ライトバン損料	1.5L	供用日	1	
ガソリン	レギュラー	L	5.2	2.6L/h*2h
計				

※高速道路等の料金は別途計上すること。

(4) 報告書作成 (電算処理)

a 月報

① 月報 (大気質)

(1 回当り)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
技師C		人	1.0	
計				

② 月報 (騒音)

(1 回当り)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
技師C		人	0.5	
計				

③ 月報 (保守管理結果)

(1 回当り)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
技師C		人	0.5	
計				

b 年報

① 年報 (大気質)

(1 業務当り)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
技師B		人	4.0	
計				

② 年報 (騒音)

(1 業務当り)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
技師B		人	3.0	
計				

③ 年報 (保守管理結果)

(1 業務当り)

名 称	規 格	単位	数量	適 用
技師B		人	3.0	
計				